

高齢者保健福祉 のあらまし

令和 6 年度版



福岡市

も く じ

I	福岡市の高齢者の状況	1
II	高齢者・介護者のための相談窓口	
1	いきいきセンターふくおか〔地域包括支援センター〕	2
2	介護実習普及センター	3
3	働く人の介護サポートセンター	5
4	終活相談窓口（終活サポートセンター）	6
5	福岡市成年後見推進センター	7
6	民生委員・児童委員	7
III	地域で暮らしながら受ける支援	
1	高齢者の社会参加への支援	
1	福岡市高齢者利用料減免施設	8
2	高齢者乗車券 ◆シニアドライバーのみなさんへ運転に不安を感じていませんか◆	12
3	「ふくおか・まごころ駐車場」制度	14
4	老人福祉センター	15
5	シニア教室	17
6	高齢者創作講座・高齢者健康いきいき教室	17
7	高齢者地域参画支援講座（高齢者教室）	18
8	R 6 0 倶楽部	18
9	老人いこいの家	19
10	福祉バス	20
11	敬老祝品	20
12	「敬老の日」の高齢者訪問	21
13	シニア・ハローワークふくおか	22
14	シニアお仕事ステーション	23
15	シニア向け就業セミナー・企業説明会等	23
16	シルバー人材センター	24
17	就労相談窓口	25
18	老人クラブ各種事業	26
19	単位老人クラブへの助成	27
20	全国健康福祉祭（ねんりんピック）	28
21	市社会福祉協議会	29
22	区社協事務所（ふれあいネットワーク・ふれあいサロン・ふれあいランチ）	29
23	ボランティアセンター	30
24	介護支援ボランティア事業	31
25	社会貢献型空家バンク事業	32
2	健康づくり・介護予防への支援	
26	健康づくりサポートセンター	33
27	フレイル予防教室	34
28	生き生き講座	34
29	介護予防教室	35
30	訪問型介護予防事業	36

31	よかトレ実践ステーション	37
32	よかドック（福岡市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導）	38
33	がん検診など	39
34	高齢者インフルエンザ予防接種	41
35	高齢者肺炎球菌予防接種	42
3	在宅での日常生活に不安のある人への支援	
36	緊急通報システム	43
37	声の訪問	44
38	孤独死を防ぐ見守りダイヤル	45
39	日常生活用具	46
40	生活支援ショートステイ	47
4	在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援	
41	あんしんショートステイ	48
42	おむつサービス	49
43	寝具洗濯乾燥消毒サービス	50
44	移送サービス	51
45	家族介護者のつどい ◆認知症フレンドリーセンター◆	52
46	認知症の人の見守りネットワーク事業	53
47	認知症高齢者家族介護者支援事業	54
48	認知症カフェ	55
49	認知症コミュニケーション・ケア技法「ユマニチュード®」講座	55
50	ケアノート（在宅連携支援システム）	56
51	ケアインフォ（保険外サービス情報提供サイト）	57
5	住宅に関する支援	
52	住宅改造助成	58
53	住宅改造相談センター	59
54	市営住宅への入居申込みについて	60
55	高齢者向け優良賃貸住宅	61
56	サービス付き高齢者向け住宅	62
57	住まいサポートふくおか	64
58	高齢者世帯住替え助成事業	65
6	権利や財産を守るための支援	
59	権利擁護のための仕組み	66
60	日常生活自立支援事業	68
61	生活福祉資金貸付制度（不動産担保型生活資金）	69
7	終活に関する支援	
62	やすらかパック事業	70
63	ずーっとあんしん安らか事業	71
8	介護保険を利用する居宅サービス	
64	介護保険を利用する居宅サービス	72
9	地域密着型サービス	
65	地域密着型サービス	75

66	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	76
67	看護小規模多機能型居宅介護	78
68	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	79

IV 生活拠点を移して受ける支援

1 介護保険施設以外の施設

69	養護老人ホーム	81
70	軽費老人ホーム(ケアハウス・A型)	83
71	生活支援ハウス	86

2 介護保険施設等

72	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設)	87
73	介護老人保健施設	90
74	介護医療院	92
75	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	93
76	介護付き有料老人ホーム	98

V 介護保険制度

1 介護保険制度について

(1)	介護保険制度の概要	100
(2)	福岡市の第1号被保険者の保険料	101
(3)	要介護(要支援)認定	103
(4)	介護(予防)サービスの利用	104
(5)	介護保険利用者負担の軽減制度	106

2 介護サービスの質の向上・確保のための取組み

(1)	介護保険のサービスに関する相談・苦情について	110
(2)	ふれあい相談員派遣事業	111
(3)	福岡市介護保険事業者研修事業	112
(4)	認知症介護実践者等養成事業	113

VI 高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

(1)	後期高齢者医療制度の概要	114
(2)	保険料と医療費について	114
(3)	医療費のお支払いと給付	119
(4)	制度の運営について	125
(5)	マイナンバーについて	125

2	高齢受給者証	126
---	--------	-----

VII 所得保障

1 国民年金

(1)	老齢基礎年金	128
(2)	その他の年金(老齢年金、通算老齢年金、老齢福祉年金)	128

2 高齢者または高齢者を扶養している人が受ける所得控除など

(1)	所得税・住民税の所得控除	129
(2)	所得税・住民税の所得控除のための証明書	130

VIII	問い合わせ先一覧	131
------	----------	-----

I 福岡市の高齢者の状況

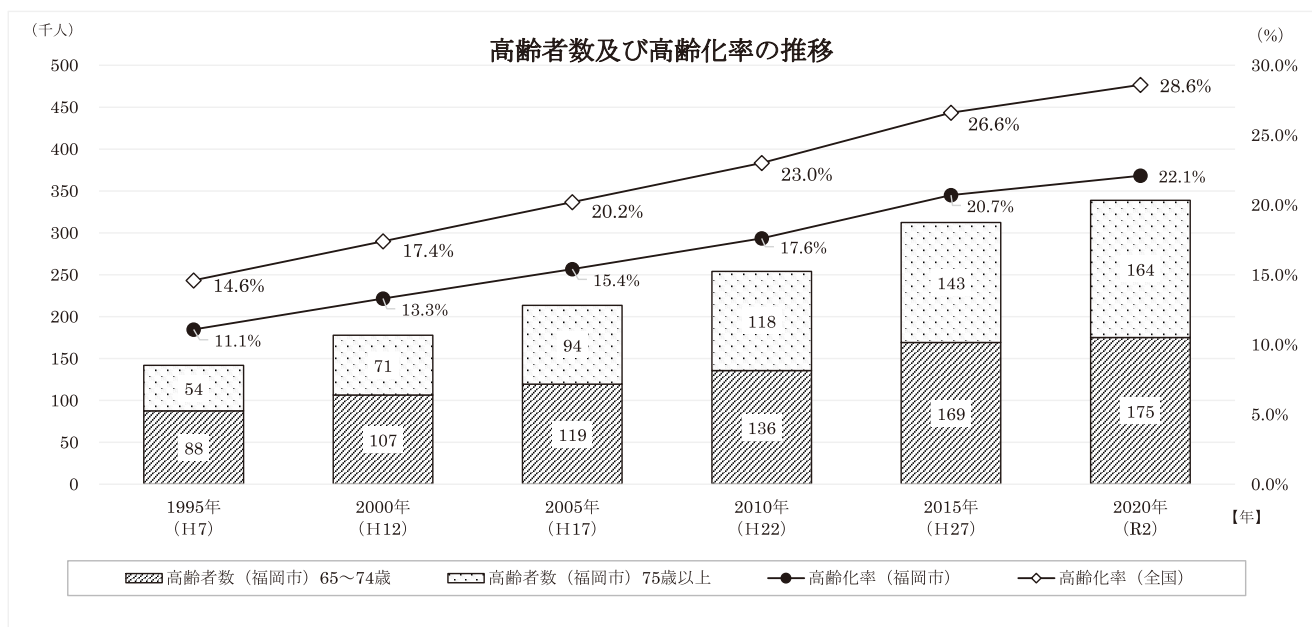
○高齢者人口（65 歳以上）の推移

（単位：千人、％）

区分	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)
総人口 … (A)	1,285	1,341	1,401	1,464	1,539	1,612
総人口(A)－不詳 …(B)	1,280	1,337	1,385	1,444	1,509	1,534
(65 歳以上)高齢者人口 …(C)	142	178	213	254	312	339
高齢化率 (C)／(B)	11.1	13.3	15.4	17.6	20.7	22.1

※国勢調査結果による。

※高齢化率は、総人口から不詳分を除いた数(B)に占める（65 歳以上）高齢者人口(C)の割合



※高齢化率（全国）は、国勢調査結果による。

○区別高齢者人口（令和 6 年 3 月末現在）

（単位：人、％）

	市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
総人口 A	1,594,659	326,184	242,660	199,590	268,468	126,564	222,718	208,475
75 歳以上人口 B	188,003	38,581	22,848	19,738	33,180	17,389	28,848	27,419
総人口に対する割合 B/A	11.8	11.8	9.4	9.9	12.4	13.7	13.0	13.2
65 歳以上人口 C	356,397	73,247	43,743	38,259	62,545	32,614	55,244	50,745
総人口に対する割合 C/A	22.3	22.5	18.0	19.2	23.3	25.8	24.8	24.3

※総人口 A は、住民基本台帳登録人口

Ⅱ 高齢者・介護者のための相談窓口

1 いきいきセンターふくおか〔地域包括支援センター〕（福祉局地域包括ケア推進課）

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるよう、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の身体状況に応じたアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活をしていくことができるよう支援します。

いきいきセンターふくおかを市内に57センター設置し、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの資格をもつ専門的なスタッフが相談などに応じます。

1 内容

- (1) 健康、福祉、介護などに関する相談対応
- (2) 介護予防の動機づけや介護予防活動の継続支援
- (3) 高齢者の権利擁護に関する相談対応
- (4) 高齢者が暮らしやすい地域づくり・地域のケアマネジャーへの支援

2 担当地域

いきいきセンターふくおかは、小学校区により担当する地域が分かれています。

それぞれの担当地域や設置場所等は、巻末のいきいきセンターふくおか一覧表(P132～134)でご確認ください。

3 対象者

高齢者及びその家族並びに介護、保健、福祉、医療等の関係者

4 費用

無料

5 利用時間

月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時まで(祝日と年末年始を除く。)

※土曜日は、電話またはセンターでの相談対応となります。

※上記利用時間外は、専用の電話番号をご案内します。



Ⅱ 高齢者・介護者のための相談窓口

2 介護実習普及センター（福祉局認知症支援課）

介護についての知識や、介護の技術を学ぶことができるセンターです。福祉用具の展示場や住宅改造例を紹介したモデルルームがあります。

また、相談コーナーを設け、介護や福祉用具、住宅改造などの相談もお受けしています。

1 場所等

中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ3階 TEL 731-8100 FAX 731-5361

開 館：午前10時～午後6時

休館日：毎月第3火曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月28日～1月3日）

2 内容

（1）介護講座の開講

家庭で介護している人、ボランティア活動をしたい人、介護に関心を持っている人など、市民の皆さんを対象に様々な介護講座を開講しています。また、目的や時間にあわせて好きなコースを受講できます。

（講座名）

○学んで実践！介護講座

○人生100年時代の老い支度

○なかなか聞けない排泄のこと

○今日から使える介護1日講座

○一緒に歩むための認知症介護講座

○自助具製作教室

など



（2）団体向け介護講座

地域の団体（委員会・協議会・高齢者サロンなど）や会社（医療・福祉職以外）、小中学校などを対象とし、リクエストに応じて介護に関する様々な講座を開催します。また、地域へ出向いて行う出前介護講座も開催します。

○高齢者疑似体験

疑似体験セットを装着し、80歳代の高齢者の心身を体験するプログラムです。高齢者にやさしい社会づくりや商品・サービスの開発・提供などに役立てることができます。

※高齢者疑似体験のみ医療・福祉関係の学校及び職員向けにも開催できます。

○介護講座

依頼者のご要望に応じて、介護に関する講座を開催します。介護の知識や方法、福祉用具の選び方（例：杖・歩行器の選び方・使い方、車いすの取り扱い方と介助）など、講座内容はご相談ください。

・リクエスト介護講座・・・会場：福岡市市民福祉プラザ内

・出前介護講座・・・会場：公民館・集会所・市民センターなど依頼者で確保してください。

（3）福祉用具の展示場、住宅改造のモデルルーム

介護用ベッド、車いすから使いやすく工夫された食器や食具まで約1,500点の福祉用具を展示しています。浴室、トイレの改造例などのモデルルームもあり、来場者は実際に試しながら相談ができます。

Ⅱ 高齢者・介護者のための相談窓口

2 介護実習普及センター（福祉局認知症支援課）

(4) 情報提供

情報誌、カタログ、パンフレットなどを配布しています。

(5) 自助具工房

体が不自由になったとき、日常の様々な動作を助けてくれる道具が「自助具」です。例えば歯を磨く、靴下をはくなどの動作を、普段使っている日用品を工夫した道具(自助具)を使うことにより、自分で楽にできるようになります。この自助具の製作や相談に応じています。

自助具には市販品もあります。

自助具例:握力が弱い人向けの「ホルダー付きヘアブラシ」

股関節が曲がりにくい人向けの「リーチャー付き長柄靴べら」

(6) 介護、福祉用具相談

高齢者、障がい者、その家族などの介護の相談を専門相談員がお受けします。

相談時間:毎日〔年末年始(12月28日～1月3日)、毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)を除く。〕午前10時～午後6時 TEL 731-8100

3 その他

介護実習普及センターホームページ

<https://kajitu.fukuwel.or.jp/>

(センター内の紹介・介護講座の案内が掲載されています)

《ホームページはこちらから》

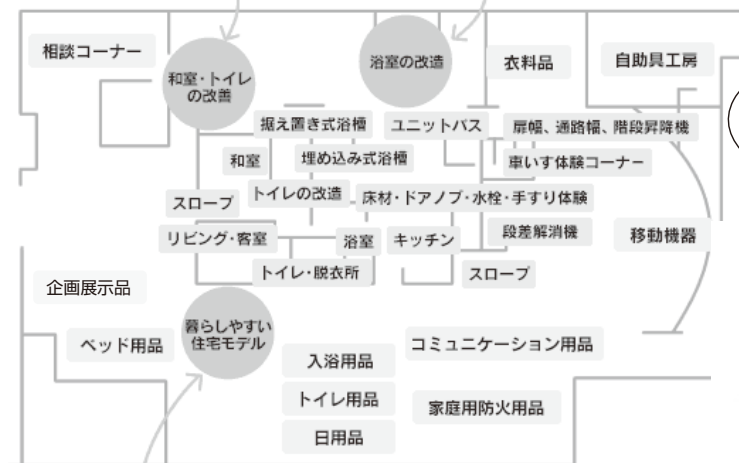


ホルダー付きヘアブラシ



このコーナーでは、和室とトイレの改善例を紹介しています。

このコーナーでは、3つのタイプの浴室の改善例を紹介しています。



このコーナーでは、車いすリフトの2つの移動手段を使った暮らしやすい住宅を紹介しています。

福祉用具を多数
展示しています。
お気軽にご相談ください!



Ⅱ 高齢者・介護者のための相談窓口

3 働く人の介護サポートセンター（福祉局認知症支援課）

働く人が介護に直面した場合でも、離職せずに介護と両立して仕事を続けられるよう、専門の相談員が情報提供やアドバイスを行います。

1 場所等

場 所：中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ3階
TEL 982-5407 FAX 982-5409

開設日時：【月・木曜日】正午～午後8時

【日曜日】午前10時～午後6時

※祝日・振替休日・年末年始(12月29日～1月3日)は閉設、祝日が日曜日の場合は開設

※電話及びメール・ZOOM等でも相談を受け付けます

なお、メールでは介護に関する一般的な相談や情報提供のみ行っております

※詳細は福岡市ホームページをご覧ください

2 実施内容

介護休業制度や介護保険制度の内容、介護保険外の在宅サービスの紹介、仕事と介護の両立についてのアドバイスなど

※情報提供コーナーで、パンフレット・書籍等の閲覧もできます。

【相談例】

○遠方で一人暮らしをしている高齢の母親が、腰椎圧迫骨折で入院していたが、今月末で退院することになった。現在、杖を使って室内の移動はできているが、家事や通院などが一人で出来るか心配。

○同居の85歳の母親が、物忘れがひどくなり、足腰が弱って外出もせず、閉じこもり気味になった。このまま悪化していくのではないかと心配だが、どうしたらよいか分からない。

○一人暮らしの80代の父親が、アルツハイマー型認知症と診断を受けた。親族から、「仕事を辞め、親元に帰り介護をなささい。」と言われ、悩んでいる。



Ⅱ 高齢者・介護者のための相談窓口

5 福岡市成年後見推進センター（福祉局地域包括ケア推進課）

成年後見制度についてのご相談をお受けし、制度を利用するための手続きなどの説明を行います。（来所による相談、専門職相談は要予約）

1 開設時間

火曜日～土曜日 午前9時～午後5時

（祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。）

※来所によるご相談は、事前に電話にて予約をお願いします。

2 実施内容

成年後見制度のしくみや、利用するための流れについての相談や情報提供

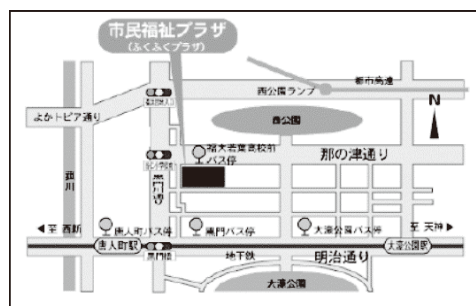
3 場所

中央区荒戸3丁目3-39

福岡市市民福祉プラザ3階

4 相談料

無料



5 専門職相談

弁護士、司法書士、社会福祉士が、月替わりで、成年後見制度の利用に関するご相談をお受けします。

開催日 毎月第2火曜日 及び5月・8月・11月・2月の第4火曜日 午後1時～午後4時

相談時間 1件45分

相談料 無料

申込方法 電話、来所又はFAXでお申し込みください。

【問い合わせ先】

福岡市成年後見推進センター

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3丁目3番39号 福岡市市民福祉プラザ3階

TEL 753-6450 FAX 734-2010

6 民生委員・児童委員（福祉局地域福祉課）

民生委員・児童委員は、住民の立場にたって、まちの福祉を担うボランティアです。「身近な相談相手」として、生活の心配ごとや困りごとなどの相談に応じるとともに、その課題が解決できるよう、行政機関をはじめ、必要な支援への「つなぎ役」になります。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター地域保健福祉課（P131 参照）

福祉局地域福祉課 TEL 733-5346 FAX 733-5914

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

1 福岡市高齢者利用料減免施設（福祉局高齢福祉課）

次の施設では、福岡市内にお住まいの高齢者であることを証明する本人確認書類を提示すると無料または割引料金で利用できます。

年齢及び施設によって減免率が異なりますので、詳しい内容は各施設へお問い合わせください。また、工事による施設の休館などがありますので、施設利用の際にはご注意ください。

1 内容

利用料が無料または減額となる施設

※施設一覧は各区役所福祉・介護保険課等で配布しているほか、ホームページにも掲載しています。

2 対象者

福岡市にお住まいの 65 歳以上の人

3 利用方法

施設をご利用の際に、健康保険被保険者証や運転免許証など、名前、住所、年齢が確認できる書類を提示してください。

※平成 28 年度まで発行していたシルバー手帳は、下記施設をご利用する場合に限り、本人確認書類として利用することができます。

（平成 29 年度以降は紛失・破損した場合を含め、シルバー手帳の発行はしていません。）

4 利用料が無料または割引料金で利用できる施設（令和6年4月1日現在）

施設によっては、駐車場料金や遊具料、企画展等利用内容によって別途料金が必要な場合があります。詳しい内容は各施設にお問い合わせください。

◆65 歳以上の人が無料になる施設

福岡市の施設

施設名	所在地	電話	FAX
福岡市動植物園	中央区南公園1-1	531-1968	531-1996
友泉亭公園	城南区友泉亭1-46	711-0415	711-0415
楽水園	博多区住吉2-10-7	262-6665	262-6665
松風園	中央区平尾3-28	524-8264	524-8264
「博多町家」ふるさと館	博多区冷泉町6-10	281-7761	281-7762
今宿野外活動センター	西区今宿上ノ原217-2	806-3114	806-3115
花畑園芸公園（果実採取園）	南区柏原7-571-1	565-5114	565-3754
福岡市美術館（コレクション展示のみ）	中央区大濠公園1-6	714-6051	714-6071
福岡アジア美術館（常設展示のみ）	博多区下川端町3-1リバレインセンタービル7、8階	263-1100	263-1105

1 高齢者の社会参加への支援

福岡市の施設			
施設名	所在地	電話	FAX
福岡市博物館（常設展示のみ）	早良区百道浜3-1-1	845-5011	845-5019
さざんびあ博多（体育館、トレーニングルーム）	博多区南本町2-3-1	502-8570	502-8571
コミセンわじろ（体育館、トレーニングルーム）	東区和白丘1-22-27	608-8480	608-8485
さいとびあ（体育館、トレーニングルーム）	西区西都2-1-1	807-8900	807-8895
アミカス（軽運動室 A、創作室）	南区高宮3-3-1	526-3755	526-3766
熊本市の施設			
施設名	所在地	電話	FAX
熊本城 ※特別公開実施中	熊本市中央区本丸1-1	096-223-5011	096-223-5056
旧細川刑部邸 ※休園中	熊本市中央区古京町3-1	096-352-5900	096-356-5655
熊本博物館	熊本市中央区古京町3-2	096-324-3500	096-351-4257
熊本市動植物園	熊本市東区健軍5-14-2	096-368-4416	096-365-5671
北岡自然公園	熊本市中央区横手2-5-1	096-356-8005	096-356-8005
立田自然公園	熊本市中央区黒髪4-610	096-344-6753	096-344-6753
熊本市塚原歴史民俗資料館	熊本市南區城南町塚原1924	0964-28-5962	0964-28-0154
熊本市田原坂西南戦争資料館	熊本市北区植木町豊岡858-1	096-272-4982	096-272-4982
桜の馬場 城彩苑 「熊本城ミュージアム わくわく座」	熊本市中央区二の丸1-1-1	096-288-5600	096-288-0808
小泉八雲熊本旧居	熊本市中央区安政町2-6	096-354-7842	096-354-7842
御馬下の角小屋	熊本市北区四方寄町1274	096-245-2963	096-245-2963
後藤是山記念館	熊本市中央区水前寺2-6-10	096-382-4061	096-382-4061
夏目漱石内坪井旧居	熊本市中央区内坪井町4-22	096-325-9127	096-325-9127
夏目漱石大江旧居	熊本市中央区水前寺公園21-16	096-385-2266	096-385-2266
徳富記念園	熊本市中央区大江4-10-33	096-362-0919	096-362-0919
横井小楠記念館	熊本市東区沼山津1-25-91	096-368-6158	096-368-6158
熊本洋学校教師ジェーンズ邸	熊本市中央区水前寺公園12-10	096-382-6076	096-382-6076
熊本藩川尻米蔵	熊本市南区川尻3-3-30	096-358-8008	096-358-8008
リデル、ライト両女史記念館	熊本市中央区黒髪5-23-1	096-345-6986	096-345-6986

※地震の影響により休館中の施設がありますので、施設利用の際にはご注意ください。
 ※熊本城の特別公開の詳細については、熊本城オフィシャルサイトをご確認ください。
 ※さざんびあ博多は、令和6年3月1日から令和6年10月31日まで工事のため休館しています。

◆満65歳～69歳の人が半額、70歳以上の人が無料になる施設

福岡市の施設			
施設名	所在地	電話	FAX
総合体育館	東区香椎照葉6-1-1	410-0314	410-0318
市民体育館	博多区東公園8-2	641-9135	641-9139
東体育館	東区香住ヶ丘1-12-2	672-0301	672-0302
博多体育館	博多区山王1-9-5	481-0301	481-0302

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

福岡市の施設

施設名	所在地	電話	FAX
中央体育館	中央区赤坂2-5-5	741-0301	741-0617
南体育館	南区塩原2-8-1	552-0301	552-0302
城南体育館	城南区別府6-14-22	851-0303	851-0040
早良体育館	早良区四箇6-17-6	812-0301	812-6458
西体育館	西区拾六町1-13-35	882-5144	882-5244
ももち体育館	早良区百道2-3-15	851-4550	851-5551
東市民プール	東区名島2-42-1	662-6111	662-6112
博多市民プール	博多区東那珂1-9-15	473-8855	473-8856
中央市民プール	中央区西公園14-30	712-8090	712-8298
南市民プール	南区三宅3-31-1	561-6011	561-3993
城南市民プール	城南区片江1-5-1	863-7098	863-7198
早良市民プール	早良区曙1-3-15	841-1080	846-6528
総合西市民プール	西区西の丘1-4-1	885-0124	885-6016

※早良市民プールは、令和6年9月1日（予定）からの工事のため休館しています。

※東体育館は、令和6年10月1日（予定）から工事のため休館します。

◆70歳以上の人が無料になる施設

鹿児島市の施設

施設名	所在地	電話	FAX
鹿児島市平川動物公園	鹿児島市平川町5669-1	099-261-2326	099-261-2328
鹿児島市立美術館(常設展のみ)	鹿児島市城山町4-36	099-224-3400	099-224-3409
鹿児島市維新ふるさと館	鹿児島市加治屋町23-1	099-239-7700	099-239-7800
鹿児島市立ふるさと考古歴史館	鹿児島市下福元町3763-1	099-266-0696	099-284-5274
かごしま近代文学館	鹿児島市城山町5-1	099-226-7771	099-227-2653
かごしまメルヘン館	鹿児島市城山町5-1	099-226-7771	099-227-2653
西郷南洲顕彰館	鹿児島市上竜尾町2-1(南洲公園内)	099-247-1100	099-247-3373
旧鹿児島紡績所技師館(異人館)	鹿児島市吉野町9685-15	099-247-3401	099-247-3401

◆65歳以上の人が割引料金になる施設

福岡市の施設

施設名	所在地	電話	FAX
福岡市海づり公園	西区大字小田字池ノ浦地先	809-2666	809-2669
福岡タワー	早良区百道浜2-3-26	823-0234	822-4656
福岡市総合図書館(映像ホール・シネラ)	早良区百道浜3-7-1	852-0600	852-0609

北九州市の施設

施設名	所在地	電話	FAX
旧門司三井倶楽部	門司区港町7-1	093-321-4151	なし

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

北九州市の施設			
施設名	所在地	電話	FAX
白野江植物公園	門司区白野江2	093-341-8111	093-341-8444
門司麦酒煉瓦館	門司区大里本町3-6-1	093-382-1717	なし
グリーンパーク	若松区大字竹並響灘緑地内	093-741-5545	093-741-5499
熱帯生態園	若松区大字竹並響灘緑地内	093-741-5545	093-741-5499
ひびき動物ワールド	若松区大字竹並響灘緑地内	093-741-2700	093-741-6623
スペースLABO(北九州科学館)	八幡東区桃園3-1-5	093-671-4566	093-671-4568
北九州市立美術館(コレクション展)	戸畑区西鞆ヶ谷町21-1	093-882-7777	093-861-0959
旧大阪商船(わたせせいぞうギャラリー)	門司区港町7-18	093-321-4151	なし
自然史・歴史博物館(常設展示のみ)	八幡東区東田2-4-1	093-681-1011	093-661-7503
もじ少年自然の家	門司区大字喜多久784-1	093-341-1128	093-341-1118
足立青少年の家	小倉北区寿山町7-14	093-951-0131	093-951-0131
かぐめよし少年自然の家	小倉南区大字頂吉451-1	093-451-3111	093-451-3133
玄海青年の家	若松区大字竹並126-2	093-741-2801	093-741-4432
畑キャンプセンター(研修室)	八幡西区大字畑2193-2	093-618-3951	093-618-3951
北九州穴生ドーム	八幡西区鉄竜1-5-2	093-645-6691	093-645-6661
門司港レトロ展望室	門司区東港町1-32	093-321-4151	なし
小倉城	小倉北区城内2-1	093-561-1210	なし
小倉城庭園	小倉北区城内1-2	093-582-2747	093-562-5265
松本清張記念館	小倉北区城内2-3	093-582-2761	093-562-2303
長崎街道 木屋瀬宿記念館	八幡西区木屋瀬3-16-26	093-619-1149	093-617-4949
到津の森公園	小倉北区上到津4-1-8	093-651-1895	093-651-1917
関門海峡ミュージアム	門司区西海岸1-3-3	093-331-6700	093-331-6702
九州鉄道記念館	門司区清滝2-3-29	093-322-1006	093-332-7233
北九州市立文学館	小倉北区城内4-1	093-571-1505	093-571-1525
北九州市漫画ミュージアム	小倉北区浅野2-14-5 あるある City 5・6階	093-512-5077	なし
脇田海釣り桟橋(平日のみ)	若松区大字安屋地先	093-741-3610	なし
旧安川邸	戸畑区一枝1-4-23	093-482-6033	なし
熊本市の施設			
施設名	所在地	電話	FAX
熊本市現代美術館(有料企画展)	熊本市中央区上通町2-3	096-278-7500	096-359-7892
◆70歳以上の方が割引料金になる施設			
鹿児島市の施設			
施設名	所在地	電話	FAX
いおワールドかごしま水族館	鹿児島市本港新町3-1	099-226-2233	099-223-7692

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

2 高齢者乗車券 (福祉局高齢福祉課)

高齢者の社会参加を促進するために、交通費の一部を助成します。

1 内容

(1) 交付額

申請月により交付額が異なります。各年度分、10月から翌年9月までの間に年1回交付が受けられます。

本人の介護保険料所得段階に応じて、次のとおり交付します。

申請月	7～12月	1～3月	4～6月	7～9月
介護保険料所得段階1～5	12,000 円	9,000 円	6,000 円	3,000 円
介護保険料所得段階6・7	8,000 円	6,000 円	4,000 円	2,000 円

※介護保険料所得段階8～15の人には交付されません。

(2) 助成の種類(令和6年度)

次の中から1種類を選択 ※申請後に券種の変更はできません。

- 交通用福祉ICカード
- タクシー助成券
- 今宿姪浜線乗合バスなぎさ号回数乗車券
- 市営渡船 乗船引換券(乗船券売り場で乗船券と交換してください。)
- 早良区大字西地区乗合タクシー 回数乗車券
- 曲淵線乗合タクシー回数乗車券
- オンデマンド交通チョイソコふくおか乗車券

(3) 「交通用福祉ICカード」について

令和2年度以降に交付したICカードは、今後も繰り返し使います。残額がなくなっても、大切に保管してください。

ICカードを紛失した場合は、次回交付時に、ICカードを再発行するための実費相当額として、助成額から 500 円を減額します。

2 対象者

福岡市に居住し、住民登録をしている満70歳以上の人であって、当該年度の本市の介護保険料所得段階区分が1～7の人。

ただし、福祉乗車券の対象者は、福祉乗車券または福祉乗車証が交付されるので、高齢者乗車券の交付対象者になりません。

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

【参考】福祉乗車券の対象者(70 歳以上)

- ・ 身体障害者手帳1～3級
- ・ 療育手帳 A
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級
- ・ 戦傷病者手帳
- ・ 被爆者健康手帳

※合計所得金額が 200 万円以上の人には、交付されません。

3 申請・交付方法

(1) 申請方法 ※交付を受けるには、申請が必要です。

- ・ 高齢者乗車券郵送受付センターに申請書を郵送してください。また、福岡市ホームページからオンライン申請もできます。
- ・ 満 70 歳になる人は誕生日の前日から申請できます。
- ・ 市外から転入された人は、前住所地の所得証明書(前年度の課税状況が分かるもの)が必要な場合があります。

(2) 交付方法

- ・ 9月下旬以降、郵送で交付します。
- ・ 令和2年度以降に交付を受けた IC カードを持っている人で、令和6年度も交通用福祉 IC カードを申請する人は、9月下旬以降、交付決定通知でお知らせする日から、地下鉄券売機や、区役所、地域交流センター等に設置しているポイントチャージ専用機でチャージの上、ご利用ください。

【問い合わせ先】

高齢者乗車券郵送受付センター TEL:0120-502-633
FAX:0120-880-219

◆シニアドライバーのみなさん～運転に不安を感じていませんか？～

(市民局防犯・交通安全課)

シニアドライバーの方の安全運転を支える取組みとして、市では、運転者の方が、加齢による自らの身体機能や認知機能の低下に気づき、安全運転を心がけていただく機会の充実を図るため、福岡県警察や JAF 福岡支部等の関係機関や企業・団体と連携し、体験型の安全運転講習会等を開催しております。

また、運転免許証を返納したい方は、運転免許取り消しの申請(自主返納)をすることができます。加齢に伴い、視野障害や筋力の衰えなど身体機能が低下すると、運転操作のミスへとつながります。交通事故は、被害者だけでなく加害者、さらにはその家族と多くの方に大きな影響を与えます。運転に不安を感じたら、ご家族等と相談して、自主返納についても検討しましょう。返納の手続きや相談については、福岡県警察のホームページをご確認ください。

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

3 「ふくおか・まごころ駐車場」制度（福岡県障がい福祉課）

「ふくおか・まごころ駐車場」として登録された駐車場を利用するための利用証を発行し、障がい者や高齢者など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な人が、安全かつ安心して商業施設や公共施設を利用できるように支援する制度です。

○対象者

対 象 者		確 認 書 類	
身体障がい者	視覚障がい4級以上	身体障害者手帳	
	聴覚障がい3級以上	身体障害者手帳	
	平衡機能障がい5級以上	身体障害者手帳	
	上肢機能障がい2級以上	身体障害者手帳	
	下肢・移動機能障がい6級以上	身体障害者手帳	
	体幹機能障がい5級以上	身体障害者手帳	
	内部機能障がい4級以上	身体障害者手帳	
知的障がい者	療育手帳の障がいの程度欄「A」	療育手帳	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者保健福祉手帳	
高齢者	介護保険要介護1級以上	介護保険被保険者証	
難病者	特定医療費(指定難病)受給者又は 特定疾患医療受給者 (小児慢性特定疾病医療受給者証を含む)	特定医療費(指定難病)受給者証又は 特定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証	
妊産婦	単胎児	妊娠7ヶ月から産後3ヶ月の人 (妊娠7ヶ月の属する月の初日から申請 受付・交付ができます。)	母子健康手帳
	多胎児	妊娠7ヶ月から産後18ヶ月の人 (妊娠7ヶ月の属する月の初日から申請 受付・交付ができます。)	母子健康手帳(人数分)
けが人	けがで車いす・杖などを使用中の人	身分証明書(運転免許書等)及び診断書	

※常時車いすを利用し、自ら運転する身体障がい者は、身体障害者手帳のほか、運転免許証の提示が必要です。

※けが人は、診断書に、下記の1及び2が明記されていることが必要です。

- 1 車いす又は杖などの補装用具等の使用期間
- 2 歩行困難な期間

※代理人による申請も可能です。その場合は、上記の確認書類のほか、代理人の身分証明書(運転免許証等)の提示が必要です。

【窓口】

身体・知的障がい者・高齢者・けが人は各区の福祉・介護保険課（P131参照）

精神障がい者・難病者・妊産婦は各区の健康課（P131参照）

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

4 老人福祉センター (福祉局高齢福祉課)

高齢者が健康で明るい生活を営むために、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどの便宜を総合的に提供するための施設で、市内に7施設（各区に1施設）あります。

平成18年4月1日から利用者へのサービス向上を目的に、「指定管理者制度」を導入し、福岡市から指定を受けた民間事業者が施設の管理運営を行っています。

1 設備

娯楽室、研修室、和室、大広間など

2 事業

(1)教室事業

スマホ・タブレット教室や健康体操、英会話などの高齢者が学ぶための教養講座やシニア教室を開講しています。

(2)交流事業

地域住民や異世代と触れ合うことができるイベントを実施し、参加することができます。

(3)相談事業

利用者が抱える健康や法律に関する悩みや不安を解決するための相談をすることができます。

3 対象者

- ・ 市内に居住する原則60歳以上の人、団体
- ・ 社会福祉事業に従事する団体

4 利用料金

無料(教材費は本人負担)

5 利用方法

各老人福祉センターに直接お申し込みください。

(※P16の「6 施設一覧」を参照ください。)

団体で利用する場合は、利用日の10日前までに利用申込書を提出し、利用許可を受けてください。

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

6 施設一覧 ※休園日、開園時間等は施設によって異なります。

施設名（管理運営） 所在地	電話 F A X	開園時間	休園日
東香園〔㈱ウイズグループ〕	671-2213	火曜日～土曜日：午前9時～午後6時 日曜日：午前9時～午後5時30分	月曜日、祝休日（敬老の日を除く。）、 月曜日が祝休日の場合翌火曜日、 敬老の日の翌日 12/29～1/3
東区香住ヶ丘1丁目9-1	671-2214		
長生園〔(社福)まごころ会〕	641-0903	午前9時～午後5時	月曜日、祝休日（敬老の日を除く。）、 月曜日が祝休日の場合翌火曜日、 敬老の日の翌日 12/28～1/3
博多区千代1丁目1-42	641-0907		
舞鶴園〔(社福)まごころ会〕	771-7677	5/1～10/31：午前9時～午後6時 11/1～4/30：午前9時～午後5時	月曜日、祝休日（敬老の日を除く。）、 月曜日が祝休日の場合翌火曜日、 敬老の日の翌日 12/28～1/3
中央区長浜1丁目2-15	716-0046		
若久園〔㈱ウイズグループ〕	511-7255	火曜日～土曜日：午前9時～午後6時 日曜日：午前9時～午後5時30分	月曜日、祝休日（敬老の日を除く。）、 月曜日が祝休日の場合翌火曜日、 敬老の日の翌日 12/29～1/3
南区若久6丁目29-1	511-7558		
寿楽園〔(社福)福岡市身体障害者福祉協会〕	861-1123	午前9時～午後6時	月曜日、祝休日（敬老の日を除く。）、 月曜日が祝休日の場合翌火曜日、 敬老の日の翌日 12/29～1/3
城南区南片江2丁目32-1	861-1123		
早寿園〔(社福)敬養会〕	804-7750	午前9時～午後5時30分	月曜日、祝休日（敬老の日を除く。）、 12/30～1/3
早良区重留7丁目8-8	804-7751		
福寿園〔(社福)福岡ケアサービス〕	891-2727	午前9時～午後5時	月曜日、祝休日（敬老の日を除く。）、 月曜日が祝休日の場合翌火曜日、 敬老の日の翌日 12/28～1/3
西区今宿青木1043-31	891-2727		

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

5 シニア教室

(福祉局高齢福祉課)

高齢者の豊富な知識をお互いに教えたり、習ったりすることにより、社会参加意識の高揚、教養の向上及び親睦を図り、高齢者の生きがいの増進を図ります。

1 場所

老人福祉センター及び老人いきいきの家等

2 対象者

市内に居住する 60 歳以上の人(実施年度内に 60 歳になる人を含む。)

3 費用

無料(教材費は本人負担)

4 申込方法

希望種目を実施する区の老人福祉センターに直接来園するか電話により、お申し込みください。
(例年2月受付:定員を超えた場合は抽選になることがあります。)(P15、16 参照)

6 高齢者創作講座・高齢者健康いきいき教室 (福祉局高齢福祉課)

高齢者が希望と能力に応じた講座・教室に参加することによって、生きがいを高め、生活を健康で豊かなものにすることが目的です。

1 内容

(令和 6 年度)

実施場所(老人福祉センター)	高齢者創作講座	高齢者健康いきいき教室
東香園(東区)	パッチワーク、染め花	
長生園(博多区)	博多人形	
舞鶴園(中央区)	編物	
若久園(南区)	陶芸(令和6年度は休講)、園芸	
寿楽園(城南区)		歌と体操
早寿園(早良区)		歌と体操
早寿園陶芸場(早良区)	陶芸(令和6年度は休講)	
福寿園(西区)	編物	

2 対象者

市内に居住する 60 歳以上の人(実施年度内に 60 歳になる人を含む。)

3 費用

(1)高齢者創作講座 無料(教材費は本人負担)

(2)高齢者健康いきいき教室 1回 500 円

4 申込方法

希望種目を実施する老人福祉センターに直接来園するか電話により、お申し込みください。
(例年2月受付:定員を超えた場合は抽選になることがあります。)(P15、16 参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

7 高齢者地域参画支援講座(高齢者教室) (市民局公民館支援課)

高齢者の生きがいづくりとなる学習機会を提供するとともに、その学習成果や豊富な社会経験を地域に生かす契機とするための講座です。

1 内容

地域社会における高齢者の役割、高齢者の健康と体力、時事問題、若い世代との交流、郷土の歴史と文化、ボランティア活動への参加、人権教育など

2 場所

各公民館

3 対象者

60 歳以上の人

【問い合わせ先】

各公民館 (P137、138参照)

8 R 6 0 倶楽部 (福祉局高齢福祉課)

シニアの方々が長年培った経験や技能、趣味や興味を生かして自らイベント(教室・体験プログラム・サービスなど)を企画、実施していく活動です。

1 対象者

60 歳前後の方を中心とする世代の人

2 日程

市政だよりや福岡市ホームページでお知らせします。

【問い合わせ先】

アラカンフェスタ実行委員会(福祉局高齢福祉課) TEL 711-4881 FAX 733-5914

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

9 老人いこいの家 (福祉局高齢社会政策課)

高齢者の教養の向上や相互親睦などの場として利用してもらうため、各小学校区に1か所設置しており、老朽施設については計画的に建て替えを進めています。

1 内容

利用時間: 午前9時～午後5時

設備: テレビ、エアコン、囲碁・将棋セットなど

2 対象者

市内に居住するおおむね 60 歳以上の人

3 利用方法

地域の鍵管理人にお申し込みください。詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課 (P131 参照)

区別 (校区数)	設置校区
東 (30)	若宮・宮松・千早西・美和台・青葉・志賀島・香椎・城浜・和白東・八田・奈多・箱崎・舞松原・勝馬・香椎東・名島・馬出・和白・三苫・西戸崎・香住丘・東箱崎・香椎下原・多々良・千早・松島・香陵・香椎浜・照葉・照葉北
博多 (18)	三筑・春住・東光・博多・東住吉・席田・東吉塚・板付北・堅粕・那珂・月隈・東月隈・住吉・板付・那珂南・吉塚・弥生・千代
中央 (12)	春吉・草ヶ江・高宮・平尾・赤坂・小笹・警固・南当仁・当仁・福浜・笹丘・舞鶴
南 (25)	弥永西・大楠・長住・玉川・長丘・三宅・臼佐・西高宮・柏原・東花畑・宮竹・弥永・西長住・筑紫丘・西花畑・野多目・若久・鶴田・塩原・大池・老司・東若久・花畑・横手・高木
城南 (11)	長尾・別府・片江・田島・城南・鳥飼・堤・七隈・南片江・金山・堤丘
早良 (25)	原西・高取・百道・小田部・入部・野芥・室見・賀茂・西新・有田・脇山・四箇田・大原・田隈・飯倉中央・飯原・飯倉・内野・有住・原北・原・田村・百道浜・早良・曲渕
西 (25)	西陵・元岡・周船寺・北崎・福重・姪浜・今津・能古・壱岐南・壱岐・下山門・内浜・金武・今宿・壱岐東・石丸・城原・玄洋・玄界・小呂・愛宕・愛宕浜・姪北・西都・西都北

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

10 福祉バス （福祉局高齢福祉課）

市内に居住する人によって構成される下記の対象団体の研修やレクリエーションなど、団体の自主的活動を支援するため福祉バスを運行します。

1 対象となる団体

福岡市老人クラブ運営基準に基づき結成された老人クラブなど

2 費用

利用者負担額や利用回数は団体によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

市・各区社会福祉協議会(P135 参照)

11 敬老祝品 （福祉局高齢社会政策課）

市内の 100 歳を迎える人に敬老祝品を贈呈します。

1 内容

敬老祝品

当該年度末までに 100 歳を迎える人に贈呈します。

2 対象者

当該年度の8月1日から贈呈日まで引き続き本市住民基本台帳に記録され、かつ、本市に居住していること。

3 贈呈時期

9月中旬

4 贈呈方法

配送にて対象者宅へお届けします。

【問い合わせ先】

福祉局高齢社会政策課 TEL 711-4595 FAX 733-5914

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

12 「敬老の日」の高齢者訪問

(福祉局高齢社会政策課)

高齢者宅を訪問し、ご長寿をお祝いします。

1 内容

高齢者宅を訪問し、また老人ホームの祝賀行事に出席してご長寿をお祝いします。

2 訪問日

敬老の日等、祝賀行事開催日

3 訪問者

市長・副市長・区長など

4 対象者

事前にご都合などを伺って訪問します。

- (1) 市内最高齢の人または市内に居住する 100 歳の人
- (2) 老人ホーム

【問い合わせ先】

福祉局高齢社会政策課 TEL 711-4595 FAX 733-5914

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

13 シニア・ハローワークふくおか（福祉局高齢福祉課）

福岡市と福岡労働局（国）と共同で、概ね 60 歳以上の人を対象にした就業支援窓口です。窓口では、専門のスタッフが求人内容や職業に関する相談に応じ、働く意欲や経験、スキルなどに合わせてアドバイスを行います。また、市が独自開拓したシニアに特化した求人紹介を行うシニア活躍応援窓口での相談、ファイナンシャルプランナーによるライフプランの個別相談も行うほか、市内各所で行う業種別のセミナーや相談会の案内、シルバー人材センターなどの就業支援窓口の情報提供も行います。

1 相談場所

福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 福岡商工会議所ビル1階

2 相談日時

月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時
（祝日、年末年始（12月28日～1月3日）は除く。）

3 対象者

概ね 60 歳以上の方

4 相談申込方法

相談は予約の方優先です。窓口へ電話するか来所により、お申し込みください。

【シニア・ハローワークふくおか窓口】

TEL:092-292-7989

受付時間:月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時
（祝日、年末年始（12月28日～1月3日）は除く。）

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

14 シニアお仕事ステーション (福祉局高齢福祉課)

働きたいシニアの皆様が、より身近な場所で就業に関する情報が得られる場所です。

1 内容

- (1)シニア向け求人情報の掲示
- (2)シニアの就業に関する広報物の配布(セミナー・講習会のチラシ・リーフレット等)
- (3)求人情報の検索・閲覧

※設置場所により内容は異なります。

2 場所

	区役所等	老人福祉センター
東区	東区役所2階	東香園
博多区	福岡商工会議所ビル1階	長生園
中央区	中央区役所1階	舞鶴園
南区	市男女共同参画推進センターアミカス1階	若久園
城南区	城南区役所2階	寿楽園
早良区	早良区役所1階	早寿園
西区	西区役所1階	福寿園

3 対象者

概ね 60 歳以上の人

【問い合わせ先】

福祉局高齢福祉課 TEL 711-4881 FAX 733-5914

15 シニア向け就業セミナー・企業説明会等 (福祉局高齢福祉課)

働きたいシニアの方に向けて、就業のきっかけづくりのためのセミナーや、高齢者雇用に積極的な企業による説明会等を行います。

1 対象者

概ね 60 歳以上の人

2 費用

無料

3 日程

市政だよりや福岡市ホームページでお知らせします。

【問い合わせ先】

福祉局高齢福祉課 TEL 711-4881 FAX 733-5914

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

16 シルバー人材センター (福祉局高齢福祉課)

高齢者の会員が自主的に運営する公益社団法人です。

会員に臨時的・短期的な仕事を紹介し、働く喜びが高齢者の生きがいとなり、地域の活性化に役立つことを願って活動しています。

1 仕事の種類

- (1) 軽作業:公園清掃、剪定、除草・草刈り、屋内・外清掃、商品管理、パンフレット配布 など
- (2) 管 理:駐車場管理、駐輪場管理、施設管理、物品管理 など
- (3) 事 務:受付、一般事務、伝票整理、調査事務、賞状書き・あて名書き など
- (4) 技 術:経理会計事務、学習教育講師 など
- (5) 技 能:大工・左官仕事、襖・障子張り、ペンキ塗り など
- (6) 福祉・家事援助:外出・通院の付き添い、高齢者の話し相手、引っ越しに伴う整理、家庭内の掃除・洗濯・食事の支度・買物、留守番、園児の送迎、産前産後のお手伝い など

2 会員の対象者

市内に居住する 60 歳以上の人(入会年度内に 60 歳になる人を含む。)

3 入会方法

申 込 先 お住まいの区のシルバー人材センターへ(下表参照)

会 費 年額 1,200 円(別途互助会費 600 円)

必要なもの ①顔写真(3.0 cm×2.4 cm)2枚

②本人名義の預金口座番号がわかるもの(福岡銀行又は西日本シティ銀行)

③銀行印(会費の口座引き落としのため)

4 仕事の依頼先・問い合わせ先

お住まいの区のシルバー人材センターへ

名称	所在地	電話	F A X
福岡市シルバー人材センター東出張所	〒812-0061 東区筥松 2-1-27	624-4680	624-4682
福岡市シルバー人材センター博多出張所	〒812-0893 博多区那珂 2-5-1	414-4680	414-4681
福岡市シルバー人材センター中央出張所	〒810-0022 中央区薬院 4-1-27	526-4680	526-4688
福岡市シルバー人材センター南出張所	〒815-0033 南区大橋 3-17-3	551-4680	551-5300
福岡市シルバー人材センター城南出張所	〒814-0103 城南区鳥飼 6-1-18	845-4680	845-4681
福岡市シルバー人材センター早良出張所	〒814-0006 早良区百道 2-1-35	821-4680	821-4899
福岡市シルバー人材センター西出張所	〒819-0002 西区姪の浜 4-8-28	881-4680	881-4761
福岡市シルバー人材センター事務局	〒812-0044 博多区千代 1-25-15	643-8200	651-5000

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

17 就労相談窓口 (経済観光文化局経営支援課)

各区に設置している「就労相談窓口」において、キャリアコンサルタントの資格をもつ専門の相談員が、担当制で就職に関する個別の相談に応じるとともに、利用者一人ひとりの希望や経験などを踏まえた求人企業の開拓を行うなど、寄り添い型で支援しています。

1 相談場所

博 多 区:福岡商工会議所ビル1階
南 区:福岡市男女共同参画推進センター・アミカス1階
上記以外の区:各区役所「市民相談室」内

2 相談日時

○相談日 *区役所及び福岡商工会議所ビル、男女共同参画推進センター・アミカスの閉庁日は休み

区	開設日*	区	開設日*
東区	火、水、金曜日	城南区	月、火曜日
博多区	月～金曜日	早良区	木、金曜日
中央区	火、水曜日	西区	月、火、水曜日
南区(※)	月～金曜日		

○相談時間:午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く。)

(※)南区(アミカス)は午前9時半～午後6時(正午～午後1時を除く。)

3 対象者

15歳以上の求職者

4 相談申込方法

相談は予約制です。

【就労相談窓口受付専用電話 092-733-0717】 (全区共通)

受付時間:月～金曜日 午前9時～午後5時

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

18 老人クラブ各種事業 (福祉局高齢福祉課)

市・各区老人クラブ連合会では、各種の事業を行っています。

1 内容

グラウンド・ゴルフ大会、囲碁・将棋大会、演芸大会、高齢者美術展、友愛訪問事業など

2 対象者

市内に居住するおおむね 60 歳以上の人(※老人クラブ会員に限定している事業もあります。)

3 費用(自己負担)

無料(※一部、自己負担がある事業もあります。)

4 参加方法

福岡市老人クラブ連合会、または各区老人クラブ連合会にお問い合わせください。

【福岡市老人クラブ連合会事務局(ふくふくクラブ福岡)】

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3丁目3-39 市民福祉プラザ4階

TEL 713-1340 FAX 713-0157

【各区老人クラブ連合会事務局】

区名	所在地	電話番号
東区老人クラブ連合会(ねんりんクラブ)	東区役所内	645-1074
博多区老人クラブ連合会	博多区役所内	419-1085
中央区老人クラブ連合会	中央区役所内	718-1140
南区老人クラブ連合会(シニアクラブ)	南区保健福祉センター内	559-5129
城南区老人クラブ連合会(シニアクラブ)	城南区役所内	833-4107
早良区老人クラブ連合会	早良区役所内	833-4397
西区老人クラブ連合会	西区役所内	895-7107

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

19 単位老人クラブへの助成 （福祉局高齢福祉課）

老人クラブは、地域の高齢者で自主的に組織をつくり、各種活動を行う団体です。市では、老人クラブが行う下記の活動について助成をしています。

1 内容

月額 4,800 円(上限)の補助金があります。

＜補助対象事業＞

- (1) **社会奉仕活動**:公園・道路などの清掃活動や古紙回収活動など
- (2) **生きがいを高める活動**:講演会の参加や社会見学など
- (3) **健康増進事業**:各種スポーツの参加や健康教室の開催など

2 助成の対象となる老人クラブ

市内同一地域に居住するおおむね 60 歳以上の人で、おおむね 30 人以上の会員が加入し、年間を通じて相当数の会員が活動に参加している必要があります。

3 申請方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課に申請してください。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)



Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

20 全国健康福祉祭(ねんりんピック) (福祉局高齢福祉課)

高齢者が参加するスポーツ交流大会や文化交流大会などの全国大会です。

1 内容

スポーツ交流大会	卓球、テニス、ソフトテニス、ゲートボール、ペタンク、ゴルフ、弓道など
ふれあいスポーツ交流大会	太極拳、ソフトバレーボール、サッカー、グラウンド・ゴルフなど
文化交流大会	囲碁・将棋など
その他	シンポジウム、美術展など

2 費用(自己負担)

旅費、ユニホーム代などの実費(一部助成があります。)

3 大会開催予定

第36回全国健康福祉祭とっとり大会「ねんりんピックはばたけ鳥取2024」

開催地:鳥取県

開催期間:令和6年10月19日～10月22日(4日間)

【問い合わせ先】

全国健康福祉祭参加事業福岡市実行委員会(福岡市老人クラブ連合会事務局内)

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3丁目3-39 市民福祉プラザ4階

TEL 713-1340 FAX 713-0157

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

21 市社会福祉協議会 (福祉局地域福祉課)

高齢者や障がい者をはじめすべての人が地域で安心して暮らせるように、地域での助け合いの組織づくりや、心配ごとの相談、福祉サービスの利用の手続きの援助、ボランティアの養成、紹介などを行っています。

【問い合わせ先】

中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階 TEL 751-1121 FAX 751-1509

22 区社協事務所 (ふれあいネットワーク・ふれあいサロン・ふれあいランチ) (福祉局地域福祉課)

地域の人（ボランティア）が参加して取り組む、ひとり暮らしの高齢者などを支え合う活動の支援などを行っています。

1 内容

(1) ふれあいネットワーク

地域住民(ボランティア)や地域団体、関係機関が連携し、支援を必要とする高齢者や障がい者、子育て家庭などを対象に、見守りや定期訪問などを行い、支え合う活動です。

(2) ふれあいサロン

地域住民(ボランティア)が、家に閉じこもりがちな高齢者・障がい者などを対象に、公民館や集会所などで仲間づくりや交流、介護予防に取り組み、ふれあいの場を広げる活動を行います。主な内容は、月に1～4回程度(1回90分以上)の健康チェックや体操、レクリエーションなどです。

(3) ふれあいランチ

地域住民(ボランティア)が、食事の準備が困難な高齢者や障がい者などに、週1～2回、食事を届けることにより、安否確認、各種相談等を行い、交流を深める活動です。

※実施校区は市内1校区のみ。詳細はお問い合わせください。

2 場所

各区社協事務所(P30 参照)



3 対象者

一人暮らしの高齢者や障がい者など

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

23 ボランティアセンター (福祉局地域福祉課)

ボランティアによる手助けを必要としている人に、ボランティアを紹介します。
また、ボランティア活動をしたい人に、ボランティアグループや福祉施設などの活動の場の紹介や、ボランティア活動に関する情報を提供します。

名称	開設時間・閉所日	住所	電話
			F A X
福岡市社会福祉協議会 ボランティアセンター	午前 9 時～午後 7 時 ※第 3 火曜日は午後5時30分まで	中央区荒戸 3 - 3 -39 福岡市市民福祉プラザ 2 階	713-0777
	閉所日 日・月（月曜日が祝日のときはその翌日）・ 祝日・12 月 29 日～1 月 3 日		713-0778
東区社協事務所 ボランティアセンター	午前 9 時～午後 5 時 30 分 閉所日 土・日・祝日・ 12 月 29 日～1 月 3 日	東区箱崎 2-54-27 東保健所 1 階	643-8922 643-8923
博多区社協事務所 ボランティアセンター		博多区博多駅前 2-8-1 博多区役所 6 階	436-3651 436-3652
中央区社協事務所 ボランティアセンター		中央区大名 2 - 5 -31 中央区役所 1 階	737-6280 737-6285
南区社協事務所 ボランティアセンター		南区塩原 3 -25- 1 南区役所別館内	554-1039 557-4068
城南区社協事務所 ボランティアセンター		城南区鳥飼 5 - 2 -25 城南保健所 1 階	832-6427 832-6428
早良区社協事務所 ボランティアセンター		早良区百道 1 - 1 - 1 UMIBE BLD. 1階	832-7383 832-7382
西区社協事務所 ボランティアセンター		西区内浜 1 - 7 - 1 -101 ウエストコート姪浜北山興産ビル1階	895-3110
			895-3109

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

24 介護支援ボランティア事業

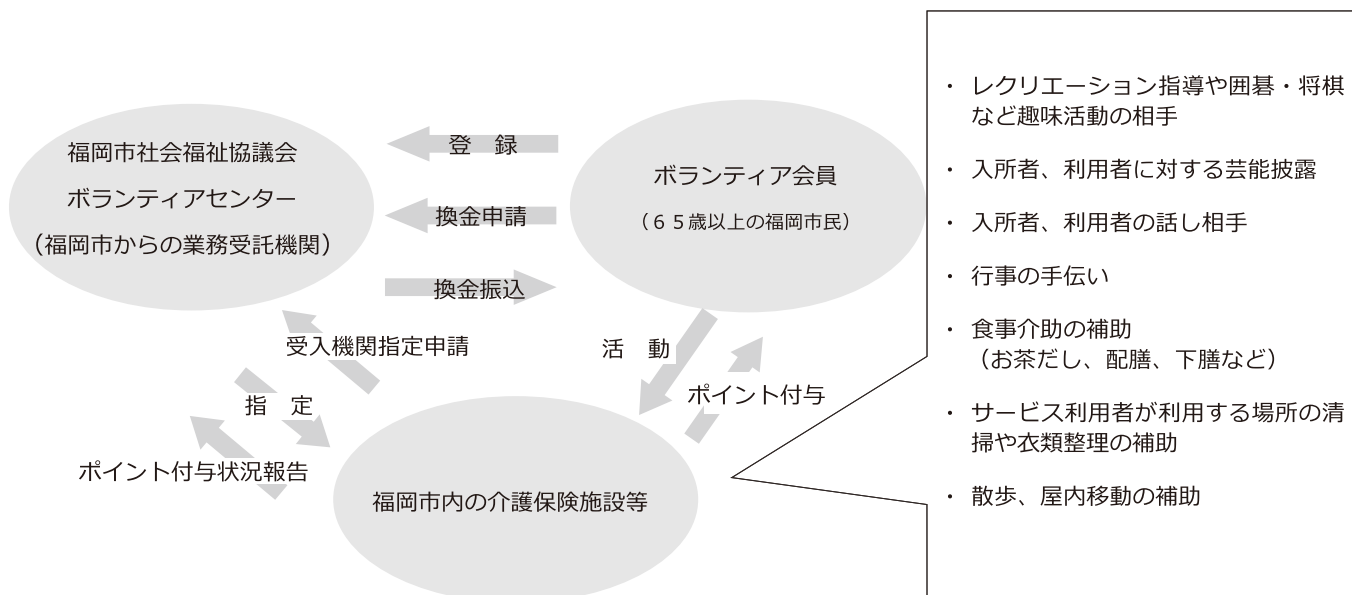
(福祉局地域包括ケア推進課)

受入機関として指定を受けた介護保険施設などでボランティア活動を行うと「ポイント」が付与され、たまったポイントを換金または寄付することができる制度です。

1 内容

高齢者が特別養護老人ホームなどでボランティア活動を行うことにより、社会参加、生きがいのづくり及び健康づくりを行い、介護予防に役立てていただくとともに、地域における高齢者のボランティア活動を奨励、支援します。

1時間以上の活動に対し200ポイントを付与(1日上限200ポイント、年間上限5,000ポイント)し、1ポイント1円で換金または寄付を行うことができます。



2 対象者

福岡市在住の介護保険の第1号被保険者(65歳以上の人)で事前に登録をされた人

3 登録方法

「福岡市介護支援ボランティア登録申請書」に必要事項を記入の上、介護保険被保険者証とともに、市・区の社会福祉協議会ボランティアセンターにご持参下さい。書類確認後、ボランティア手帳を交付します。

【問い合わせ先】

福岡市社会福祉協議会 ボランティアセンター(市民福祉プラザ内)

中央区荒戸3丁目3-39 市民福祉プラザ2階 TEL 713-0777 FAX 713-0778

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

1 高齢者の社会参加への支援

25 社会貢献型空家バンク事業 （福祉局地域福祉課）

お持ちの空家やお住まいの家の空部屋を、福祉や地域活動の拠点として活用するためのお手伝いをします。

1 内容

使い手のいない空家・空部屋を所有している方や、身近な場所で地域福祉活動の拠点を探している方のご相談にワンストップで対応します。活用するにあたって住宅改修や契約書類の準備、相続関係の整理などが必要になる場合は、専門家とともに課題解決に取り組みます。

2 対象者

- ・ 空家・空部屋を所有されている人
- ・ 身近な場所で地域福祉活動の拠点を探している人
- ・ 福祉事業を実施するための場所を探している人

3 費用

相談無料

※必要に応じて改修費や家賃などの費用がかかることがあります。空家・空部屋や活用用途によって異なりますので、個別にご相談ください。

【問い合わせ先】

福岡市社会福祉協議会住まい・まちづくりセンター

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

TEL 720-5356 FAX 751-1509

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

2 健康づくり・介護予防への支援

26 健康づくりサポートセンター （保健医療局保健医療政策課）

健康づくりに関する相談や健康教室の実施、総合健診など、市民の皆様の健康づくりを様々な側面からサポートします。

1 健康づくりに関する相談

栄養、運動面など健康づくりに関するアドバイスをを行います。（午前9時～午後5時）

2 健康教室

糖尿病教室、禁煙教室、歯周病予防教室（健診）、生活習慣改善教室などの各種健康教室を実施します。日時などについてはお問い合わせください。

3 総合健診

よかドック、各種がん検診（胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、肺がん）、骨粗しょう症検査などについて、土日祝日の昼間及び平日の夜間に実施します。日時などについてはお問い合わせください。

4 糖尿病の重症化予防

食事面、運動面からの助言を行うとともに、医療機関と連携し、糖尿病の重症化予防に取り組みます。内容などについてはお問い合わせください。

5 その他

健康イベントの開催など、健康づくり、疾病予防に関する様々な取り組みを行います。

【問い合わせ先】

福岡市中央区舞鶴2丁目5-1 あいれふ内

福岡市健康づくりサポートセンター

TEL 751-7778 FAX 751-2572

※休館日：年末年始（12月29日～1月3日）



Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

2 健康づくり・介護予防への支援

27 フレイル予防教室（福祉局地域包括ケア推進課）

加齢や病気によって心身の機能が低下する「フレイル」やその予防方法を学ぶ教室です。

※フレイルとは、病気や老化によって心身の活力が低下し、要介護になりやすい状態のことです。
フレイルになっても、早めに気づき、適切な取組みを行うことで、フレイルの進行を防ぎ、健康な状態に戻ることができます。

- ・内 容 フレイル予防に関する講話や実技
(運動、低栄養予防、口腔ケア、社会参加など)
- ・実施場所 各区保健福祉センターなど
- ・実施回数 全4回程度
- ・対 象 者 65 歳以上の人(介護保険サービスの利用者を除く)
※お身体の状態によって参加できない場合があります。
- ・費 用 無料

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター地域保健福祉課(P131 参照)

28 生き生き講座（福祉局地域包括ケア推進課）

専門スタッフ（保健師や健康運動指導士）が、公民館などで講座をします。
身近なグループでお申し込みください。

- ・内 容 健康づくり・介護予防に関するテーマ
(例)運動実技、フレイル予防、認知症予防、うつ予防、栄養バランス、お口の健康など
- ・実施場所 公民館や集会所など
- ・実施回数 平日午前10時～午後4時の間で2時間程度(要相談)
- ・対 象 者 おおむね65歳以上の人(10～30人程度のグループ)
- ・費 用 無料

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター地域保健福祉課(P131 参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

2 健康づくり・介護予防への支援

29 介護予防教室 (福祉局地域包括ケア推進課)

体力に不安のある方が、体力の維持・改善を目指して健康づくりに取り組む教室です。教室終了後も継続して取り組めるプログラムとなっています。

1 内容

- ・フレイルチェック、筋トレや体操など自宅でできる内容を中心とした運動実技
- ・体力の維持・向上につながるお食事やお口の健康についての講話
- ・社会参加や認知症予防についての講話 など

※フレイルとは、病気や老化によって心身の活力が低下し、要介護になりやすい状態のことです。フレイルになっても、早めに気づき、適切な取組みを行うことで、フレイルの進行を防ぎ、健康な状態に戻ることができます。

2 場所

医療機関など市内 21 エリアで実施

※実施場所は、エリアにより異なります。

3 教室の回数・期間

全5回(約2か月間)

4 対象者

体力の低下などがみられる 65 歳以上の人(介護保険サービスの利用者を除く)

※お身体の状態によって参加できない場合があります。

5 費用

無料

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター地域保健福祉課(P131 参照)



Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

2 健康づくり・介護予防への支援

30 訪問型介護予防事業 (福祉局地域包括ケア推進課)

生活機能の低下などにより通所の教室への参加が困難な高齢者を対象に、保健師や健康運動指導士などが自宅を訪問し、健康づくりや介護予防について実技指導を行います。

1 内容

保健師や健康運動指導士などが自宅を訪問し、運動の実技指導や栄養バランス、口腔ケアなどについてのアドバイスをを行います。

2 対象者

65 歳以上で、介護予防教室などへの参加が困難な人
(介護保険サービスの利用者を除く)

3 費用

無料

【問い合わせ先】

各いきいきセンターふくおか〔地域包括支援センター〕(P132～133 参照)

各区保健福祉センター地域保健福祉課(P131 参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

2 健康づくり・介護予防への支援

31 よかトレ実践ステーション (福祉局地域包括ケア推進課)

高齢者が気軽に介護予防に取り組めるよう、介護予防に効果的な体操「よかトレ*」を主体的に実践している団体や施設を「よかトレ実践ステーション」として認定し、活動を応援しています。

*よかトレとは、介護予防に効果的な体操として市が推奨している体操の総称で、かんたん体操・足元気体操・ラジオ体操第1・祝いめでた体操・黒田節体操・南区健康体操の6つの体操

1 参加を希望する場合

(1) 対象者

おおむね 65 歳以上の方

(2) 実施場所

市内約 850 か所(令和6年3月末時点)

詳細は福岡市介護予防応援 WEB サイトでご確認いただけます。



《介護予防応援 WEB サイト》

(3) 参加方法

各区保健福祉センター地域保健福祉課にお問い合わせください

2 認定を希望する場合(団体や施設の方)

「よかトレ実践ステーション」の認定を希望する場合は、以下の要件が必要です。

【団体】

- ①地域の方が自由に参加できる
- ②原則月 2 回以上の活動があり、毎回よかトレを実践している
- ③65 歳以上の市民が 5 名以上参加している
- ④メンバーの概ね 6 割以上が市民である
- ⑤活動場所が市内である

【施設】

- ①地域の方が自由に参加できる
- ②原則月 2 回以上地域住民を対象によかトレを実践している
- ③施設の所在地が市内である
- ④市内に住む高齢者が気軽に介護予防に参加できるよう、無料または低額で利用できる

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター地域保健福祉課(P131 参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

2 健康づくり・介護予防への支援

32 よかドック（福岡市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導） （保健医療局保険医療課）

よかドックとは、福岡市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の愛称です。糖尿病等の生活習慣病を予防するための健診で、健診結果に応じて医師・保健師・管理栄養士などが生活習慣の改善に向けた支援（保健指導）を行います。

1 健診の内容

身体測定、血圧測定、血液検査（血糖、脂質、肝機能、貧血など）、心電図検査、尿検査など

2 対象者

40～74歳の福岡市国民健康保険加入者

国民健康保険以外の特定健康診査・特定保健指導については、ご加入の医療保険者へお問い合わせください。

- ・協会けんぽ……………全国健康保険協会福岡支部 092-283-7621
- ・その他医療保険（共済組合・組合保険など）…健康保険証に記載されている連絡先へ
後期高齢者医療広域連合… 福岡県後期高齢者医療広域連合 092-651-3111

3 費用

500円【下記にあてはまる方は、無料となります】

- ・令和6年度中に40歳となる方（昭和59年4月1日～60年3月31日生）
 - ・令和6年度中に50歳となる方（昭和49年4月1日～50年3月31日生）
 - ・満70歳～74歳の人
 - ・世帯全員が市県民税非課税の方（下記証明書のいずれか必要）
 - *介護保険料（納入通知書兼）特別徴収通知書の写し
＜所得段階区分…第1、第2、第3＞
 - *介護保険（特定）負担限度額認定書の写し
 - *健康診査用非課税証明書（各区納税課で無料で取得できます）等
- ※コンビニ交付の証明書は使用できません。

4 利用方法

4月1日号市政だより折込の「健診ガイド」や福岡市ホームページ「けんしんナビ」で受診希望場所を選び、事前に予約をしてください。健診当日は、保険証と受診券をご持参ください。

実施場所	予約先
実施医療機関	各医療機関
健康づくりサポートセンター （土日・祝日・平日夜間（奇数月の第2火曜日））	TEL 751-2806 FAX 751-2572
市の施設（各区保健福祉センター等）（平日）	集団健診・よかドック総合窓口 TEL 0120-985-902 FAX 0120-931-869



<けんしんナビ>



【問い合わせ先】

各区保険年金課、各区保健福祉センター健康課（P131 参照）

集団健診・よかドック総合窓口 TEL0120-985-902 FAX0120-931-869

※インターネット けんしんナビ では、市の施設等の予約、医療機関の検索ができます。

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

2 健康づくり・介護予防への支援

33 がん検診など

(保健医療局地域保健課・健康危機管理課・口腔保健支援センター)

壮年期からの疾病の予防や健康づくり、介護予防などのためにがん検診などを実施します。

1 各種がん検診(職場などで受診機会がない福岡市民が対象です)

各種検診の申込は、32 よかドックの「4 利用方法」(P38)の予約先にお申し込みください。

○＝女性のみ ◎＝女性・男性 ●＝男性のみ

検診名		内容	対象年齢早見表					実施場所		
			20～ 39歳	40～ 49歳	50～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	保健福祉 センター等	健康づくり サポートセ ンター	医療機関
子宮頸がん	受診は 2年度に 1回	子宮頸部粘膜の 細胞診	○	○	○	○	○	400円		1,200円
乳がん		マンモグラフィ (2方向)		○				1,300円		1,500円
		マンモグラフィ (1方向)			○	○	○	1,000円		1,200円
胃がん	受診は 1年度に 1回	内視鏡(胃カメラ)検査			◎ ※2	◎ ※2	◎ ※2		1,800円	
		バリウムによる胃透視		◎ ※5	◎	◎	◎ ※4	600円		1,800円
大腸がん		2日間採便による 便潜血検査		◎	◎	◎	◎	500円		
肺がん		胸部エックス線撮影		◎	◎	◎		500円		
		喀痰細胞診検査 ※3 ハイリスク者のみ			◎	◎		1,200円 (500円＋700円)		
結核・肺がん ※1		胸部エックス線撮影					◎	無料		
		喀痰細胞診検査 ※3 ハイリスク者のみ					◎	700円		
前立腺がん		PSA血液検査				●	●			1,000円

※1 65歳以上の方は、法律で年1回の胸部エックス線撮影の受診が定められていますので、医療機関等で受診機会が無い場合は、結核・肺がん検診等をご利用ください。

特に、結核の発病が多くみられる80歳以上の人は、受診してください。

※2 今年度中に50歳以上の偶数年齢となる人(50、52、54・・・以下同様)が対象者です。

※3 ハイリスク者とは喫煙指数(タバコ1日本数×喫煙年数)が600以上の人です。

「肺がん検診及び結核・肺がん検診」は、喀痰細胞診検査のみは受診できません。

※4 健康づくりサポートセンター及び検診車による検診は40～69歳の人が対象です。70歳以上の方は、より安全な検診実施のため、内視鏡検査をおすすめします。

※5 40代の偶数年齢でバリウムによる胃透視を医学的な理由で将来にわたって受診できない方は、胃内視鏡検査を受診できます。

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

2 健康づくり・介護予防への支援

2 その他健康診査など

サービスの内容	対象者	費用 (自己負担)	実施機関	利用方法
B型・C型肝炎ウイルス検査 感染を早期発見することにより早期治療に結びつけるとともに、肝硬変、肝がんの予防を図っています。	満20歳以上の人(過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがある人を除く。)	無料	・各区保健福祉センター ・実施医療機関	それぞれの実施機関にお問い合わせください。
骨粗しょう症検査 骨量減少を早期に発見し、骨粗しょう症の予防を図っています。	40歳以上の人	500円	・各区保健福祉センター ・健康づくりサポートセンター	32 よかドックの「4 利用方法」(P38)の予約先にお申し込みください。
歯科節目健診 歯周疾患を早期発見し早期治療に結びつけるとともに、歯周疾患の予防を図っています。	25・30・35・40・50・60・70歳の人	500円	・実施歯科医療機関	それぞれの実施機関にお申し込みください。

※最新の情報は、福岡市ホームページをご確認下さい。

3 費用の免除

次の人は費用(自己負担金)が免除されます(括弧内の書類提出等が必要です)。

- ・満70歳以上の人(満年齢が確認できる書類を提示)
 - ※歯科節目健診のみ、当該年度末に70歳の人
- ・70歳未満で後期高齢者医療に加入している人(後期高齢者医療被保険者証の写し)
- ・生活保護受給世帯の人(保護受給証明書)
- ・中国残留邦人などで支援給付を受給している人(支援給付のための本人確認証の写し)
- ・市県民税非課税世帯の人(健康診査用非課税証明書)

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター健康課(P131 参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

2 健康づくり・介護予防への支援

34 高齢者インフルエンザ予防接種（保健医療局健康危機管理課）

予防接種法に基づき個人の発病予防・重症化防止を主な目的として、希望する高齢者に対しインフルエンザの予防接種を実施します。

1 内容

一部個人負担で公費によるインフルエンザ予防接種が、10月から1月までの間に1回受けられます。

※最新の情報は市ホームページからご確認ください。

2 対象者

福岡市内に住民票（外国人を含む。）がある、

（1）65歳以上の人

（2）60歳以上 65歳未満で心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい（身体障害者手帳1級相当）を有する人

3 費用（自己負担）

1,500円（医療機関でお支払いください。）

※減免対象者：生活保護受給者、中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の支給決定を受けている人または市県民税非課税世帯の人

4 利用方法

福岡市が指定した医療機関（「予防接種（高齢者用）実施医療機関」のステッカーを表示している。）または福岡県内の予防接種広域化実施協力を承諾した医療機関（「福岡県定期予防接種広域化実施医療機関」のステッカーを表示している。）に次の証明書類を持参してください。

○住所・年齢などの確認のため公的機関が発行した本人確認書類（『マイナンバーカード』、『介護保険被保険者証』、『健康保険被保険者証』、『運転免許証』などのいずれか1つ）をご提示ください。

○上記「2 対象者」の（2）に該当する人は、『身体障害者手帳の写し』、または医師による『診断書』を提出してください。

○費用の個人負担の減免対象者は、『介護保険料納入通知書の写し（所得段階区分に第一、第二または第三所得段階の記載があるもの）』、または『保護受給証明書』、『中国残留邦人等支援法に基づく本人確認証の写し』、『市県民税非課税証明書（「高齢者予防接種用」のゴム印が押されているものに限る）』などを提出してください。

※ ご本人が希望する場合のみ接種を行います（家族などの同意があっても本人の意思確認ができない場合は、予防接種法に基づかない任意接種となり全額個人負担となります。）。

※ 当日の体調などにより、接種できないことがあります。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター健康課（P131 参照）

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

2 健康づくり・介護予防への支援

35 高齢者肺炎球菌予防接種（保健医療局健康危機管理課）

予防接種法に基づき個人の発病予防・重症化防止を主な目的として、希望する高齢者に対し肺炎球菌の予防接種を実施します。

1 内容

一部個人負担で公費による肺炎球菌予防接種が、1回受けられます。

2 対象者

福岡市内に住民票(外国人を含む。)がある、

(1) 65 歳の人

(2) 60 歳以上 65 歳未満で心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい(身体障害者手帳1級相当)を有する人

ただし、過去に肺炎球菌予防接種の接種歴がある人は対象となりません。

3 費用(自己負担)

4,200 円(医療機関でお支払いください。)

※減免対象者:生活保護受給者、中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の支給決定を受けている人または市県民税非課税世帯の人

4 利用方法

福岡市が指定した医療機関(「予防接種(高齢者用)実施医療機関」のステッカーを表示している。)または福岡県内の予防接種広域化実施協力を承諾した医療機関(「福岡県定期予防接種広域化実施医療機関」のステッカーを表示している。)に次の証明書類を持参してください。

○住所・年齢などの確認のため公的機関が発行した本人確認書類(『マイナンバーカード』、『介護保険被保険者証』、『健康保険被保険者証』、『運転免許証』などのいずれか 1 つ)をご提示ください。

○上記「2 対象者」の(2)に該当する人は、『身体障害者手帳の写し』、または医師による『診断書』を提出してください。

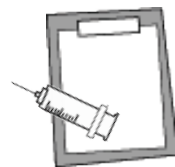
○費用の個人負担の減免対象者は、『介護保険料納入通知書の写し(所得段階区分に第一、第二または第三所得段階の記載があるもの)』、または『保護受給証明書』、『中国残留邦人等支援法に基づく本人確認証の写し』、『市県民税非課税証明書(高齢者予防接種用)』などを提出してください。

※ ご本人が希望する場合のみ接種を行います(家族などの同意があっても本人の意思確認ができない場合は、予防接種法に基づかない任意接種となり全額個人負担となります。)

※ 当日の体調などにより、接種できないことがあります。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター健康課(P131 参照)



Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

36 緊急通報システム (福祉局高齢福祉課)

緊急通報用機器をレンタルし、緊急時の消防局への連絡などを確保して生活の安全を確保します。

1 内容

在宅でひとり暮らしの高齢者などが、家庭内で急病や事故などの緊急事態におちいったとき、胸にかけたペンダントのボタンを押すなどして、自動的に「受信センター」に通報し、緊急時には「受信センター」から消防局や近隣の協力員などに連絡して生活の安全を確保します。

また、緊急時以外の相談にも対応することにより、日常生活上の不安を解消します。

2 対象者

65 歳以上の福岡市の介護保険被保険者で、健康状態・身体状況に不安があり緊急時における連絡手段の確保が困難なひとり暮らし及びそれに準ずる人

3 通報機器

原則として、固定電話回線をお持ちの方は「固定電話型」、固定電話回線をお持ちでない方は「携帯電話型」(*)のレンタルとなります。

※携帯電話型は、通報専用機器です。電話機としてはお使いいただけません。

また、自宅内のみ使用できます。

4 費用(自己負担)

利用者の介護保険料所得段階	利用者負担額 (月あたり)	
	固定電話型	携帯電話型
第1・2・3段階	0 円	0 円
第4～15段階	948 円	1,145 円

※機器の紛失・破損時等、上記のほかに自己負担が発生する場合があります。

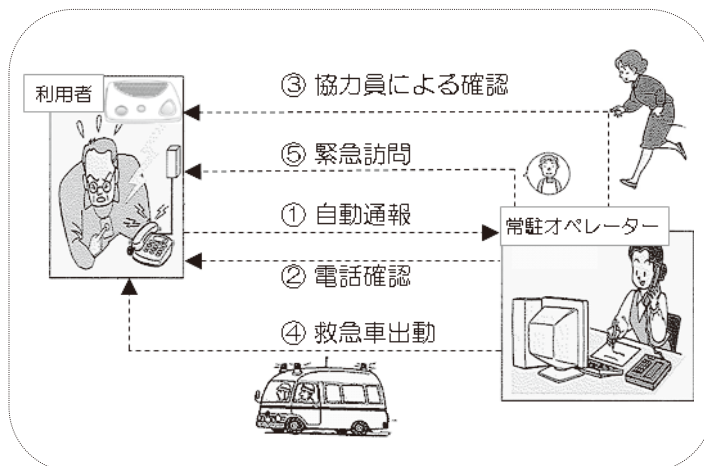
5 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

※福岡市のホームページからオンラインでもお申し込みできます。

申込時に必要なもの…①申込書②介護保険被保険者証③印鑑(①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)

なお、申込みに際し、原則として2名の緊急通報協力員の確保が必要です。



【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課
(P131 参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

37 声の訪問 (福祉局高齢福祉課)

ひとり暮らしの高齢者の安否確認を毎日電話により行います。

1 内容

ひとり暮らしの高齢者で定期的に安否の確認を行う必要がある人に、電話により毎日1回安否の確認を行い、いろいろな相談に応じます。

2 対象者

市内に居住する福岡市の介護保険被保険者で、65 歳以上のひとり暮らしの人またはこれに準ずる人

3 費用

無料

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

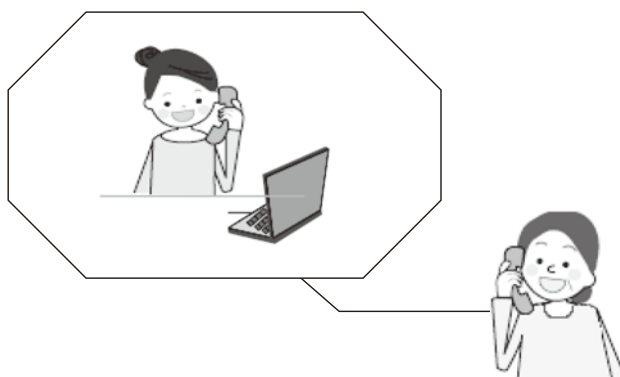
※福岡市ホームページからオンラインでもお申し込みできます。

申込時に必要なもの…①申込書 ②介護保険被保険者証

(①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課 (P131 参照)



Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

38 孤立死を防ぐ見守りダイヤル（福祉局地域福祉課）

孤立死の疑われる住民の異変に気づいた場合に、通報いただくダイヤルです。郵便物がたまったまま、洗濯物が干されたまま、電灯が昼夜ずっとついたまま、家の中からの異臭など、孤立死の疑われる異変に気づいた場合に通報ください。

1 電話番号

080-9100-0883

2 受付時間

365日、24時間（安否確認は午前8時～午後8時）

3 注意点

- ・地域の見守り活動の中で、孤立死などの対応を関係機関（住宅供給公社、社会福祉協議会等）とルール化していれば、そちらを優先してください。
- ・電話は非通知とせずにかけてください。不在着信の場合はすぐに折り返し電話します。
- ・現在「見守りダイヤル」は市内に1か所の設置のため、現地に到着するまで、時間がかかる場合があります。
- ・事前申込みは不要です。



福岡市 見守りダイヤル 【電話受付】 365日 24時間対応
☎080-9100-0883

【問い合わせ先】

福祉局地域福祉課 TEL 733-5346 FAX 733-5914

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

39 日常生活用具 (福祉局高齢福祉課)

在宅のひとり暮らしの高齢者などに対し、日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

1 内容

火災警報器、自動消火器、電磁調理器の3品目を給付します。

2 対象者

市内に居住する 65 歳以上で、次のいずれかに該当する人

- (1) 火災警報器…寝たきりの高齢者「(要介護4・5)」、ひとり暮らしの高齢者、これに準ずる世帯
- (2) 自動消火器…寝たきりの高齢者「(要介護4・5)」、ひとり暮らしの高齢者、これに準ずる世帯
- (3) 電磁調理器…高齢者のみで構成される世帯で、かつ、心身機能の低下に伴う出火等への配慮が必要な世帯

3 費用

利用者の介護保険料所得段階		助成率
第1段階	【A】:生活保護受給者、支援給付受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	100%
	【B】:市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円以下	90%
第2・3段階	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円を超える	90%
第4・5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税	60%
第6・7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円未満	35%
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	10%
第9～15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 300 万円以上	助成対象外

※第1段階のA、Bという区分は、当該事業独自の区分になります。

※下記の機種単価に上記助成率を乗じた額が助成額となります(1円未満切上げ)。

機種単価

	区分	機種類	機種単価(令和6年度)
給付	火災警報器	2	4,400～9,900 円
	自動消火器	3	36,300～58,300 円
	電磁調理器	2	13,970～17,490 円

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

※福岡市ホームページからオンラインでもお申し込みできます。

申込時に必要なもの…①申込書 ②介護保険被保険者証

(①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

40 生活支援ショートステイ (福祉局高齢福祉課)

要介護・要支援の認定をお持ちでない人が、介護者の入院などで家での生活に支障をきたす場合に、ショートステイ利用料金の一部を助成します。

1 内容

利用回数:1年度に 18 日まで

実施施設:介護保険の短期入所生活介護等の指定を受けている福岡市内の事業所(契約施設のみ)

2 対象者

福岡市の介護保険被保険者で、介護保険料所得段階第 1～5 段階までの在宅の人かつ 65 歳以上の虚弱な人で、介護者の事情などにより住宅での生活が難しく、一時的に施設サービスの提供を必要とし、介護保険の適用を受けない人

3 費用(自己負担)

1 日 2,600 円 + 食事などの実費 ※生活保護・支援給付を受けている人は、食費や送迎費などの実費のみの負担です。

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。利用登録証を発行します。

※福岡市ホームページからオンラインでもお申し込みできます。

申込時に必要なもの…①申込書(①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)

②診断書

③介護保険被保険者証

利用の際には、利用登録証を施設にご持参ください。

5 送迎

利用の施設にご相談ください。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

41 あんしんショートステイ (福祉局高齢福祉課)

介護者の入院などで、介護保険の上限を超えてショートステイを利用する場合の利用料金の一部を助成します。

1 内容

利用回数:1年度に 36 日まで

実施施設:介護保険の短期入所生活介護等の指定を受けている福岡市内の事業所(契約施設のみ)

2 対象者

福岡市の介護保険被保険者で、介護保険における要支援1・2、要介護1～5に認定された 65 歳以上の人のうち、介護保険料所得段階第 1～5 段階までの在宅の人

3 費用(自己負担)

1日 3,000 円＋食費 ※生活保護・支援給付を受けている人は、食費のみの負担です。

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。利用登録証を発行します。

※福岡市ホームページからオンラインでもお申し込みできます。

申込時に必要なもの…

①申込書(①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)

②介護保険被保険者証

ご利用の際には、利用登録証、介護保険被保険者証を施設にご持参ください。

5 送迎

ご利用の施設にご相談ください(費用は片道 600 円)。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

42 おむつサービス (福祉局高齢福祉課)

寝たきりなどにより在宅のおむつが必要な人に、おむつを定期的に配送し、その費用の一部を助成することにより、本人及び介護にあたっている家族の介護負担を軽減し、高齢者福祉の増進を図ります。

1 内容

利用者は各区福祉・介護保険課にある「事業者一覧」及び「商品一覧表」から、希望の事業者・商品を決めて申込みを行います。選んだ事業者が、おむつを毎月宅配します。

※「事業者一覧」及び「商品一覧表」は、福岡市ホームページにも掲載しております。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/oldage-welfare/health/00/03/3-020105.html>

(福岡市＞健康・医療・福祉＞高齢・介護＞介護＞家で暮らす＞生活のサポート＞おむつサービス)

2 対象者

福岡市の介護保険被保険者で、介護保険における要介護3～5と認定された在宅のおむつが必要な人

3 費用

利用者の介護保険料所得段階		助成額(月あたり)	
		市助成率	助成限度額
第1段階	【A】:生活保護受給者、支援給付受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	100%	6,000 円
	【B】:市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円以下	90%	5,400 円
第2・3段階	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円を超える	90%	5,400 円
第4・5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税	60%	3,600 円
第6・7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円未満	35%	2,100 円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	10%	600 円
第9～15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 300 万円以上	0%	0 円

※第1段階のA、Bという区分は、当該事業独自の区分になります。

※申込金額に上記の市助成率を乗じて算出した金額を助成します。ただし、助成する金額には、右欄の上限(助成限度額)があるため、上限を超える額はご利用者の負担となります。

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

※福岡市ホームページからオンラインでもお申し込みできます。

申込時に必要なもの…①申込書 ②介護保険被保険者証

(①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

43 寝具洗濯乾燥消毒サービス（福祉局高齢福祉課）

寝たきりなどにより寝具の洗濯乾燥消毒の援助が必要な人に、使用している寝具の乾燥消毒及び丸洗いをを行い、本人及び介護している家族の負担を軽減するとともに、高齢者の保健衛生の向上と高齢者福祉の増進を図ります。

1 内容

年度内に6回（そのうち丸洗いは1回）以内、または、年度内に2回（丸洗いのみ）以内のどちらかを選択

乾燥消毒…布団乾燥を行います。

丸洗い……寝具の丸洗いをを行います。

※寝具の処理には、1週間程度かかりますので、その間の布団を希望される人には、無料で貸出を行います。事業者に事前にお申し出ください。

2 対象者

市内に居住し、介護保険における要介護3～5と認定された 65 歳以上の人

3 費用

利用者の介護保険料所得段階		助成額（1回あたり）	
		丸洗い	乾燥消毒
第1段階	【A】:生活保護受給者、支援給付受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	7,700 円	5,280 円
	【B】:市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円以下	6,930 円	4,760 円
第2・3段階	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円を超える	6,930 円	4,760 円
第4・5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税	4,620 円	3,170 円
第6・7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円未満	2,700 円	1,850 円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	770 円	530 円
第9～15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 300 万円以上	0 円	0 円

※第1段階の A、B という区分は、当該事業独自の区分になります。

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

※福岡市ホームページからオンラインでもお申し込みできます。

申込時に必要なもの…①申込書

②介護保険被保険者証

（①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。）



【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課（P131 参照）

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

44 移送サービス (福祉局高齢福祉課)

寝たきりのため一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に、寝台タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の生活支援や介護者の負担を軽減し、高齢者福祉の増進を図ります。

1 内容

寝台タクシーの基本料金相当のチケットを年間4枚給付します。
※助成額については、介護保険料所得段階によって異なります。

2 対象者

市内に居住し、介護保険における要介護4・5と認定された 65 歳以上の人で、座位を保てない人。ただし、介護保険料第9段階以上の人は対象外。

3 支給内容

利用者の介護保険料所得段階		助成額(1回あたり)
第1段階	【A】:生活保護受給者、支援給付受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	8,500 円
	【B】:市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円以下	7,650 円
第2・3段階	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円を超える	7,650 円
第4・5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税	5,100 円
第6・7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円未満	2,970 円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	850 円
第9～15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 300 万円以上	助成対象外

※第1段階の A、B という区分は、当該事業独自の区分になります。

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

※福岡市ホームページからオンラインでもお申し込みできます。

移送タクシー利用券を発行します。

申込時に必要なもの…①申込書 (①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)

②介護保険被保険者証

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課 (P131 参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

45 家族介護者のつどい (福祉局認知症支援課)

高齢者を自宅で介護している家族の方が、介護者同士の相互交流や意見交換、介護技術の習得などを通じて介護負担の軽減と心身のリフレッシュを図れるよう家族介護教室などを実施します。

1 内容

- ・家族介護者の交流会
- ・家族介護教室

2 対象者

福岡市内に居住する要介護高齢者(要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた人。40歳以上65歳未満で特定疾病に該当する人を含む。)を在宅で現に介護している家族

3 費用(自己負担)

教材費・食材費などの実費相当額

【問い合わせ先】

介護実習普及センター 福岡市市民福祉プラザ3階 TEL 731-8100 FAX 731-5361

◆福岡市認知症フレンドリーセンター◆

ユマニチュード®など認知症に関する講座やARを活用した認知症体験等を実施しており、誰でも自由に訪れることができるセンターです。「認知症の人にもやさしいデザイン」を全面導入しており、ショールームとしても活用可能です。

認知症の人にもやさしい製品・サービスの展示、認知症の本人同士の交流、活躍機会の創出なども行っています。

1 場所

福岡市中央区舞鶴2-5-1 健康づくりサポートセンター あいれふ2階

2 開館日時

火～土曜日(祝日・年末年始を除く) 午前10時～午後6時

3 お問合せ

TEL: 791-9115 FAX: 791-9550 Email: contact@fdfc.jp

福岡市認知症フレンドリーセンターホームページ

<https://dementia-friendly-center.city.fukuoka.lg.jp/>

(センター内の紹介・講座の案内等が掲載されています)

《ホームページはこちら》



Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

46 認知症の人の見守りネットワーク事業（福祉局認知症支援課）

行方不明になった認知症の人を早期発見・保護するため、また、介護者の負担を軽減するため、警察や地域などの協力のもとにネットワーク事業を行っています。

種類	登録制度	(登録制度と同時利用)	
		捜してメール	検索システム
内容	事前に、氏名・住所・連絡先・特徴・写真等を警察署や保健福祉センターなどに登録し、認知症の人の行方がわからなくなったときの早期発見・保護や、保護や、保護されたときの身元確認ができるようにします。	「捜してメール」の利用登録された人が行方不明になったとき、行方不明時の状況などを聞き取り、協力事業者・協力サポーターへメールを一斉配信し、捜索への協力をお願いすることで、早期発見・早期保護を図るものです。	行方不明になる可能性のある認知症の人が携帯する「GPS 端末機」を貸与します。コンタクトセンターやスマートフォン専用アプリを利用して、対象者の位置や異動履歴を確認し、早期発見・早期保護を図るものです。
サービスの利用者	対象者	福岡市内に居住（介護保険法及び老人福祉法に規定する施設を含む）する認知症の人	福岡市の介護保険被保険者（福岡市に介護保険料を納めている人）で、認知症により行方不明になる可能性のある在宅で生活している人（40 歳以上 65 歳未満の人は、要介護認定者）
	申請者	対象者の親族・介護者 対象者本人	対象者の親族・介護者 対象者を介護している人
費用	無料	登録は無料。 *メール配信依頼時のメールを受信するためにメールアドレスを登録された場合は、メールの送受信などにかかる費用は、利用者負担となります。	月額利用料円(1,375 円)の自己負担が必要です。 *アプリ利用時にかかる通信料は、利用者負担となります。 *初期費用は福岡市が助成しています。
申込方法	各区保健福祉センター地域保健福祉課または対象者がお住まいの区域担当の「いきいきセンターふくおか」にお申込みください。（事前にお問い合わせください。）		
必要なもの	写真(2枚 ※最近のもので、顔や体格がわかるものをご用意ください。)		

【問い合わせ先】 各区保健福祉センター地域保健福祉課(P131 参照)
※申請書は、保健福祉センター、警察署、いきいきセンターふくおかで保管します。

【捜索へのご協力をお願いします】 送受信などにかかる費用は、利用者負担となります。

○捜してメールの協力事業者、協力サポーターへの登録

support@req.jp に空メールを送信してください。登録のためのメールが届きましたら、URL から登録をお願いします。
※TLS1.2 以上の暗号化通信対応端末からのみ登録できます。
※sagashite@city.fukuoka.lg.jp からのメール受信が可能なように設定をお願いします。

○ステッカーアプリの協力者への登録 (H29～R3 検索システム[ステッカー]利用者のため)

App Store や Google Play で「みまもりあい」と検索してアプリをダウンロードし、登録をお願いします。

認知症高齢者捜して
メール協力サポーター
登録用コード
<support@req.jp>



Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

47 認知症高齢者家族介護者支援事業（福祉局認知症支援課）

1 認知症介護家族やすらぎ支援事業

(1)内容

認知症の人を自宅で介護する家族が、外出する時間帯、または介護疲れで休息が必要な時間帯に、認知症の人の介護経験等有るボランティア(やすらぎ支援員)が、認知症の人の居宅を訪問し、認知症の人の見守り、話し相手、家族の相談に応じます。

※ 緊急時を除き、直接身体に触れる介護は行いません。

(2)実施期間

- ① 回数:1日1回、週3回まで
- ② 時間:3時間以内(午前9時～午後6時)

(3)対象者

福岡市の介護保険被保険者(福岡市に介護保険料を納めている人)で、介護保険法に規定する要支援・要介護認定を受けている在宅の認知症の人(40歳以上 65歳未満で介護保険法施行令第2条に規定する特定疾病に該当する人を含む。)と同居または同居に準じた状況で介護している家族

※施設入所者・入院中の人・やすらぎ支援員では対応できない人は対象外です。

(4)費用(自己負担)

- ① 500円/時間及びやすらぎ支援員の交通費
- ② 当日のサービス終了時に、やすらぎ支援員に利用料金をお渡しください。領収書を発行します。

(5)利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)

2 認知症介護相談

(1)内容

認知症の人とその家族からの悩みごとの相談に介護経験のある相談員が面接又は電話にて相談に応じます。開設時間に直接お越しいただくか、お電話ください。

毎月第2日曜日、毎週木曜日 午後1時～4時

〔祝日、年末年始(12月28日～1月3日)、福岡市市民福祉プラザ休館日は除きます。〕

TEL 0120-851-641

(2)場所

中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

48 認知症カフェ （福祉局認知症支援課）

認知症カフェとは、認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門職などが気軽に集い情報交換やお互いを理解する場所です。

- ◎福岡市内で開設されている認知症カフェの情報は、福岡市ホームページに掲載しています。
- ◎認知症カフェはを新たに開設し、認知症の人などからの相談に対応できる専門職のスタッフを1名以上配置する等の要件を満たす場合には補助金の交付を行っています。

【問い合わせ先】

福祉局認知症支援課 TEL 711-4891 FAX 733-5587

《詳細はこちら》



49 認知症コミュニケーション・ケア技法 「ユマニチュード®」講座 （福祉局ユマニチュード推進課）

ユマニチュードとは、認知症の人に優しさを伝えるコミュニケーションの技術です。家族介護者や地域、専門職向け等、対象者別に講座を行っています。

- ・対 象 者 福岡市内にお住まいもしくはお勤めの方
- ・費 用 無料(※一部有料の講座もあります。)
- ・日 程 市政だよりや福岡市ホームページでお知らせします。

【問い合わせ先】

福祉局ユマニチュード推進課 TEL 707-3117 FAX 733-5587

《詳細はこちら》



Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

50 ケアノート（在宅連携支援システム）（福祉局政策推進課）

要支援・要介護高齢者のご家族や、医療・介護関係者（かかりつけ医、ケアマネジャー、ヘルパー等）が、普段お使いのパソコンやスマートフォン等で、高齢者ご本人に関する情報を共有するシステム「ケアノート（在宅連携支援システム）」を提供しています。

1 内容

高齢者ご本人の同意のもと、行政が保有している要支援・要介護高齢者に関する介護保険情報等を、ご家族、医療・介護関係者がインターネット上で共有するシステムです。

※ケアノートURL：<https://carenote.city.fukuoka.lg.jp/index.html>

2 対象者

支援対象者	・65 歳以上の福岡市の介護保険被保険者 ※要支援や要介護の認定を受けていない人も対象となります。 ・40 歳以上 64 歳以下の福岡市介護保険被保険者のうち、要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた人
利用者 (支援対象者の情報を共有できる人)	・支援対象者のご家族、医療・介護関係者（かかりつけ医、ケアマネジャー、ヘルパー等）

【導入のメリット】

①支援対象者本人

関係者間で情報が共有されることで、支援対象者本人にとって、より良い医療・介護サービスを受けられることが期待できます。

②支援対象者のご家族

遠方のご家族も、医療・介護関係者と直接やり取りすることで、支援対象者の日頃の生活状況等を確認することができます。

③医療・介護関係者

時間や場所を気にすることなく、情報共有（資料や動画・写真等）や連絡・調整、介護認定情報の確認等が簡単にでき、医療・介護関係者の事務負担が軽減されます。

3 費用

利用料は無料。

※通信費等については利用者の負担となります。

4 利用方法

ケアノートホームページから「システム利用申請書」をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、福祉局政策推進課にお申し込みください。

《ケアノートはコチラから》

【問い合わせ先】

福祉局政策推進課 TEL 733-5343 FAX 733-5587



Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

51 ケアインフォ（保険外サービス情報提供サイト） （福祉局政策推進課）

高齢者の生きがいづくりや快適な生活を支援するため、市内の事業者が提供する介護保険外サービス（自費）の情報を専用 WEB サイトで提供しています。

1 内容

家事代行や配食、見守りなどの様々な介護保険外サービスの情報を提供しています。

※ケアインフォ URL: <https://careinfo.city.fukuoka.lg.jp>

2 提供サービスの内容

提供サービスの種別	提供サービスの詳細
生活援助	炊事、洗濯、買い物代行 など
身体介護	入浴介助、排泄介助、食事介助 など
無料送迎(シャトルバス等)	通院、買い物 など
有償運送	介護・福祉タクシー、福祉有償運送
商品配送	生活用品、食品 など
見守り	電話、訪問、緊急通報装置 など
配食	きざみ食、低たんぱく食 など
訪問理美容	訪問型、送迎型
無料相談窓口	介護、住まい、法律 など
交流・ふれあいの場	おしゃべり、レクリエーション など

3 対象者

どなたでも閲覧できます。（福岡市内で提供されているサービスを掲載しています）

4 利用方法

- (1) インターネット検索画面にて「福岡市 ケアインフォ」を検索
- (2) ケアインフォトップ画面より、「お住まいの地域」と「必要なサービス種別」を選択し検索を開始
- (3) 条件に該当する事業者一覧が表示されますので、希望の事業者を選択しTEL、またはメール等によりお問い合わせください。

※検索結果に表示された各事業者等の活動内容等を、福岡市が保証するものではありません。サービスの利用や会員登録の際には、当該登録事業者等の定める契約約款や利用料金等を十分ご確認ください。

《ケアインフォはコチラから》

【問い合わせ先】

福祉局政策推進課 TEL 733-5343 FAX 733-5587



Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

52 住宅改造助成 (福祉局高齢福祉課)

身体機能の低下した高齢者がいる世帯に対し、住宅を高齢者に適するように改造する場合の費用の一部を助成し、高齢者の自立の助長や介護者の負担軽減を図ります。

1 内容

助成の対象工事は高齢者の自立が助長され、または介護者の負担が軽減される工事です。ただし、介護保険住宅改修費の給付対象となる工事は原則、対象外です。訪問調査の上、身体状況に応じて必要な工事が対象となります。工事の具体的な内容については、住宅改造相談センターにてご相談に応じます(助成は、原則として1世帯につき1回です。)

改造箇所	内容<例>
玄関・廊下	拡張
居室	間仕切りの変更・撤去
階段	階段昇降機(リフト)
浴室	浴槽の取替(段差解消目的以外)、★浴槽の取替(段差解消目的)、浴室の拡張(介護者が入れない場合等)
便所	温水洗浄便座(排泄処理不可能な場合のみ)
洗面所	車椅子対応洗面台
屋外	★通路整備、★屋外手すり(屋内は介護保険で)
その他	水栓の変更

★については、介護保険の利用を優先してください。

2 助成額

工事に要した額(※)と助成上限額(30 万円)を比較して低い方の額に、下記の助成率を乗じた額

※ 介護保険住宅改修の対象となる工事については、この助成においては 10 万円が限度となります。

利用者の介護保険料所得段階		助成率
第1段階	【A】:生活保護受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 など	100%
	【B】:市民税世帯非課税	90%
第2・3段階	市民税世帯非課税	
第4・5段階	本人が市民税非課税	60%
第6・7段階	本人が市民税課税で所得 200 万円未満	35%
第8段階	本人が市民税課税で所得 200 万円以上 300 万円未満	10%
第9～15 段階	本人が市民税課税で所得 300 万円以上	助成対象外

※第1段階の【A】・【B】の区分は事業独自の区分です。

3 対象者

市内に居住し、介護保険における「要支援1・2」「要介護1～5」に認定された 65 歳以上の人。
ただし、介護保険料第9段階以上の人は対象外です。

4 利用方法

事前申請が必要ですので、対象工事に着工する前に、各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)

住宅改造相談センター TEL 731-3511(福岡市市民福祉プラザ3階、P59 参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

54 市営住宅への入居申込みについて（住宅都市局住宅運営課）

年4回（5月・8月・11月・2月）実施している市営住宅の入居者募集（抽選方式）において、高齢者の申込みに優遇制度を設けております。

なお、市営住宅への入居申込みには、収入基準などの要件があります。

1 対象世帯

（1）別枠募集

次のいずれかに該当する世帯を対象に、一般世帯とは別枠で募集しています。募集住宅は、高齢者・身体障がい者の人に配慮した仕様となっています。

①申込者が60歳以上で、同居する親族が「配偶者」「60歳以上の人」だけで構成されている世帯

②身体障害者手帳1級から4級までの人がいる世帯

※60歳以上の人で配偶者がいない場合は、単身での申し込みができます。

（2）抽選優遇

一般世帯と一緒に募集している住宅に、申込者が60歳以上で、同居する親族が「配偶者」「60歳以上の人」「18歳未満の人」だけで構成されている世帯が申し込む場合、抽選番号を通常よりも多く割り振ります。

※募集住宅は一般仕様の住宅です。

2 費用（敷金・家賃）及び緊急連絡先

入居には家賃の3か月分の敷金が必要です。

家賃は世帯の所得や住宅の広さなどにより算出されます。

また、緊急連絡先の登録をお願いしています。

3 申込方法

募集期間に下記のいずれかの方法でお申し込みください。

（1）各区情報コーナー、入部・西部出張所、情報プラザ、なみきスクエア、福岡市住宅供給公社募集課で配布する申込書に必要事項を記入し、福岡市住宅供給公社（市営住宅センター）に郵送。

（2）福岡市住宅供給公社ホームページ（下記 URL）から申込画面に進み、必要事項を入力して申込み。

福岡市住宅供給公社ホームページ <http://www.nicety.or.jp/>



読み取り
QRコード

また、上記の抽選方式の他にも、「ポイント方式による募集」や「随時募集」（いずれも要件あり）により対象住宅への申込みを受け付けています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

福岡市住宅供給公社募集課 TEL 271-2561 FAX 272-5030
（博多区店屋町4-1 冷泉ハープビル1階）

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

55 高齢者向け優良賃貸住宅 (住宅都市局住宅計画課)

市が認定した高齢者仕様の民間賃貸住宅の家賃の一部助成を行い、高齢者の居住を確保できる住宅の供給促進を行います。

1 内容

高齢者向け優良賃貸住宅は、バリアフリー化され、緊急時対応サービスが利用可能な高齢者向けの賃貸住宅です。一部の物件では家賃減額補助を行っています。(認定物件は下記のとおりです。)

2 対象者

原則として、次に該当する人です。

- ・福岡市内に住所または勤務箇所を有する人
- ・自ら居住するため、住宅を必要とする人(セカンドハウスは認められません。)
- ・入居の申込み時に、60歳以上であること。ただし、夫婦で入居する場合は、どちらかが60歳以上であること。
- ・自立した日常生活を営むことができる人

住宅によって入居者の所得制限や家賃の補助を受けられる所得の範囲が異なりますので、個別にご確認ください。

3 費用

高齢者向け優良賃貸住宅は管理期間が管理開始から20年と決まっているため、管理終了時には家賃補助も終了します。

家賃減額補助の補助額については、入居世帯の収入等に応じて変わりますので、入居審査後に決定します(家賃減額補助は、ネズバン桜坂のみ実施しています。)

4 申込方法

入居者募集については空室がある住宅ごとに随時行っております。下記の書類を管理会社へ提出して入居申込みを行っていただき、審査後に管理会社と賃貸借契約を行ってください。

＜申込時に提出していただく書類＞

- ・入居申込書 ・住民票(入居予定者全員で続柄の記載されているもの) ・前年の所得証明書など

【認定物件一覧】

名称	戸数	所在地	問い合わせ先※	管理期間※
シニアズハウス トリニテ千早	24	東区千早5丁目2-22	092-982-3636	令和15年6月30日まで
ナイスティ吉塚駅南	24	博多区千代1丁目1-63	092-271-2892	令和6年8月21日まで
ネズバン桜坂	16	中央区桜坂1丁目6-33	092-735-7020	令和6年8月31日まで

※問い合わせ先に記載している電話番号は、管理会社等の電話番号です。

【問い合わせ先】

住宅都市局 住宅部 住宅計画課 居住支援係 TEL 711-4279 FAX 733-5589

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

56 サービス付き高齢者向け住宅 (住宅都市局住宅計画課)

構造・設備やサービスなど一定の基準を満たすサービス付きの高齢者向け民間賃貸住宅を登録して物件の情報を提供します。

1 内容

サービス付き高齢者向け住宅とは、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面に加え、安否確認や生活相談サービス等を提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことのできる環境を備えた住宅です。(登録物件は下記のとおりです。)

2 対象者

原則として、次に該当する人です。

- ・60 歳以上の人または要介護・要支援認定を受けている人
- ・同居者は、配偶者、60 歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている親族

3 費用

敷金、家賃、共益費、サービスの対価などの費用がかかります。住宅によって金額は異なりますので、個別にご確認ください。

4 申込方法

入居契約を管理会社などで行っていただきます。

【登録物件一覧】

(令和6年4月1日現在)

名称	戸数	所在地	問い合わせ先※	入居開始予定日
シニアズハウス トリニテ松崎	27	東区松崎 2 丁目 7-21	092-663-0500	入居可
あすなろ青葉	41	東区青葉 1 丁目 4-1	092-692-5860	
やすらぎの家Ⅱ	25	東区多々良 1 丁目 17-8	092-673-3345	
アソシエ御島崎	24	東区御島崎 2 丁目 3-5	092-663-1134	
シニアズハウス トリニテ千早	56	東区千早 5 丁目 2-22	092-410-1000	
寿らいふ アクアヴィラ香椎浜	201	東区香椎浜 3 丁目 3-3	0800-111-6511	
いきいきハウス箱崎	21	東区箱崎 6 丁目 18-9	092-651-5615	
コンフォートよつば	14	東区唐原 3 丁目 6-16	092-674-3266	
カームネス友彩	30	東区下原 1 丁目 20-57	092-681-6221	
香住ヶ丘 杜の家	64	東区香住ヶ丘 1 丁目 7-10	0120-878-823	
アソシエ 大樹	43	東区若宮 2 丁目 40-8	092-674-4570	
サンルームほほえみ	18	東区宮松 3 丁目 3-17	092-621-8021	
ちはやふる和	8	東区千早 2 丁目 21-7	092-674-3335	
桜寿のさと松島	53	東区松島 2 丁目 9-10	092-624-1810	
ココファン香椎駅前	77	東区香椎駅前 1 丁目 7-7	092-681-7007	
プラチナ・シニアホーム博多	60	博多区竹下 4 丁目 14-37	092-409-5611	
メディケアホーム南福岡	58	博多区銀天町 2 丁目 2-6	092-558-6021	

地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

名称	戸	所在地	問い合わせ先※	入居開始予定日
ラガーナ板付	51	博多区板付 2 丁目 13-28	0120-525-101	入居可
さわやか立花式番館	103	博多区大字立花寺 179-64	092-931-8080	
知行庵	40	博多区金の隈 1 丁目 28-48	092-580-8108	
想美	50	博多区諸岡 1 丁目 24-25	092-588-6161	
ユトリア博多	32	博多区博多駅南 3 丁目 4-36	0120-092-080	
ファミエールよしづか	30	博多区吉塚 7 丁目 2-16	092-623-0560	
アットホーム福岡	35	博多区千代 1 丁目 1-55	092-631-1007	
桜寿のさと	45	博多区吉塚 4 丁目 12-25	092-260-8863	
スマイル板付	40	博多区板付1丁目 5-9	092-436-2526	
ケアスタ福岡	11	博多区千代1丁目 30-25	092-631-1007	
グランメゾン迎賓館 福岡小笹	53	中央区小笹 2 丁目 12-11	0120-086-165	
すまいるほーむ小笹	20	中央区小笹 5 丁目 20-11	092-477-7040	
ハーヴェスト西公園	24	中央区伊崎 6-21	092-720-5050	
ハーヴェスト高砂	54	中央区高砂 2 丁目 1-23	092-521-3823	
クラシオン小笹山手 1 番館	18	中央区小笹 4 丁目 5-1	092-781-8012	
ココファン福岡清川	66	中央区清川 2 丁目 5 番 34 号他	0120-937-584	令和 7 年 4 月
えがおで寺塚1番館	74	南区寺塚 2 丁目 20-1	0120-3456-11	入居可
アソシエ中尾	32	南区中尾 3 丁目 9-12	0120-793-111	
ハーヴェスト高宮	81	南区向野 1 丁目 22-1	092-553-0700	
メディカルケアシニアホーム高宮	49	南区大楠 3 丁目 13-25	092-532-5570	
ささえあい太陽まとは	43	南区的場 2 丁目 37-2	092-588-7811	
ディーフェスタ福岡南	54	南区中尾 3 丁目 43-2	0120-062-620	
アルファリビング博多南	42	南区弥永 3 丁目 3-1	0120-559-338	
グランドマスト大橋南	47	南区和田 3 丁目 26-7	092-557-1065	
えがおで寺塚 2 番館	64	南区寺塚 2 丁目 11-11	0120-3456-11	
メディカルケアレジデンス福岡南	48	南区三宅 3 丁目 23-18	092-408-5199	
ココファン福岡那の川	56	南区那の川 2 丁目 1-16	0120-982-155	
ひいの邸	40	城南区樋井川 4 丁目 9-15	092-874-2000	
グランジュテなの花	40	城南区西片江 2 丁目 13-5	092-864-1001	
ホスピコート 長尾	43	城南区長尾 1 丁目 19-15	092-862-1111	
レイクサイド桜庵	13	城南区片江 5 丁目 1-49	093-777-2581	
ブラチナ・シニアホーム田島	64	城南区田島 5 丁目 11-2	092-407-2591	
グランドハウス梅林	38	城南区梅林 4 丁目 6-14	092-873-1105	
ながおの郷	40	城南区樋井川 4 丁目 4-21	092-866-5500	
カルナス別府	69	城南区別府 4 丁目 12-23	0120-428-310	
ヴィレッジすみれⅡ	32	早良区田隈 2 丁目 23-12	092-874-0220	
ラソーレ早良南	37	早良区重留 2 丁目 5-5	092-804-2266	
東風	22	早良区東入部 8 丁目 17-26	092-804-3852	
やまびこ	30	早良区南庄 2 丁目 8-3	092-407-3820	
アソシエ南庄	30	早良区南庄 1 丁目 18-3	092-406-0227	
サポートタウン クレアたぐま	48	早良区田隈 2 丁目 22-18	092-874-9303	
安心の住まいパインガーデン室見	55	早良区室見 2 丁目 15-27	092-847-1515	

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

名称	戸数	所在地	問い合わせ先※	入居開始予定日
安心の住まいパインガーデン藤崎	26	早良区弥生 2 丁目 3-25	092-847-1518	入居可
ディエス有田	82	早良区有田 7 丁目 2-3	092-852-7711	
けらけらの森	37	早良区田村 4 丁目 18-1	092-874-0080	
エフコープ結(ゆい)次郎丸	35	早良区次郎丸 4 丁目 10-50	092-874-0095	
ココファン福岡西新	48	早良区高取 1 丁目 1-49	0120-509-558	
そんぼの家 S 姪浜	143	西区石丸 3 丁目 38-7	0120-37-1865	
日の出会 こもれび	22	西区野方 1 丁目 16-26	092-812-2585	
かりん	53	西区戸切 2 丁目 13-27	092-811-3111	
ほっとライフ伊都	43	西区今宿西 1 丁目 17-6	092-834-3307	
グランメゾン迎賓館 福岡伊都	30	西区飯氏 940-1	0120-085-165	
まほろばの里 なの国	40	西区拾六町団地 2-18	092-892-3206	
グランヴィル鳳凰館 福岡周船寺	59	西区周船寺 3 丁目 6-35	0120-087-165	
いと楽し	31	西区徳永北 1-52	092-802-0701	
メディケア福岡西	51	西区拾六町 5 丁目 18-10	092-895-2070	
ほっとライフ今宿	52	西区今宿 3 丁目 28-8	092-407-4165	
グランヴィル野方	20	西区野方 1 丁目 13 番5号	092-831-8521	

※問い合わせ先に記載している電話番号は、管理会社等の電話番号です。

【問い合わせ先】

住宅都市局 住宅部 住宅計画課 居住支援係 TEL 711-4279 FAX 733-5589

57 住まいサポートふくおか (住宅都市局住宅計画課)

65歳以上の方、障がいのある方で住み替えでお困りの方を対象に、民間賃貸物件への入居に協力する「協力店(不動産事業者)」や入居中の様々な生活支援を担う「支援団体(民間企業 NPO など)」と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居をコーディネートします。

1 相談期間

月曜～金曜:午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

2 対象者

- ・市内の民間賃貸住宅などの物件を探している人で、65歳以上の人のみで構成される世帯(65歳以上の人と障がい者など配慮が必要な人のみで構成される世帯も含まれます。)
- ・障がい者の単身世帯又は障がい者を含む世帯

3 費用(自己負担)

情報料は無料 ※各種サービスに必要な費用は、利用者の負担となります。

【相談窓口・問い合わせ先】

社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 事業開発課 住まい・まちづくりセンター
福岡市市民福祉プラザ 4階 TEL 720-5356 FAX 751-1509

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

58 高齢者世帯住替え助成事業 (住宅都市局住宅計画課)

居住環境の悪い民間賃貸住宅に居住している、または建替えなどにより住替えが必要な高齢者世帯の住替えを支援するため、一定の要件を満たす高齢者世帯に対して、住替えに係る初期費用の一部を助成します。

1 事業の概要

(1) 対象者

福岡市内の民間賃貸住宅に転居する 65 歳以上のひとり暮らし世帯または 65 歳以上の人と次のいずれかの同居者のみで構成される世帯。

- ・配偶者
- ・60 歳以上の親族
- ・60 歳未満の親族で、要介護認定者、身体障がい者、精神障がい者又は知的障がい者である者
- ・65 歳以上の方(要介護認定者、身体障がい者、精神障がい者又は知的障がい者に限る)の介護を行う必要がある 60 歳未満の親族

※その他、所得や転居後の住宅の要件など、一定の要件を満たしている必要があります。

(2) 助成対象経費

申請者が事業者(不動産会社、引越し業者)に支払う経費で、以下のものが助成対象です。

区分	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	・礼金 ・仲介手数料 ・家賃債務保証料 ・住宅保険料 ・転居前の住宅に係る原状回復費用	・敷金 ・契約時に払う家賃、共益費、管理費 ・鍵交換費用 ・住宅の清掃またはクリーニング費用
引越し費用	・引越し運送費用 ・荷造りや荷解きに係る費用 (人件費や梱包資材に係る費用など) ・エアコン等(転居前住宅から移設したものに限る)の取り外し・取り付けに係る費用 ・引越しに伴う不用品の処分費用	・引越し業者が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用 ・公共料金等の名義変更代行サービスに係る費用 ・ご近所への挨拶品の手配等に係る費用 ・引越しに係る友人等への謝礼金

(3) 助成額

助成対象となる経費の合計額(消費税を含む)の1/2(上限額 10 万円)

※子育て世帯と同居・近居の場合、上限額にそれぞれ5万円が引き上げられます。

※家主等から立退き料が支払われている場合には、助成対象経費から立退き料を差し引いた額の1/2で計算します。

※計算した額に 100 円未満の端数が生じた場合には、切り捨てます。

2 利用方法

詳しい申請方法や助成要件は、お問い合わせください。(申請は引越し日から 5 か月以内)

【問い合わせ先】

住宅都市局 住宅部 住宅計画課 居住支援係 TEL 711-4279 FAX 733-5589

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

6 権利や財産を守るための支援

59 権利擁護のための仕組み（福祉局地域包括ケア推進課・地域福祉課）

記憶力や判断力が衰えてくると、生活費の管理がうまくできなくなったり、悪質な訪問販売で必要のない物を買わされるなどの問題が出てくる場合があります。認知症高齢者など判断能力の低下した人の権利を守るための仕組みを紹介します。

1 成年後見制度

(1) 法定後見制度

判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、判断能力の程度に応じて、家庭裁判所の定めた法定後見人（成年後見人、保佐人、補助人）によるさまざまな援助を受けられます。

- ・申立てをする裁判所：福岡家庭裁判所本庁（後見センター） TEL 981-9606
- ・申立てできる人：本人、配偶者、4親等内の親族

※申立てをする人がいない場合は、市長が行うことができます。

(2) 任意後見制度

判断能力が不十分になったときに備えて、自分が信頼できる人とあらかじめ任意後見契約を結んでおき、将来契約内容に応じた支援を受けられる制度です。

契約の内容は本人の希望に応じて設定できます。例えば、金銭や財産の管理、介護サービスの選択、施設の入所契約などです。

- ・窓口

福岡公証役場：中央区舞鶴3丁目7-13 2階 TEL 741-0310 FAX 741-0540

博多公証役場：博多区博多駅前3丁目25-24 3階 TEL 400-2560 FAX 432-6681

2 日常生活自立支援事業（福岡市社会福祉協議会あんしん生活支援センター）

福岡市社会福祉協議会では、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理など日常生活に必要なことについて、判断能力が十分でないため一人では行うことに不安がある在宅の高齢者や障がい者と契約し、手続の援助や代行、利用料の支払いなどを行います。

- (1) 事業内容
 - (2) 問い合わせ
- （詳細は P68 参照）

3 成年後見制度利用支援事業

身寄りのない認知症高齢者などについて、市長が後見開始などの申立てを行うことにより、後見人による財産管理や身上保護などの支援を行います。

また、費用負担が困難な方について、後見人等報酬の助成を行います。

【問い合わせ先】 各区保健福祉センター・地域保健福祉課（P131 参照）

【後見人等報酬助成の受付窓口】 福岡市成年後見推進センター（P7 参照）

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

6 権利や財産を守るための支援

4 権利擁護のための相談窓口

(1) 福岡県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター あいゆう

実施団体:福岡県弁護士会

事業内容:法律相談、介護・福祉支援、成年後見制度(任意後見契約含む。)の利用、財産管理支援、相続、遺言、人権侵害対応、弁護士による無料相談(電話相談後、必要があれば初回無料の出張相談可)

相談日:火曜日、金曜日 午後1時～午後4時(弁護士が直接電話を受けて相談対応)

月曜日～金曜日 午前10時～午後4時(センターで受付後、弁護士から折り

返しの電話相談)

連絡先:TEL 724-7709 FAX 752-1301

〒810-0044 福岡市中央区六本松4丁目2-5 福岡県弁護士会館内(相談業務課)

(2) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部

実施団体:福岡県司法書士会

事業内容:法律相談、成年後見制度の利用、人権侵害対応、高齢者等電話無料相談

相談日:月曜日～金曜日 午後1時～午後3時

連絡先:TEL 738-7050 FAX 738-1660

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目2-23(福岡県司法書士会館内)

(3) 権利擁護センターぱあとなあ福岡

実施団体:公益社団法人福岡県社会福祉士会

事業内容:成年後見制度の利用にかかる相談支援

相談日:月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

連絡先:TEL 483-2941 FAX 483-3037

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目9-12 アイビーコートⅢビル 5F

5 高齢者の虐待に関する通報・届出の窓口

(1) いきいきセンターふくおか(福岡市地域包括支援センター)(P2、P131～134 参照)

高齢者の生活を支える拠点として設置した総合相談窓口です。虐待の早期発見・防止、権利擁護などの高齢者の人権や財産を守る取り組みから、介護保険、介護予防、福祉、医療など、さまざまな相談を包括的・継続的に行っています。

(2) 各区保健福祉センター地域保健福祉課(P131 参照)

(3) 休日・夜間高齢者虐待通報ダイヤル

いきいきセンターふくおかや各区保健福祉センターの閉庁時間帯でも虐待通報ができます。

フリーコール0800-123-9563

開設時間 月曜日～金曜日 午後5時～翌日午前9時

土曜日・日曜日・祝日・年末年始 午前9時～翌日午前9時

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

6 権利や財産を守るための支援

60 日常生活自立支援事業

(福祉局地域福祉課)

判断能力が十分でない人を対象に、契約に基づき、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理などを有料で行います。

1 内容

(1) 福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談
- ② 福祉サービスの利用申込みや手続きの同行、代行など
- ③ 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- ④ 苦情解決制度の利用援助

(2) 日常的な金銭管理

- ① 年金、手当の受領確認
- ② 日常的な生活費に要する預貯金の払戻し
- ③ 医療費・公共料金・税金などの支払い
- ※ 不動産の管理・処分や高額な金銭の取扱いは行いません。

(3) 書類などの預かりサービス

通帳・年金証書・権利書・契約書・保険証書などをお預かりします。

2 対象者

市内に居住し、判断能力が十分でない人(ただし、契約が結べる状態にあること。)

3 費用(自己負担)

- (1) 福祉サービス利用援助
 - (2) 日常的な金銭管理
 - (3) 書類などの預かりサービス
- } 利用1回につき 1,000 円
- 年間 3,000 円

※ 生活保護受給者は原則免除

4 利用方法

各区社協事務所へご相談ください。

【問い合わせ先】

各区社協事務所(P135 参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

6 権利や財産を守るための支援

61 生活福祉資金貸付制度（不動産担保型生活資金）

（福祉局地域福祉課）

居住用の不動産を所有していても、年金や預貯金が少ないことで、生活に不安を感じている高齢者世帯のために、現在お住まいの土地と建物を担保に生活資金を低金利で貸し付けることにより、自立した在宅生活を支援します。

1 内容

一定の居住用不動産を有し、その住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産（土地と建物）を担保として月々の生活資金を貸し付ける制度です。

貸付金は死亡時などの契約終了の際に一括償還となります。

※マンションは対象となりません。

※実施主体：福岡県社会福祉協議会

2 貸付の内容

- (1) 限度額（総額）：土地の評価額の7割が基準（建物は評価の対象となりません）
- (2) 限度額（1月あたり）：30万円以内で契約により定める額
- (3) 金利（年利）：当該年度の4月1日の長期プライムレートまたは年3%のいずれか低い方
- (4) 担保など：お住まいの土地と建物に担保権を設定（登記）することが条件です。
- (5) 保証人：推定相続人の中から、1人の連帯保証人が必要です。
- (6) 契約の終了：当該不動産に居住しなくなった場合、死亡した場合などには、契約を終了し、償還の手続きに入ります。
- (7) 不動産の鑑定や登記などの費用は、資金の貸付を受ける人の負担となります。

3 対象者

次のいずれにも該当する低所得の高齢者世帯です。

- (1) 資金の貸付を受けようとする高齢者が単独で所有するか、または同居の配偶者と共有する不動産に居住していること。（同居の配偶者と共有の場合は、配偶者が連帯借受人になる必要があります。）
- (2) 居住している不動産に賃借権その他の利用権または抵当権その他の担保権が設定されていないこと。
- (3) 貸付を受けようとする高齢者の配偶者及び親（配偶者の親を含む。）以外の人が同居していないこと。
- (4) 原則として、世帯の構成員が65歳以上であること。
- (5) 世帯の構成員が、市民税非課税程度（均等割のみも可）の低所得であること。
- (6) 担保に供する不動産（土地）の評価額が1,000万円以上であること。

【問い合わせ先】

生活福祉資金受付センター（福岡市社会福祉協議会生活福祉課）

中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階 貸付専用 TEL 791-5708

実施主体：福岡県社会福祉協議会 生活福祉資金課 TEL 584-3641（直通）

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

7 終活に関する支援

62 やすらかパック事業 (福祉局地域福祉課)

「自分が死亡した後のことが心配」という人との生前の契約により、死後事務（直葬、納骨、家財処分、役所の手続きなど）を行います。

1 内容

身寄りがない高齢者などが抱える死後事務手続きの不安を解消するため、福岡市社会福祉協議会と死後事務の委任契約を結び、利用料を支払っていただくことで、保険の仕組みを利用し、福岡市社会福祉協議会が委託した業者が死後事務（直葬、納骨、家財処分、役所手続きなど）を行います。

2 対象者

以下のいずれにも該当する人

- ・福岡市内に居住する 40 歳以上 90 歳未満の人
 - ・明確な契約能力を有する人
 - ・生活保護を受給していない人
 - ・保険会社の申込要件に該当する人
(5年以内に癌を罹患していない、要介護2以下など)
 - ・死後事務を行うことのできる親族がいない人
 - ・「声の訪問」などの見守りサービスを利用できる人
- ※契約にあたり、遺言書の作成が必要です。

3 利用料

毎月 3,000 円～7,500 円

(申込時の年齢や健康状態で利用料が変わります。)

※途中解約された場合、お支払いいただいた利用料の返金はありません。

4 利用方法

福岡市社会福祉協議会終活サポートセンターにお申し込みください。

5 注意事項

- ・申込みには、住民票や戸籍謄本などの添付書類が必要です。
- ・申込みできる人であっても、保険審査などによってご利用できない場合があります。

【問い合わせ先】

福岡市社会福祉協議会終活サポートセンター

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

TEL 406-0168 FAX 406-0169

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

7 終活に関する支援

63 ずーっとあんしん安らか事業 (福祉局地域福祉課)

「自分が死亡した後のことが心配」という人との生前の契約により、死後事務(葬儀、納骨、公共料金などの清算、家財処分)などを行います。

1 内容

身寄りがない高齢者が抱える死後事務手続きの不安を解消するため、福岡市社会福祉協議会と死後事務の委任契約を結び、あらかじめ預託金をお預かりして、契約者が亡くなった時に預かった金額内での死後事務(葬儀、納骨、家財処分、役所手続きなど)を行います。

また、死後事務の委任契約を締結後、必要に応じて、有料にて書類などの預かりや入退院支援を行います。

2 対象者

以下のいずれにも該当する人

- ・福岡市内に居住する70歳以上の人
※同居者がいる場合、全て70歳以上の親族であること
- ・明確な契約能力を有する人
- ・原則として子がないこと
- ・生活保護を受給していない人

3 利用料

- ・入会金 15,000 円(税込)
- ・年会費 10,000 円(税込)
- ・預託金
葬儀・納骨費用、公共料金の清算など:500,000 円～
※預託金の1割を執行費用としております。
残存家財処分:業者見積額

4 利用方法

福岡市社会福祉協議会終活サポートセンターにお申し込みください。

5 注意事項

福岡市社会福祉協議会の職員が、定期的な連絡や訪問をします。

【問い合わせ先】

福岡市社会福祉協議会終活サポートセンター

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

TEL 406-0168 FAX 406-0169

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

8 介護保険を利用する居宅サービス

64 介護保険を利用する居宅サービス（福祉局事業者指導課・介護保険課）

「居宅サービス」は、要介護認定（要支援 1・2、要介護 1～5）を受けた方が、その能力に応じた日常生活をおくることができるように、「通所して利用するサービス」や「訪問を受けて利用するサービス」などを組み合わせて利用することができます。

なお、サービスの利用については、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の生活状況や身体状況を踏まえた上で作成する介護計画（ケアプラン）に基づいて行われます。

※ サービスの内容が事業所によって異なる場合がありますので、ケアマネジャーにご相談ください。

○通所して利用する

通所介護(デイサービス)	通所サービス(デイサービス)
要介護 1～5	要支援 1・2
デイサービスセンターなどで食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能の維持・改善のための支援を行うほか、必要に応じて、栄養状態の改善や口腔機能向上のための訓練を行います。	・介護予防型通所サービス デイサービスセンターなどで食事などの介護や、生活機能の維持・改善のための支援を行うほか、必要に応じて、栄養状態の改善や口腔機能向上のための訓練を行います。 ・生活支援型通所サービス デイサービスセンターなどで食事などの介護や、生活機能の維持・改善のための支援を行います(看護師などの専門職は配置されておりません。)
通所リハビリテーション(デイケア)	介護予防通所リハビリテーション
要介護 1～5	要支援 1・2
老人保健施設や医療機関などで食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能の維持・改善のためのリハビリテーションを行うほか、必要に応じて、栄養状態の改善や口腔機能向上のための訓練を行います。	

○訪問を受けて利用する

訪問介護(ホームヘルプ)	訪問サービス(ホームヘルプ)
要介護 1～5	要支援 1・2
ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。 通院などを目的とした、乗降介助(介護タクシー)も利用できます。	・介護予防型訪問サービス 利用者が自力では困難な行為について、家族や地域の支援などが受けられない場合に、ホームヘルパーが居宅を訪問し、サービスを行います。 ・生活支援型訪問サービス 利用者が自力では困難な行為について、家族や地域の支援などが受けられない場合に、福岡市が定める研修を受講した人などが居宅を訪問し、生活援助のみのサービスを行います。

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

8 介護保険を利用する居宅サービス

訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
要介護 1～5	要支援 1・2
介護職員と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。	居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設などにおける浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護を行います。
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
要介護 1～5	要支援 1・2
通院が困難な利用者へ、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。	
訪問看護	介護予防訪問看護
要介護 1～5	要支援 1・2
通院が困難な利用者へ、医師の指示に基づき、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。	
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
要介護 1～5	要支援 1・2
通院が困難な利用者へ、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	

○居宅での暮らしを支える

福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
要介護 1～5	要支援 1・2
日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与（レンタル）します。 ・車いす・車いす付属品・特殊寝台（介護ベッド）・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり（工事をとみなわないもの）・スロープ（工事をとみなわないもの）・歩行器・歩行補助つえ・認知症老人徘徊（はいかい）感知機器・移動用リフト（つり具を除く）・自動排泄処理装置（尿と便とを吸引するものについては要介護 4・5 の人のみ）	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与（レンタル）します。 ・手すり（工事をとみなわないもの）・スロープ（工事をとみなわないもの）・歩行器・歩行補助つえ・自動排泄処理装置（尿のみを吸引するもの）
※要介護度が比較的軽度である要支援 1・2 及び要介護 1 の人には、その状態像から車いす、特殊寝台（介護ベッド）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則として保険給付の対象となりません。 ※福祉用具貸与の貸与種類のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖は、貸与と販売の選択ができます。	

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

8 介護保険を利用する居宅サービス

特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）	特定介護予防福祉用具販売
要介護 1～5	要支援 1・2
入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、負担割合に応じてその費用（年間 10 万円まで）の 9 割、8 割または 7 割を申請により支給します。購入に際しては、指定福祉用具販売事業者の福祉用具専門相談員が、利用者の身体状況に応じて選定します。 ・腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分・排泄予測支援機器 ※以下の福祉用具については、貸与と販売の選択ができます。 ・固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・単点杖（松葉づえを除く）・多点杖	
住宅改修費の支給	介護予防住宅改修費の支給
要介護 1～5	要支援 1・2
1) 自宅での生活支援に向け、手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした場合、負担割合に応じてその費用（原則 1 住宅につき 20 万円まで）の 9 割、8 割または 7 割を支給します。 2) 利用に際しては、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）などに相談し、工事着工前の事前申請が必要です。 ・手すりの取付け・段差の解消・滑りの防止及び移動円滑化などのための床または通路面の材料の変更・引き戸などへの扉の取替え・洋式便器などへの便器の取替え・その他前記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	
短期入所生活・療養介護（ショートステイ）	介護予防短期入所生活・療養介護
要介護 1～5	要支援 1・2
福祉施設や医療施設に短期間入所している高齢者に、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。	

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

9 地域密着型サービス

65 地域密着型サービス (福祉局事業者指導課)

「地域密着型サービス」は、認知症や一人暮らしの高齢者の増加をふまえ、高齢者が住みなれた地域での生活を継続できるように支援するサービスで、大きく分けて以下の 9 種類のサービスがあります。身近な地域でサービスが利用できるよう、地域ごとにサービスの拠点を整備していきます。

なお、原則として、他市町村の地域密着型サービスは利用できません。

(※⑥、⑦、⑧は「Ⅳ生活拠点を移して受ける支援」で説明します。)

サービスの種類	サービスの内容
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、定期的な巡回と随時の通報により日常生活上の支援や看護師などによる療養上の世話を行います。
② 夜間対応型訪問介護	夜間に、定期的な巡回訪問または通報を受け、利用者の居宅で、入浴・排せつ・食事の提供など日常生活上の支援を行います。
③ 地域密着型通所介護	定員 18 人以下のデイサービスセンターなどで、通所により、入浴・食事の提供など日常生活上の支援及び機能訓練を行います。
④ 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人に、デイサービスセンターなどで、通所により、入浴・食事の提供など日常生活上の支援及び機能訓練を行います。
⑤ 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ、入浴・排せつ・食事などの介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行います。
6 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の人を対象に共同生活(5～9人)を通し、入浴・排せつ・食事などの介護その他の日常生活上の支援を行います。
⑦ 地域密着特定施設入居者生活介護 「70 軽費老人ホーム」(P83～85)、「76 介護付き有料老人ホーム」(P97～99)の【問い合わせ先】の*印がサービスを提供する施設となります。	特定施設の指定を受けた軽費老人ホームなどのうち、定員が 29 人以下の介護専用型特定施設に入居する高齢者に対して、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話などを行います。
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 「72 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」(P87～89)の【問い合わせ先】の*印がサービスを提供する施設となります。	常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者のうち、定員が 29 人以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所する高齢者に対して、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行います。
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、介護と看護サービスの一体的な提供を行います。

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援の人が利用できるサービスの名称です。
ただし、介護予防認知症対応型共同生活介護では要支援2の人のみ。

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

9 地域密着型サービス

66 (介護予防)小規模多機能型居宅介護（福祉局事業者指導課）

利用者の状態や希望に応じて、「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせて提供するサービスです。

1 内容

「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組合せ、入浴・排せつ・食事などの介護その他の日常生活の支援及び機能訓練を行います。

2 対象者

福岡市の介護保険被保険者で、介護保険法に定める介護認定審査会において要支援1・2または要介護1～5と認定された人

3 費用(自己負担)

介護サービス費(負担割合証に応じた額)

※1か月単位の定額料金となります。そのほか、食費、宿泊サービス利用時の宿泊代など、各事業所との間の契約によって定められた額を負担していただきます。

4 利用方法

利用者とその事業所との契約になりますので、利用を希望する場合は、直接事業所にお申し込みください。

【問い合わせ先】

令和6年4月1日現在

事業所名称	所在地	電話	FAX
みんなの家青葉の里	〒813-0032 東区土井 4-5-16	405-2333	405-0212
みんなの家三苦駅前	〒811-0201 東区三苦 4-8-1	410-7227	410-7226
小規模多機能ホームアソシエ和白	〒811-0214 東区和白東 1-25-11	608-6111	608-6113
小規模多機能型居宅介護花うさぎ千早	〒813-0044 東区千早 4-13-27	674-1801	674-1805
小規模多機能ホームのどか	〒812-0053 東区箱崎 6-18-7	651-5528	651-5547
小規模多機能・ハーモニー香椎下原	〒813-0002 東区下原 2-15-31	674-1222	410-1282
小規模多機能ホームトリニテ松崎	〒813-0035 東区松崎 2-7-21	663-0501	663-0512
小規模多機能型居宅介護 フレンド香住ヶ丘	〒813-0003 東区香住ヶ丘 2-3-23	674-0052	674-0051
みんなの家土井駅南	〒813-0032 東区土井 3-20-12	410-9785	410-9786
多機能ケアホームりんごの里	〒812-0881 博多区井相田 3-1-20	592-0233	592-0233
小規模多機能型居宅介護ふぁみりー那珂	〒812-0893 博多区那珂 3-14-6	483-2335	284-7934
小規模多機能さいゆう	〒812-0041 博多区吉塚 1-33-10	621-6283	621-6284

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

9 地域密着型サービス

事業所名称	所在地	電話	FAX
小規模多機能型居宅介護月の丘とめさん家	〒812-0863 博多区金の隈 3-18-15	513-0056	513-0087
小規模多機能型居宅介護 ケアスタ福岡	〒812-0044 博多区千代 1-30-25	645-2155	633-3151
いこいの郷おざさ	〒810-0033 中央区小笹 1-14-27	526-2800	526-2802
小規模多機能ホーム福岡天神南さくらそう	〒810-0003 中央区春吉 2-15-18	738-6066	762-5600
小規模多機能ホーム ゆふの庄	〒810-0053 中央区鳥飼 1-5-10	714-4600	714-4601
小規模多機能ホームみなみ	〒811-1347 南区野多目 5-12-6	551-5567	551-4142
スマイルサポート・警弥郷倶楽部	〒811-1324 南区警弥郷 1-7-6	501-8715	501-8725
小規模多機能ホーム森の家みのり荘	〒811-1353 南区柏原 4-33-31	213-8887	213-8886
三丁目小規模多機能センター	〒811-1311 南区横手 3-2-8	588-6121	588-6122
小規模多機能ホーム ゆふの郷	〒815-0075 南区長丘 1-4-37	551-6000	551-6060
小規模多機能型居宅介護花うさぎ大橋	〒815-0033 南区大橋 3-19-15	511-1112	552-5111
小規模多機能おさ「弥永亭」	〒811-1313 南区日佐 3-40-32	586-5195	586-5198
小規模多機能ホーム心の丘	〒811-1352 南区鶴田 1-10-20	710-2370	710-2371
小規模多機能ホームひまわり大楠	〒815-0082 南区大楠 1-17-7	753-7870	753-7825
小規模多機能ホームあけぼの	〒811-1313 南区日佐 2-8-1	586-7451	586-7458
小規模多機能寿庵	〒811-1352 南区鶴田 2-7-12	408-2525	408-2529
小規模多機能 さかいの樹	〒811-1345 南区向新町 1-10-50	403-0927	403-0928
小規模多機能ホームとりかい	〒814-0103 城南区鳥飼 6-7-14	851-9608	400-5151
小規模多機能ケアいずみ	〒814-0133 城南区七隈 2-7-41	865-3146	407-3987
多機能型サービスめおといわ「つむぐ」	〒814-0131 城南区松山 2-8-3	407-0296	407-0264
小規模多機能型居宅介護ケアルームチューリップ	〒814-0144 城南区梅林 4-6-14	873-1105	707-7117
ケアタウン茶山小規模多機能居宅介護	〒814-0111 城南区茶山 3-9-1	834-2217	834-2240
なごみの家	〒811-1102 早良区東入部 1-4-2	205-7533	203-3230
小規模多機能ホーム荒江の家	〒814-0021 早良区荒江 3-20-3	833-1888	822-0573
小規模多機能ホームアソシエ飯倉	〒814-0161 早良区飯倉 5-21-4	874-1717	874-1727
小規模多機能ホームむろみ	〒814-0015 早良区室見 5-10-34	836-8070	823-0701
なごみの家しかた	〒814-0176 早良区四箇田団地 4-106	836-5441	811-3005
たんぽぽの風	〒811-1122 早良区早良 6-2-9	803-0606	803-0611
エフコープかがやき次郎丸	〒814-0165 早良区次郎丸 4-10-50	874-0097	865-0365
小規模多機能型居宅介護ホーム さくらの里	〒814-0022 早良区原1-6-24	833-5200	833-5201
小規模多機能型居宅介護マイネスハウス福重	〒819-0022 西区福重 2-34-5	892-3317	892-3344
小規模多機能ホームいなほ	〒819-0030 西区室見が丘 1-9-4	812-9398	812-9393
小規模多機能居宅介護ローズマリー	〒819-0041 西区拾六町 4-37-12	204-3712	204-3712
ケアポートがんぎだん	〒819-0205 西区大字玄界島字浜ノ上 1-22	809-1808	809-1809
小規模多機能ホームひまわり	〒819-0001 西区小戸 3-31-32	834-6269	834-6270
小規模多機能型居宅介護 海の花	〒819-0165 西区今津 6015	407-5724	407-5726

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

9 地域密着型サービス

67 看護小規模多機能型居宅介護（福祉局事業者指導課）

利用者の状態や希望に応じて、「訪問」「通い」「宿泊」「訪問看護」のサービスを組み合わせて提供するサービスです。

1 内容

小規模多機能型居宅介護の「訪問」「通い」「宿泊」のサービスに加え、必要に応じて「訪問看護」のサービスを一体的に受けることができるサービスです。

2 対象者

福岡市の介護保険被保険者で、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護1～5と認定された人

3 費用（自己負担）

介護サービス費（負担割合証に応じた額）

※1か月単位の定額料金となります。そのほか、食費、宿泊サービス利用時の宿泊代など、各事業所との間の契約によって定められた額を負担していただきます。

4 利用方法

利用者とその事業所との契約になりますので、利用を希望する方は、直接事業所にお申込みください。

【問い合わせ先】

令和6年4月1日現在

事業所名称	所在地	電話	FAX
複合型サービス ケアリング宮崎館	〒812-0054 東区馬出 4-3-8	292-1323	292-1208
看護小規模多機能型居宅介護 香風館	〒813-0003 東区香住ヶ丘 1-7-3	674-7011	674-7022
看多機 なごみ	〒813-0044 東区千早 2-21-7	663-8118	663-8117
看護小規模多機能事業所 光の丘	〒815-0048 南区若久団地 9-1	984-0015	984-0022
セントケア看護小規模福岡	〒811-1353 南区柏原 4-37-5	564-5100	565-1600
看護小規模多機能 かたえの杜	〒814-0142 城南区片江 1-20-11	834-8334	864-2433
看護小規模多機能型居宅介護 ゆい	〒814-0175 早良区田村 7-22-20	407-2372	407-2370
看護小規模多機能型居宅介護三丁目の花や	〒819-0161 西区今宿東 2-2-10	805-8313	805-8312
看護小規模多機能ホーム ずっと一緒に	〒819-0025 西区石丸 3-3-3	891-2225	891-2226
看護小規模多機能しろくま野方	〒819-0043 西区野方 1-13-5	707-5555	811-7690
cocoroのとなり	〒819-0374 西区千里 480-8	836-8345	836-8346

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

9 地域密着型サービス

68 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（福祉局事業者指導課）

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などを受けるサービスです。

1 内容

日中・夜間を通じ、定期的な巡回と随時の通報により利用者の状態や希望に応じて訪問介護員などが居宅を訪問し、介護や看護などの支援を行います。

2 対象者

福岡市の介護保険被保険者で、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護1～5と認定された人

3 費用（自己負担）

介護サービス費（負担割合証に応じた額）

※1か月単位の定額料金となります。

4 利用方法

利用にあたっては、担当のケアマネジャーにご相談ください。

【問い合わせ先】

令和6年4月1日現在

事業所名称	所在地	電話	FAX
巡回サービス 創生会海の中道	〒811-0204 東区奈多 1-2-2	605-6001	605-8622
定巡名島町	〒813-0043 東区名島 2-35-21	674-0013	410-7441
テポレー巡回サービス	〒813-0044 東区千早 2-3-28	692-1001	663-0068
定期巡回げんき	〒811-0321 東区西戸崎 6-7-17	603-1465	603-2756
テポレー巡回サービス原田	〒812-0063 東区原田 4-16-1	405-5559	292-4282
定期巡回サービスファミリア	〒813-0012 東区香椎駅東 3-12-51-101	410-6660	410-6659
定巡宮前	〒812-0054 東区馬出2-29-10-101	409-7777	402-0025
巡回介護ひまわり	〒812-0044 博多区千代 5-18-7-3F	651-9901	651-9902
定期巡回・随時対応型訪問介護看護南福岡	〒812-0877 博多区元町 2-1-6	574-8181	588-5523
さくら巡回サービス	〒812-0882 博多区麦野 4-33-24	558-2658	558-2664
ケアネットワークひゅうが博多	〒812-0858 博多区月隈 6-22-20-303	558-2348	558-2349
巡回サービス グッドタイム薬院	〒810-0022 中央区薬院 2-11-15	711-7982	711-7973
ケアネットワークいやし	〒811-1344 南区三宅 1-25-13	562-0700	562-0701
ヘルパーネットえがおで寺塚	〒815-0074 南区寺塚 2-8-15-11	555-8533	710-2166

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

9 地域密着型サービス

事業所名称	所在地	電話	FAX
ささえあい太陽 巡回サービス穂希	〒811-1314 南区的場 2-37-2	588-7811	588-7810
定巡大橋	〒815-0033 南区大橋 1-19-18-105	555-3755	555-3756
ウエストライフ巡回ケアステーション	〒814-0143 城南区南片江 6-12-1	865-4182	865-4116
サンカルナ福岡城南 定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所	〒814-0111 城南区茶山 1-6-1	851-0631	851-0632
医療法人社団江頭会さくら病院 24時間 ヘルパーステーションさくら	〒814-0123 城南区長尾 5-8-10	801-8013	707-0606
ケアネットワークいやし早良	〒811-1101 早良区重留 6-6-10	872-8072	872-8074
エフコープ介護サービス福岡西(定巡)	〒814-0165 早良区次郎丸 4-10-50	874-0096	865-0365
巡回サービス 創生会西の丘	〒819-0046 西区西の丘 2-1-1	892-1550	881-8566
24 時間対応ヘルパーステーション白十字	〒819-0025 西区石丸 3-7-31	894-6100	894-6101
ベースキャンプ楽居ときつ	〒819-0005 西区内浜 2-6-7	882-3321	882-3306
かがやき巡回ステーション	〒819-0164 西区今宿町 583	807-5588	807-5599
ケアネットしもやまと	〒819-0055 西区生の松原 2-5-1-302	836-6351	836-6354
定期巡回サービス グッドファイブ福岡	〒819-0373 西区周船寺 1-1-32	407-8292	050-3174-1898
定期巡回ステーションテラシス桜花	〒819-0015 西区愛宕 2-19-6	894-3755	881-7080

IV 生活拠点を移して受ける支援

1 介護保険施設以外の施設

69 養護老人ホーム （福祉局事業者指導課）

おおむね 65 歳以上の人で、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮しており、自宅において生活することが困難な人が入所できる施設です。

また、入所者が介護を必要とする状態となった場合には、訪問介護（ホームヘルプサービス）などの在宅サービスを利用して、できる限り自立した生活を送ることができます。

1 内容

入所者の生活の場として、食事、入浴などの日常生活上の世話を行います。

また、レクリエーションや生活向上のための指導も行います。

2 対象者

おおむね 65 歳以上の人で、家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅で生活することが困難であり、かつ、その人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割が課されていないなど経済的に困窮している人

※養護老人ホームに入所する程度の状態にあるかどうかについては、各区の保健福祉センター福祉・介護保険課内老人ホーム入所判定委員会の判定を受けて決定します。

3 費用（自己負担）

入所者本人は収入などに応じて、別表1（P82 参照）の費用を負担していただきます。ただし、140,000 円を上限とします（施設によっては上限が下がるところがあります。）。

また、入所者本人とは別に、扶養義務者は課税額に応じて、別表2（P82 参照）の費用を負担していただきます。ただし、入所する施設や本人の費用負担額によっては、負担額が少なくなることがあります。

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

申込時に必要なもの

①印鑑 ②戸籍謄本 ③住民票 ④健康保険被保険者証・老人医療証

⑤扶養義務者の税額を証明できるもの ⑥健康診断書 ⑦収入申告書 ⑧申請書 など

（⑥⑦⑧は申込窓口でお渡しします。）

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課（P131 参照）

	施設名	定員	所在地	電話	FAX	備考
1	博多老人ホーム	117	〒811-0201 東区三苫 2-28-41	606-2380	606-2654	
2	松月園	50	〒811-1346 南区老司 5-12-4	565-6264	565-2887	盲養護
3	田尻苑	50	〒819-0380 西区田尻東 3-2542	807-4448	807-4457	聴覚・言語障害者養護
4	今津創生園	90	〒819-0165 西区今津 5324-5	807-5820	807-5821	

Ⅳ 生活拠点を移して受ける支援

1 介護保険施設以外の施設

【別表1】入所者本人の費用徴収基準（令和6年度）

対象収入による階層区分		費用徴収基準額	対象収入による階層区分		費用徴収基準額
1	～270,000 円	0 円	21	680,001 円～ 720,000 円	34,100 円
2	270,001 円～280,000 円	1,000 円	22	720,001 円～ 760,000 円	37,500 円
3	280,001 円～300,000 円	1,800 円	23	760,001 円～ 800,000 円	39,800 円
4	300,001 円～320,000 円	3,400 円	24	800,001 円～ 840,000 円	41,800 円
5	320,001 円～340,000 円	4,700 円	25	840,001 円～ 880,000 円	43,800 円
6	340,001 円～360,000 円	5,800 円	26	880,001 円～ 920,000 円	45,800 円
7	360,001 円～380,000 円	7,500 円	27	920,001 円～ 960,000 円	47,800 円
8	380,001 円～400,000 円	9,100 円	28	960,001 円～1,000,000 円	49,800 円
9	400,001 円～420,000 円	10,800 円	29	1,000,001 円～1,040,000 円	51,800 円
10	420,001 円～440,000 円	12,500 円	30	1,040,001 円～1,080,000 円	54,400 円
11	440,001 円～460,000 円	14,100 円	31	1,080,001 円～1,120,000 円	57,100 円
12	460,001 円～480,000 円	15,800 円	32	1,120,001 円～1,160,000 円	59,800 円
13	480,001 円～500,000 円	17,500 円	33	1,160,001 円～1,200,000 円	62,400 円
14	500,001 円～520,000 円	19,100 円	34	1,200,001 円～1,260,000 円	65,100 円
15	520,001 円～540,000 円	20,800 円	35	1,260,001 円～1,320,000 円	69,100 円
16	540,001 円～560,000 円	22,500 円	36	1,320,001 円～1,380,000 円	73,100 円
17	560,001 円～580,000 円	24,100 円	37	1,380,001 円～1,440,000 円	77,100 円
18	580,001 円～600,000 円	25,800 円	38	1,440,001 円～1,500,000 円	81,100 円
19	600,001 円～640,000 円	27,500 円	39	1,500,001 円～	150万円超過額×0.9÷12月 (+81,100 円) [※] 100 円未満切捨て
20	640,001 円～680,000 円	30,800 円			

【別表2】扶養義務者の費用徴収基準（令和6年度）

税額等による階層区分			費用徴収基準額
A	生活保護法による被保護者（単給を含む。）		0 円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者		0 円
C1	A階層及びB階層を除き前年分の	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ）	4,500 円
C2	所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600 円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の 所得税課税の者であって、その税 額の年額区分が次の額である者	30,000 円以下	9,000 円
D2		30,001 円から 80,000 円まで	13,500 円
D3		80,001 円から 140,000 円まで	18,700 円
D4		140,001 円から 280,000 円まで	29,000 円
D5		280,001 円から 500,000 円まで	41,200 円
D6		500,001 円から 800,000 円まで	54,200 円
D7		800,001 円から 1,160,000 円まで	68,700 円
D8		1,160,001 円から 1,650,000 円まで	85,000 円
D9		1,650,001 円から 2,260,000 円まで	102,900 円
D10		2,260,001 円から 3,000,000 円まで	122,500 円
D11		3,000,001 円から 3,960,000 円まで	143,800 円
D12		3,960,001 円から 5,030,000 円まで	166,600 円
D13		5,030,001 円から 6,270,000 円まで	191,200 円
D14		6,270,001 円以上	その月におけるその被 措置者にかかる措置費 の支弁額

IV 生活拠点を移して受ける支援

1 介護保険施設以外の施設

70 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）（福祉局事業者指導課）

身体的機能の低下や高齢のため、独立した生活を送るには不安がある高齢者が在宅サービスを利用しながら入居生活する施設です。

車いすを利用しやすい構造など、高齢者に配慮した構造・設備になっています。

また、入所者が介護を必要とする状態となった場合には、訪問介護（ホームヘルプサービス）などの在宅サービスを利用して、できる限り自立した生活を送ることができます。

1 内容

- 各種相談、在宅サービスの有効な利用についての紹介
- 食事の提供
- 入浴の提供
- 緊急時の対応 など

2 対象者

原則として、60 歳以上（夫婦で入所する場合はどちらかが 60 歳以上）の人で、自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、または高齢などのため独立して生活するには不安がある人で、家族による援助を受けることが困難な人

3 費用（自己負担額）

○ケアハウス

- ・生活費（食費、光熱水費） ……自己負担額 46,940 円
- ・サービスの提供に要する費用（人件費など） ……収入などに応じて負担（P84 参照）
- ・居住に要する費用（家賃相当額） ……施設が定める額（P84 参照）

○A型

- ・生活費（食費、光熱水費など） ……自己負担額 55,280 円
- ・サービスの提供に要する費用（人件費など） ……収入などに応じて負担（P85 参照）

※上記のほか、入居一時金、入居者個人が使用した電気・水道・電話代など、各施設によって設定された額の負担が必要となることがあります。また、サービスの提供に要する費用については施設の定員数などによって異なります。

4 利用方法

利用者とその施設との契約になりますので、入居を希望する人は、直接施設にお申し込みください。

【問い合わせ先】

○ケアハウス（令和6年4月1日現在）

施設名	定員	所在地	電話	FAX
海の中道	150	〒811-0206 東区雁の巣 1-7-25	607-8899	607-8878
光薫寺ビハーク	100	〒813-0023 東区蒲田 5-7-2	691-8111	691-8122

IV 生活拠点を移して受ける支援

1 介護保険施設以外の施設

施設名	定員	所在地	電話	FAX
サンシャイン	20	〒812-0063 東区原田 1-41-1	623-6525	623-6526
多々良川	20	〒813-0024 東区名子 3-23-50	691-8411	691-8420
フレンドピーチ	50	〒813-0035 東区松崎 4-17-1	662-8888	662-8866
月隈一番館	50	〒812-0858 博多区月隈 6-16-11	503-9000	503-8988
エスペランザ	150	〒812-0863 博多区金の隈 3-24-53	504-0155	504-6189
ライフケア大手門	30	〒810-0074 中央区大手門 2-5-15	726-6333	726-6336
はなみずき園	20	〒810-0053 中央区鳥飼 2-4-8	739-3910	732-6765
ビハーラ今泉※	58	〒810-0021 中央区今泉 1-18-15	738-1113	738-1116
* ケアハウスおざさ	18	〒810-0033 中央区小笹 1-14-27	526-2800	526-2802
シティケア長住	20	〒811-1362 南区長住 3-7-1	554-0294	554-0295
油山つばき苑	30	〒814-0155 城南区大字東油山 499-16	861-8870	861-8872
しらさぎ	20	〒814-0103 城南区鳥飼 6-2-16	841-6701	841-6730
シティ・ハウス神松寺	40	〒814-0121 城南区神松寺 1-7-1	874-1294	874-2940
香楠荘※	30	〒811-1102 早良区東入部 2-16-17	803-2080	804-2730
くすの木	32	〒814-0163 早良区干隈 4-18-10	873-7272	873-7273
にじの森	50	〒819-0163 西区今宿上ノ原 16-1	807-3779	807-3721
ケアハウス怡土	50	〒819-0379 西区北原 2-15-10	807-7576	807-7579
桜ガーデン生の松原	50	〒819-0055 西区生の松原 3-13-15	881-0090	881-9454
* マイネスハウス福重	29	〒819-0022 西区福重 2-34-5	892-3316	892-3344

※地域密着型特定施設入居者生活介護サービス提供施設(P75 参照)
 ※の付いた施設については、(介護予防)特定施設入居者生活介護サービスも提供しており、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話などを受けることができます。

利用料(月額) (令和6年4月1日現在)

対象収入による階層区分		生活費	サービス提供に要する費用※参照	居住に要する費用
1	1,500,000 円以下	46,940 円 ※冬期加算として 11月～3月に2,150 円が上記の金額に 加算されます。	10,000 円	各施設毎に異なりますので直接施設に 問い合わせてください。
2	1,500,001 円～1,600,000 円		13,000 円	
3	1,600,001 円～1,700,000 円		16,000 円	
4	1,700,001 円～1,800,000 円		19,000 円	
5	1,800,001 円～1,900,000 円		22,000 円	
6	1,900,001 円～2,000,000 円		25,000 円	
7	2,000,001 円～2,100,000 円		30,000 円	
8	2,100,001 円～2,200,000 円		35,000 円	
9	2,200,001 円～2,300,000 円		40,000 円	
10	2,300,001 円～2,400,000 円		45,000 円	
11	2,400,001 円～2,500,000 円		50,000 円	
12	2,500,001 円～2,600,000 円		57,000 円	
13	2,600,001 円～2,700,000 円		64,000 円	
14	2,700,001 円～2,800,000 円		71,000 円	
15	2,800,001 円～2,900,000 円		78,000 円	
16	2,900,001 円～3,000,000 円		85,000 円	
17	3,000,001 円～		92,000 円	

※施設の規模により定められたサービスの提供に要する基本額(月額)がその施設の同費用の最高額となります。

IV 生活拠点を移して受ける支援

1 介護保険施設以外の施設

○A型（令和6年4月1日現在）

施設名	定員	所在地	電話	FAX
長雲荘	100	〒811-0201 東区三苦 2-28-70	607-7231	607-7232
玄洋荘	100	〒819-0380 西区田尻東 3-2697-1	807-0850	807-0851

利用料(令和6年4月1日現在・定員 100 人の場合)

対象収入による階層区分		利用料 (月額)	左の内訳	
			生活費	サービスの提供に 要する費用
1	1,500,000 円以下	65,280 円	55,280 円 ※冬期加算として 11 月～3月に 2,150 円が上記 の金額に加算 されます。	10,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	68,280 円		13,000 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	71,280 円		16,000 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	74,280 円		19,000 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	77,280 円		22,000 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	80,280 円		25,000 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	85,280 円		30,000 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	90,280 円		35,000 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	95,280 円		40,000 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	100,280 円		45,000 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円	105,280 円		50,000 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円	112,280 円		57,000 円
13	2,600,001 円～2,700,000 円	119,280 円		64,000 円
14	2,700,001 円～	126,280 円		71,000 円

※「対象収入」… 収入から保険料などの必要経費を控除した額。

Ⅳ 生活拠点を移して受ける支援

1 介護保険施設以外の施設

71 生活支援ハウス（福祉局高齢福祉課）

居宅で生活することが困難な高齢者に、生活支援機能、居宅機能及び交流機能を総合的に提供します。

1 内容

- (1) 利用者に対し、住居を提供すること。
- (2) 利用者に対する各種相談、助言を行うとともに、緊急時の対応を行うこと。
- (3) 利用者が虚弱化などに伴い、介護保険サービス及び各種保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ利用手続きの援助などを行うこと。
- (4) 利用者と地域住民との交流を促進するための各種事業を行うこと。また、地域交流の場を提供すること。

2 対象者

市内に居住する 60 歳以上で、次のいずれかに該当する人

- (1) 長期入院中で、退院可能だが自宅での受入れが困難な人
- (2) 同居の家族による援助を受けることが著しく困難であるなど、福祉事務局長が特に必要と認める人
- (3) 市内の特別養護老人ホームに入所中で、非該当または要支援の認定を受け、退所する必要があるが自宅での受入れが困難な人

3 費用(自己負担)

収入に応じて、下表の利用者負担(1月あたり)があります。

なお、光熱水費などの実費が別途必要です。

対象収入による階層区分		利用者負担 月額	対象収入による階層区分		利用者負担 月額
A	1,200,000 円以下	0 円	H	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円
B	1,200,001 円～1,300,000 円	4,000 円	I	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円
C	1,300,001 円～1,400,000 円	7,000 円	J	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円
D	1,400,001 円～1,500,000 円	10,000 円	K	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円
E	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円	L	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円
F	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円	M	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円
G	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円	N	2,400,001 円以上	50,000 円

4 実施施設

名称	定員	所在地	電話	FAX
油山福祉の里	11	〒814-0155 城南区大字東油山 499-16	861-8788	861-8872
シティケア長住	10	〒811-1362 南区長住 3-7-1	554-0294	554-0295
寿生苑	9	〒819-0380 西区田尻東3-2705-1	806-8822	806-9001

5 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申込みください。

申込時に必要なもの…①戸籍謄本 ②世帯全員の住民票 ③申請書 ④健康診断書
⑤収入申告書 など

【問い合わせ先】 各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)

IV 生活拠点を移して受ける支援

2 介護保険施設等

72 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設) (福祉局事業者指導課)

要介護3～5と認定された人（または特例入所に該当する人）で、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、食事などの日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを行うことを目的とした施設です。

1 内容

- 入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話
- 機能訓練
- 健康管理
- 療養上の世話 など

2 対象者

介護保険法に定める介護認定審査会において要介護3～5と認定された人（または特例入所に該当する人）で、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人

※特例入所に該当する人：やむを得ない事由により居宅での生活が困難であると認められる要介護1または2の人

3 費用(自己負担)

施設介護サービス費(負担割合証に応じた額)、居住費(光熱水費を含む)、食費

※そのほか、理美容代、身の回り品の費用、教養娯楽の費用、私物の洗濯代など、各施設との間の契約によって定められた額を負担していただきます。

4 利用方法

利用者とその施設との契約になりますので、入所を希望する方は、直接施設にお申し込みください。なお、入所を待っている申込者がいる場合には、施設の介護サービスを受ける必要性が高いと認められる申込者が優先になります。

【問い合わせ先】

令和6年4月1日現在

	施設名	定員	所在地	電話	FAX
	奈多創生園	330	〒811-0206 東区雁の巣 1-7-25	607-1111	607-1219
	光薫寺ビハーク	110	〒813-0023 東区蒲田 5-7-1	691-8111	691-8122
	サンシャイン	50	〒812-0063 東区原田 1-41-1	623-6525	623-6526
	なごみの里	74	〒813-0024 東区名子 3-23-50	691-8411	691-8420
	さんすまいる唐原	86	〒813-0001 東区唐原 7-15-51	682-2228	682-2234
	いきいき八田	73	〒813-0031 東区八田 1-4-15	691-5089	691-5254
	西戸崎創生園	80	〒811-0321 東区西戸崎 5-22-1	605-2121	605-2122
	アイランドシティ照葉	100	〒813-0017 東区香椎照葉 3-4-3	663-8500	663-8501
*	いきいき箱崎	29	〒812-0053 東区箱崎 6-18-7	651-5518	651-5537
	聖家族の家若宮	50	〒813-0036 東区若宮 5-21-11	672-3110	410-7191
	シエル名島	100	〒813-0043 東区名島 3-52-5	673-1800	673-2233

IV 生活拠点を移して受ける支援

2 介護保険施設等

	施設名	定員	所在地	電話	FAX
*	つくしの里	29	〒813-0024 東区名子 1-16-10	410-4146	410-4147
	すこやか	100	〒813-0002 東区下原 4-18-25	674-2111	674-2112
*	照葉	29	〒813-0017 東区香椎照葉 3-4-3	663-8500	663-8501
*	フレンドピーチちはや	29	〒813-0044 東区千早 1-17-16	671-6500	671-6510
	洗寿園	100	〒812-0863 博多区金の隈 3-24-55	503-1085	503-1086
	博多さくら園	50	〒812-0029 博多区古門戸町 4-23	262-5700	262-6633
	月隈愛心の丘	80	〒812-0858 博多区月隈 6-16-11	503-9000	503-8988
	シティケア博多	100	〒812-0011 博多区博多駅前 4-22-2	452-2294	452-2290
	アットホーム博多の森	99	〒812-0855 博多区大字下月隈 73-1	623-6236	623-6116
	薔薇の樹苑	70	〒812-0877 博多区元町 2-1-7	571-6500	571-6565
	りんごの家	29	〒812-0881 博多区井相田 3-8-1	592-5765	592-5870
	アットホーム諸岡	80	〒812-0894 博多区諸岡 2-13-32	588-5885	588-5882
	アットホーム福岡	100	〒812-0044 博多区千代 1-1-55	631-1007	631-1009
	りんごの丘	50	〒812-0874 博多区光丘町 1-2-41	502-7901	502-7902
	マザーハート	48	〒812-0008 博多区東光 2-8-23	441-3630	441-3631
	ケアイン博多	70	〒812-0892 博多区東那珂 1-8-8	452-0005	452-0020
	ライフケア大手門	70	〒810-0074 中央区大手門 2-5-15	726-6333	726-6336
	はなみずき園	50	〒810-0053 中央区鳥飼 2-4-8	739-3910	732-6765
	梅光園	75	〒810-0035 中央区梅光園 3-4-1	737-3223	737-3765
*	おざさ	29	〒810-0033 中央区小笹 1-14-27	526-2800	526-2802
	煌奏館	90	〒810-0005 中央区清川 2-17-17	534-8511	534-8512
	花畑ホーム	110	〒811-1353 南区大字柏原 715	566-3221	566-3220
	回生園	50	〒811-1314 南区的場 2-3-3	573-2705	585-1125
	花の季苑	70	〒811-1343 南区和田 4-16-1	512-0668	512-0720
	第2花畑ホーム	80	〒811-1353 南区大字柏原 715-13	565-4002	565-4133
	松月園	30	〒811-1346 南区老司 5-12-4	565-6838	565-2887
	シティケア長住	50	〒811-1362 南区長住 3-7-1	554-0294	554-0295
	鹿助荘	60	〒811-1361 南区西長住 2-1-57	511-6711	511-6715
	おおはし徳巣	100	〒815-0038 南区大橋団地 5-1	557-8117	557-8119
*	藤ヶ丘荘	29	〒811-1355 南区桧原 1-18-11	511-1070	511-1078
	ライフケア柏原	72	〒811-1353 南区柏原 4-29-5	567-7200	567-7203
	ムーンシャドウ	100	〒811-1321 南区柳瀬 1-15-1	558-2033	558-2035
	恵	29	〒811-1356 南区花畑 1-1-24	559-0011	559-0033
	回生園式番館	80	〒811-1314 南区的場 2-3-6	573-1717	573-1212
	グッドライフ野間	29	〒815-0041 南区野間 3-15-1	408-1070	408-1072

IV 生活拠点を移して受ける支援

2 介護保険施設等

	施設名	定員	所在地	電話	FAX
	光の丘	63	〒815-0048 南区若久団地 9-1	984-0012	984-0022
	市崎の杜	80	〒815-0084 南区市崎 1-15-11	521-1250	521-1252
	油山緑寿園	100	〒814-0143 城南区南片江 4-14-1	861-3111	861-3181
	油山福祉の里	50	〒814-0155 城南区東油山 499-16	861-8788	861-8872
	飛鳥	50	〒814-0103 城南区鳥飼 6-2-16	841-6701	841-6730
	白熊園	80	〒814-0104 城南區別府 7-5-45	831-8562	831-8564
*	陽だまり	29	〒814-0155 城南区東油山 1-33-11	866-5050	866-5051
*	よりあいの森	26	〒814-0104 城南區別府 7-9-22	845-0707	845-0505
	城南の杜	80	〒814-0144 城南区梅林 3-10-8	407-6372	407-6373
	ケアタウン茶山	80	〒814-0111 城南区茶山 3-9-1	834-2217	834-2240
	恵風苑	100	〒811-1123 早良区内野 7-25-10	804-0500	804-8800
	香楠荘	65	〒811-1102 早良区東入部 2-16-17	803-2080	804-2730
	たちばな	46	〒814-0163 早良区干隈 4-18-10	873-7283	873-7273
	あおぞら	50	〒814-0003 早良区城西 2-6-27	844-1118	844-1110
	サンシャインプラザ	100	〒814-0175 早良区田村 2-15-2	801-0417	801-0426
	けやき	81	〒814-0021 早良区荒江 3-20-1	822-0571	822-0573
	ライフケアしかた	80	〒811-1103 早良区四箇 6-12-41	811-6661	811-6664
*	まきの木	29	〒814-0163 早良区干隈 4-10-12	874-7171	864-1011
	ラ・ポール有田	100	〒814-0033 早良区有田 7-2-4	852-8111	852-8333
	サンシャインセンター	70	〒814-0163 早良区干隈 6-10-20	874-0045	874-0055
	さわらふれあいの里	70	〒811-1122 早良区早良 1-5-33	872-4011	872-4051
	高取	100	〒814-0012 早良区昭代 2-14-11	852-8862	852-8867
	次郎丸の里	54	〒814-0165 早良区次郎丸 4-7-8	407-8378	407-8379
	大寿園	150	〒819-0165 西区今津 520	806-6100	806-6154
	歴史の里	50	〒819-0375 西区大字徳永 397-46	806-8111	806-8493
	寿生苑	80	〒819-0380 西区田尻東 3-2708-1	806-8822	806-9001
	愛信園	100	〒819-0036 西区大字吉武 297	812-3362	811-1990
	松生園	70	〒819-0162 西区今宿青木 1093-22	885-2945	885-2948
	七樹苑	71	〒819-0163 西区今宿上ノ原 16-1	807-3720	807-3721
	マナハウス	69	〒819-0032 西区戸切 3-20-8	811-5528	811-5671
	リハモール福岡	72	〒819-0043 西区野方 7-780-1	812-3811	811-7711
	能古清和園	80	〒819-0012 西区能古 777-1	891-8778	891-8720
*	マイネスハウス福重	29	〒819-0022 西区福重 2-34-5	892-3315	892-3344
*	美の里	29	〒819-0380 西区田尻東 2-2535	807-3366	807-3365
	ウエストヒル創生園	60	〒819-0046 西区西の丘 2-1-1	881-8310	881-8311

IV 生活拠点を移して受ける支援

2 介護保険施設等

	施設名	定員	所在地	電話	FAX
*	サンガーデン	29	〒819-0038 西区羽根戸 521	892-2310	892-2311
	あおい	76	〒819-0030 西区室見が丘 2-22-1	812-5111	812-5122
	下山門	100	〒819-0052 西区下山門 4-6-1	891-5501	891-5507
	ディグニティ内浜	100	〒819-0005 西区内浜 2-9-23	891-5118	891-5108
	初花	49	〒819-0006 西区姪浜駅南 4-18-8	881-0093	881-7701
	なの国	80	〒819-0045 西区拾六町団地 2-18	892-3201	892-3366
	いと楽し	50	〒819-0378 西区徳永北 1-52	802-0701	802-0711
*	今津創生園	29	〒819-0165 西区今津 5324-5	807-5820	807-5821
	海の花	29	〒819-0165 西区今津 6015	407-5723	407-5726

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス提供施設(P75 参照)

73 介護老人保健施設 (福祉局事業者指導課)

要介護1～5と認定された人で、医学的管理の下における介護や機能訓練の必要のある人に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上の世話をを行うことにより、在宅への復帰を目指すことを目的とした施設です。

1 内容

- 看護
- 医学的管理下での介護
- 機能訓練などの必要な医療
- 入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話

2 対象者

介護保険法に定める介護認定審査会において要介護1～5と認定された人で、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練などの医療が必要な人

3 費用(自己負担)

施設介護サービス費(負担割合証に応じた額)

居住費(光熱水費を含む)

食費

※そのほか、理美容代、身の回り品の費用、教養娯楽の費用、私物の洗濯代など、各施設との間の契約によって定められた額を負担していただきます。

IV 生活拠点を移して受ける支援

2 介護保険施設等

4 利用方法

利用者とその施設との契約になりますので、入所を希望する場合は、直接施設にお申し込みください。なお、入所を待っている申込者がいる場合には、施設の介護サービスを受ける必要性が高いと認められる申込者が優先になります。

【問い合わせ先】

令和6年4月1日現在

施設名	定員	所在地	電話	FAX
M.T 奈多ケア院	300	〒811-0206 東区雁の巣 1-7-30	607-1211	607-7991
みつみ	100	〒811-0321 東区西戸崎 5-8-55	603-6321	603-6000
ローズガーデン M.K.	100	〒813-0024 東区名子 1-1-5	691-8881	691-8887
フラワーハウス博多	138	〒812-0863 博多区金の隈 3-24-8	504-3355	504-3851
楽陽園	100	〒812-0863 博多区金の隈 3-24-16	504-2671	504-2708
光	100	〒812-0041 博多区吉塚 7-6-40	629-1631	629-1635
ケアセンターサンハウス	90	〒812-0894 博多区諸岡 4-28-32	571-8222	571-8275
老健センターささおか	100	〒810-0034 中央区笹丘 1-28-25	741-3737	741-3738
レ・ハビリス桜十字	100	〒810-0004 中央区渡辺通 3-5-11	791-1160	791-1105
木の葉の里	100	〒815-0072 南区多賀 2-4-6	557-3600	557-3605
湯乃里まとは	100	〒811-1314 南区的場 2-32-17	501-3100	501-5005
ひのき	86	〒811-1355 南区桧原 6-44-20	567-8800	567-8811
花菖蒲	67	〒815-0042 南区若久 2-6-1	551-2577	551-2580
いこいの森	118	〒814-0155 城南区東油山 6-19-23	866-3500	861-6255
とりかい	73	〒814-0103 城南区鳥飼 6-3-7	831-6062	831-6071
老健センターながお	70	〒814-0153 城南区樋井川 3-47-1	541-1003	511-8838
さわら老健センター	100	〒811-1122 早良区早良 1-1-60	804-7716	804-7067
ひいらぎ	54	〒814-0163 早良区干隈 3-9-2	864-2468	865-5556
ケアセンターひまわり苑	100	〒811-1122 早良区早良 1-5-56	804-8000	804-8877
からぎステーション	80	〒814-0171 早良区野芥 5-6-38	871-8778	863-2782
サンシャインシティ	85	〒814-0175 早良区田村 2-15-1	801-0539	801-0572
松寿苑	100	〒819-0164 西区今宿町 379-1	807-6710	807-4185
サンライズ壱岐	80	〒819-0043 西区野方 1-16-32	812-5010	812-5080
春風	100	〒819-0371 西区大字飯氏都ヶ浦 243-1	807-7000	807-8666
ケアプラザ北原	65	〒819-0379 西区北原 2-2-15	807-2096	807-8029
西寿	100	〒819-0055 西区生の松原 3-18-9	892-3060	891-5724

IV 生活拠点を移して受ける支援

2 介護保険施設等

74 介護医療院（福祉局事業者指導課）

要介護1～5と認定された人で、長期にわたり療養が必要である人に対し、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とした施設です。

1 内容

- 療養上の管理
- 看護
- 医学的管理下での介護などの世話
- 機能訓練などの必要な医療 など

2 対象者

介護保険法に定める介護認定審査会において要介護1～5と認定された人で、長期にわたり療養が必要な人

3 費用（自己負担）

施設介護サービス費（負担割合証に応じた額）

居住費（光熱水費を含む）

食費

※そのほか、理美容代、身の回り品の費用、教養娯楽の費用、私物の洗濯代など、各施設との間の契約によって定められた額を負担していただきます。

4 利用方法

利用者とその施設との契約になりますので、入所を希望する方は、直接施設にお申し込みください。
なお、入所を待っている申込者がいる場合には、施設の介護サービスを受ける必要性が高いと認められる申込者が優先になります。

【問い合わせ先】

令和6年4月1日現在

施設名	定員	所在地	電話	FAX
香椎原病院介護医療院	58	〒813-0011 東区香椎 3-3-1	662-1333	662-1330
介護医療院 東福岡和仁会病院	54	〒811-0204 東区奈多 1-4-1	608-1511	607-6942
みどりの介護医療院	80	〒813-0024 東区名子 1-18-9	691-5022	691-8580
原土井病院介護医療院	80	〒818-8588 東区青葉 6-40-8	691-6387	691-1059
永野外科胃腸科医院介護医療院	2	〒811-0215 東区高美台 2-4-27	607-3261	607-6708
医療法人 永野病院 介護医療院	49	〒812-0861 博多区浦田 1-31-1	504-0611	504-3208
医療法人相生会 介護医療院かねのくま	45	〒812-0863 博多区金の隈 3-24-16	504-0097	504-1502
こもり介護医療院	50	〒812-0020 博多区対馬小路 9-13	291-3945	292-6477
医療法人輝松会 松尾内科病院介護医療院	59	〒819-0051 西区下山門団地 40-5	891-5071	882-0645
シーサイド病院介護医療院	233	〒819-0165 西区今津 3810	806-7171	806-5021

IV 生活拠点を移して受ける支援

2 介護保険施設等

75 (介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム) (福祉局事業者指導課)

要支援2または要介護1～5と認定された人で認知症の状態にある人が、家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の支援を受けるサービスです。

1 内容

入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の支援
健康管理、療養上の支援 など

2 対象者

福岡市の被保険者で、介護保険法に定める介護認定審査会において要支援2または要介護1～5と認定された人でかつ認知症の状態にある人

3 費用(自己負担)

介護サービス費(負担割合証に応じた額)

居住費(光熱水費を含む。)

食材料費

※そのほか、理美容代、身の回り品の費用、教養娯楽の費用、私物の洗濯代など、各施設との間の契約によって定められた額を負担していただきます。

4 利用方法

利用者とその事業所との契約になりますので、利用を希望する方は、直接事業所にお申し込みください。

【問い合わせ先】

令和6年4月1日現在

事業所名称	人× ユニット	定員	所在地	電話	FAX
グループホームラペ名島	9×2	18	〒813-0043 東区名島 1-5-22	663-8403	663-8600
グループホームばらいろ	9×1	9	〒813-0024 東区名子 1-1-5	691-8881	691-8887
グループホーム青葉の里	9×1	9	〒813-0032 東区土井 4-5-16	691-8263	691-8264
グループホームあおば	9×1	9	〒813-0025 東区青葉 7-13-41	691-7921	691-7928
グループホームさつき	8×1	8	〒811-0204 東区奈多 3-4-16	605-5350	605-5356
愛の家グループホーム筥松	9×2	18	〒812-0067 東区筥松新町 3-3	626-8030	626-8032
つくしんぼのグループホーム	9×2	18	〒812-0051 東区箱崎ふ頭 3-6-26	643-5566	985-9827
グループホームいやし屋本舗	9×1	9	〒813-0032 東区土井 1-25-7	691-1036	691-1037
グループホームあざみ苑	9×2	18	〒813-0036 東区若宮 4-2-48	663-8119	663-8141
グループホームウイング	9×2	18	〒812-0063 東区原田 4-16-1	629-5100	629-5100
グループホーム楽園	9×1	9	〒811-0323 東区志賀島 1735-153	603-1233	603-1233
グループホーム菜の花	9×2	18	〒811-0214 東区和白東 4-6-26	405-0555	405-0556
グループホーム千手	9×2	18	〒813-0043 東区名島 1-6-13	663-9111	663-9112

IV 生活拠点を移して受ける支援

2 介護保険施設等

事業所名称	人× ユニット	定員	所在地	電話	FAX
ニチイケアセンター土井	9×2	18	〒813-0036 東区若宮 1-27-24	674-1551	674-1552
グループホーム三苦駅前	9×2	18	〒811-0201 東区三苦 4-8-1	410-7233	410-7232
グループホームアソシエ和白	9×2	18	〒811-0214 東区和白東 1-25-11	608-6112	608-6113
ささえ手ホーム綾	9×2	18	〒813-0041 東区水谷 1-30-22	674-3330	674-3303
グループホーム花うさぎ千早	9×2	18	〒813-0044 東区千早 4-13-27	674-1800	674-1805
グループホーム香椎下原	9×2	18	〒813-0002 東区下原 2-15-31	674-1233	674-1235
グループホームトリニテ松崎	9×2	18	〒813-0035 東区松崎 2-7-21	663-0508	663-0512
グループホーム照葉	9×2	18	〒813-0017 東区香椎照葉 3-4-3	663-8500	663-8501
グループホーム唐原	9×2	18	〒813-0001 東区唐原 3-6-8	663-8201	663-8202
アップルハートくつろぎ福岡東	9×2	18	〒811-0214 東区和白東 1-29-21	607-5550	607-5580
和やかみとま	9×2	18	〒811-0201 東区三苦 5-8-20	692-8482	692-8492
グループホームフレンド香住ヶ丘	9×2	18	〒813-0003 東区香住ヶ丘 2-3-23	674-0052	674-0051
グループホーム土井駅南	9×2	18	〒813-0032 東区土井 3-20-12	410-9785	410-9786
和やかわじろ	9×2	18	〒811-0202 東区和白 6-1-20	607-5503	607-5513
グループホームゆふの宮	9×2	18	〒812-0053 東区箱崎 3-5-42	632-5301	632-5302
照葉けいあいホーム	9×2	18	〒813-0017 東区香椎照葉 7-8-1	405-4056	674-6711
グループホーム愛心	9×2	18	〒812-0858 博多区月隈 6-16-11-1	503-9008	503-8988
グループホーム花みず木	9×2	18	〒812-0857 博多区西月隈 3-3-54	432-5511	432-5536
グループホームアート園	9×3	27	〒812-0861 博多区浦田 1-12-12	503-3477	503-3481
グループホーム東光寺	9×1	9	〒812-0897 博多区半道橋 1-18-35	473-5929	433-1778
グループホーム月華	9×1	9	〒812-0014 博多区比恵町 12-21	477-3123	477-3122
グループホームウィズライフ奈良屋	9×2	18	〒812-0023 博多区奈良屋町 8-19	283-5330	283-5334
ニチイケアセンター麦野	9×2	18	〒812-0882 博多区麦野 3-15-22	588-6181	588-6182
グループホームふぁみりー那珂	9×2	18	〒812-0893 博多区那珂 3-14-6	483-2335	284-7934
グループホーム彩友	9×2	18	〒812-0041 博多区吉塚 1-33-10	621-6283	621-6284
グループホーム月の丘とめさん家	9×2	18	〒812-0863 博多区金の隈 3-18-15	513-0028	513-0087
グループホームユトリア博多	9×3	27	〒812-0016 博多区博多駅南 3-4-36	260-1502	206-1503
グループホームたのしい家空港通り	9×2	18	〒812-0042 博多区豊 1-4-3	432-8821	432-5521
認知症グループホームケアスタ福岡	9×2	18	〒812-0044 博多区千代 1-30-25	645-2155	633-3151
ライフケア大手門認知症対応型 共同生活介護事業所	9×1	9	〒810-0074 中央区大手門 2-5-15	726-6333	726-6336
笹丘ふれあい館	9×2	18	〒810-0034 中央区笹丘 1-15-1	716-7307	716-7347
グループホームここのつの実	9×1	9	〒810-0034 中央区笹丘 1-34-21	712-5877	712-5877
グループホームラペ福浜	9×2	18	〒810-0066 中央区福浜 2-1-5	781-8034	781-8072
平尾宅老所	9×3	27	〒810-0014 中央区平尾 1-10-6	522-1121	521-7222
グループホームピアおざさ	9×2	18	〒810-0033 中央区小笹 1-14-2	525-7352	525-7353
グループホーム福岡天神南さくらそう	9×2	18	〒810-0003 中央区春吉 2-15-18	738-6066	762-5600
グループホームゆふの庄	9×2	18	〒810-0053 中央区鳥飼 1-5-10	714-4600	714-4601

IV 生活拠点を移して受ける支援

2 介護保険施設等

事業所名称	人× ユニット	定員	所在地	電話	FAX
すこやかほ〜む桜坂	9×2	18	〒810-0024 中央区桜坂 1-10-59	986-2225	986-2227
グループホーム同朋 1・2	9×2	18	〒811-1311 南区横手 3-37-24MYビル	502-5061	502-5062
グループホームめぐみ	9×1	9	〒811-1355 南区桧原 1-17-16	554-7633	554-7633
ふれあいの家高宮	9×1	9	〒815-0083 南区高宮 2-18-15	521-5982	521-5984
ふれあいの家長住	9×1	9	〒811-1362 南区長住 1-7-8	554-2610	554-2612
グループホームライフエイド柏原	9×2	18	〒811-1353 南区柏原 1-2-46	565-2457	565-0934
日佐宅老所	9×2	18	〒811-1314 南区的場 2-31-21	501-4111	501-4111
グループホームおさ	9×2	18	〒811-1313 南区日佐 3-40-30	588-5611	588-5612
グループホームのため	9×1	9	〒811-1347 南区野多目 5-20-12	565-0300	565-0300
であいの郷長住	6×1	6	〒811-1362 南区長住 6-7-29	512-2562	512-2562
グループホーム花うさぎ塩原	9×2	18	〒815-0032 南区塩原 2-2-8	511-1111	511-1113
グループホームソレイユ	9×2	18	〒811-1346 南区老司 1-11-11	565-8436	565-8437
ふくよかの家、大平寺	9×1	9	〒811-1354 南区大平寺 2-13-30	567-6600	567-6601
グループホーム清水の里	9×1	9	〒815-0031 南区清水 3-5-13	551-0008	551-0022
グループホーム柳河内	9×2	18	〒815-0063 南区柳河内 2-6-57	562-3007	562-3008
グループホーム大池	9×2	18	〒815-0074 南区寺塚 2-8-10	511-2300	511-2076
グループホームライフエイド柏原ミルテ	9×1	9	〒811-1353 南区柏原 1-2-4	567-6310	567-6311
グループホーム若久福祉の里	9×2	18	〒815-0042 南区若久 4-8-13	555-3386	555-3387
三丁目グループホーム	9×2	18	〒811-1311 南区横手 3-2-8	588-6120	588-6122
グループホーム柳瀬	9×2	18	〒811-1321 南区柳瀬 1-8-24	588-6360	588-6361
グループホームゆふの郷	9×2	18	〒815-0075 南区長丘 1-4-37	551-6000	551-6060
グループホームアソシエ野間大池	9×2	18	〒815-0041 南区野間 4-18-5	554-3825	554-3826
グループホーム花うさぎ大橋	9×2	18	〒815-0033 南区大橋 3-19-15	511-1112	552-5111
グループホームたのしい家野多目	9×2	18	〒811-1347 南区野多目 2-12-1	554-3421	562-5421
高齢者グループホーム心の丘	9×2	18	〒811-1352 南区鶴田 1-10-20	710-2370	710-2371
グループホームであいの郷桧原	6×2	12	〒811-1355 南区桧原 7-56-20	212-1111	212-1111
グループホームひまわり大楠	9×2	18	〒815-0082 南区大楠 1-17-7	753-8331	753-7825
グループホーム光の丘	9×2	18	〒815-0048 南区若久団地 9-1	984-0014	984-0022
グループホーム 第三幸せの枝	9×1	9	〒811-1353 南区柏原 3-29-5	565-8847	565-8847
シティ・ホーム神松寺	9×1	9	〒814-0121 城南区神松寺 1-7-1	874-1294	874-2940
グループホーム油山福祉の里	9×1	9	〒814-0155 城南区大字東油山黒の原 499-16	861-8788	861-8872
グループホームとりかい	9×2	18	〒814-0103 城南区鳥飼 6-7-14	831-6088	400-5151
グループホーム片江	9×2	18	〒814-0142 城南区片江 3-37-5	874-7433	874-7434
グループホームひいの郷	9×2	18	〒814-0153 城南区樋井川 4-10-10	801-0547	801-0548
ふれあいの家田島	9×1	9	〒814-0113 城南区田島 2-21-6	831-4773	831-4773
グループホームわかば	9×2	18	〒814-0153 城南区樋井川 6-15-1	861-1021	801-8884

IV 生活拠点を移して受ける支援

2 介護保険施設等

事業所名称	人× ユニット	定員	所在地	電話	FAX
グループホームウィズライフ別府	9×2	18	〒814-0104 城南区別府 3-7-18	833-4150	833-4154
グループホーム竹の庵	9×1	9	〒814-0142 城南区片江 1-20-10	865-5444	834-8338
グループホームなごみ	9×2	18	〒814-0133 城南区七隈 2-7-41	407-3986	407-3987
グループホームめおといわ「はなみずき」	9×1	9	〒814-0131 城南区松山 2-8-3	407-0297	407-0264
ケアタウン茶山グループホーム	9×2	18	〒814-0111 城南区茶山 3-9-1	834-2217	834-2240
グループホームたのしい家七隈	9×2	18	〒814-0133 城南区七隈 7-8-15	874-2321	864-5121
ウィズライフ西新	9×2 8×1	26	〒814-0003 早良区城西 2-9-18	841-8406	841-8410
グループホーム安住(あずみ)	9×1	9	〒814-0022 早良区原 3-10-6	845-6037	845-6037
高齢者在宅複合施設サザン	9×5	45	〒814-0165 早良区次郎丸 1-29-40	863-4133	874-8033
グループホームおあしすありた	9×3	27	〒814-0033 早良区有田 6-2-5	801-1122	801-1400
グループホーム幸せの枝	9×1	9	〒814-0175 早良区田村 4-19-24	863-1556	863-1587
グループホームツーハーツ	9×3	27	〒814-0165 早良区次郎丸 5-18-28	861-0064	861-0043
ふれあいの家百道	9×2	18	〒814-0006 早良区百道 3-13-30	833-8081	833-8053
グループホームあおい	9×2	18	〒811-1121 早良区西入部 2-7-20	803-0381	803-0389
グループホーム第二幸せの枝	9×1	9	〒814-0175 早良区田村 7-24-84	874-3185	874-3186
すこやかほ～む有住	9×2	18	〒814-0033 早良区有田 7-24-7	833-8810	833-8811
グループホームすみれの花	9×1	9	〒814-0021 早良区荒江 3-20-3	833-1880	822-0573
グループホームピアたぐま	9×2	18	〒814-0174 早良区田隈 2-21-31	407-3301	407-3302
グループホームふれあい	9×2	18	〒811-1122 早良区早良 1-5-51	804-8500	804-8511
グループホームアソシエ飯倉	9×2	18	〒814-0161 早良区飯倉 5-21-4	874-1716	874-1727
グリーンコープグループホーム早良・和	9×1	9	〒814-0165 早良区次郎丸 6-11-30	874-3298	874-2293
グループホームピアありた	9×2	18	〒814-0033 早良区有田 7-1-20	833-1183	833-1163
グループホームむろみ	9×2	18	〒814-0015 早良区室見 5-10-34	836-8181	836-8180
グループホームポート野芥	9×2	18	〒814-0171 早良区野芥 8-7-1	872-8811	872-8822
グループホームばせり	9×2	18	〒814-0022 早良区原 5-9-30	852-1400	852-1600
さわやかグループホームいいくら	9×2	18	〒814-0161 早良区飯倉 4-8-7	874-9200	874-9201
グループホームポート賀茂	9×2	18	〒814-0164 早良区賀茂 4-41-30	874-8000	874-7000
グループホームこたべ	9×2	18	〒814-0032 早良区小田部 1-21-17	832-7811	832-7812
グループホームライフケアしかた	9×2	18	〒811-1103 早良区四箇 6-12-41	811-6661	811-6664
グループホーム楽居(らっきょ)	9×1	9	〒819-0005 西区内浜 2-6-7	882-3321	882-3306
グループホームほんわかハウス	9×1	9	〒819-0374 西区飯氏 242-1	805-5658	807-8666
日の出会認知症高齢者グループホームひだまり	9×1	9	〒819-0043 西区野方 1-16-26	812-5032	812-5034
グループホームさくらの家	9×1	9	〒819-0022 西区福重 1-5-13	882-3999	883-1851
グループホーム怡土(いと)	9×1	9	〒819-0379 西区北原 2-5-10	807-7576	807-7579

IV 生活拠点を移して受ける支援

2 介護保険施設等

事業所名称	人× ユニット	定員	所在地	電話	FAX	
グループホーム安養(あんよう)	9×2	18	〒819-0055	西区生の松原 3-13-15	881-9904	881-9454
グループホームいいもり	9×2	18	〒819-0037	西区飯盛 664-1	811-9080	811-9081
グループホームシーサイド	9×2	18	〒819-0165	西区今津 3810	806-9067	806-9067
グループホームほんわかハウス新館	9×2	18	〒819-0162	西区今宿青木八丈 792-4	805-8800	805-8801
グループホーム多久庵(たくあん)	9×1	9	〒819-0005	西区内浜 2-4-9	881-1500	881-1500
グループホームかけはし	9×2	18	〒819-0007	西区愛宕南 2-13-23	882-1000	881-1111
グループホームみんなの家	9×2	18	〒819-0012	西区能古浦谷 324-1	894-1305	894-1307
グループホームテラシス桜花	9×2	18	〒819-0015	西区愛宕 2-19-6	881-7008	881-7080
グループホーム ウェルビーメディハウス西浦	9×1	9	〒819-0202	西区西浦 1038-1	809-1239	809-1239
グループホームフラワーガーデン	9×2	18	〒819-0041	西区拾六町 1-21-11	883-2223	883-2617
グループホーム田尻の里	9×2	18	〒819-0370	西区丸川 1-1520	806-4111	806-8788
グループホーム花安養	9×2	18	〒819-0052	西区下山門 2-16-15	881-0095	881-0555
グループホームいしまる	9×2	18	〒819-0025	西区石丸 2-4-6	885-1234	885-2000
グループホームアダーズ野方	9×2	18	〒819-0043	西区野方 2-8-20	812-0004	834-2024
グループホーム今宿	9×2	18	〒819-0161	西区今宿東 1-30-52	806-2239	806-2272
グループホーム海の花	9×2	18	〒819-0165	西区今津 6015	407-5724	407-5726

76 介護付き有料老人ホーム (福祉局事業者指導課)

高齢者が入居し、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供またはその他日常生活に必要なサービスが提供される施設です。

1 内容

- (1) 契約により決められますが、一般的には、食事、相談、助言、健康管理、治療への協力、レクリエーションなどのサービスが提供されます。
- (2) 介護を必要とする状態となった場合は、その施設で終身介護をする場合やそうでない場合など様々なタイプがあります。
- (3) 有料老人ホームに入居する場合は、事前に、どのようなサービスが提供されるか確認してください。

2 対象者

どのような人が入居できるかについては、入居者とその施設との契約によって定まります。

Ⅳ 生活拠点を移して受ける支援

2 介護保険施設等

3 費用(自己負担)

利用料などについては、契約によって定められることになりますが、入居時に入居一時金を支払うほか、月々の生活費、人件費、運営費などとして毎月利用料を支払う場合が一般的です。

なお、利用料は、全額自己負担になります。

4 利用方法

利用者とその施設との契約になりますので、入居を希望する人は、直接施設にお申し込みください。

【問い合わせ先】

令和6年4月1日現在

施設名	定員	所在地	電話	FAX
グランドホームサンケア和白	90	〒811-0202 東区和白 2-16-3	606-6755	606-6756
グッドタイムホーム 1・海の中道	64	〒811-0204 東区奈多 1-2-2	605-6711	605-6799
ふるさと舞松原	30	〒813-0042 東区舞松原 5-27-24	662-2330	662-2313
ケアレジデンス青葉	64	〒813-0032 東区土井 1-25-7	691-8777	691-8778
ウィルマーク香椎浜	198	〒813-0016 東区香椎浜 3-2-1	674-2918	674-2919
ラ・ナシカみとま	58	〒811-0201 東区三苫 5-4-39	603-8011	603-8022
あっとほーむ青葉	29	〒813-0025 東区青葉 7-61-20	691-2179	691-2196
わじろの郷	99	〒811-0213 東区和白丘 2-11-17	608-1368	608-1831
ラ・ナシカちはや	50	〒813-0035 東区松崎 4-33-21	674-1600	674-1603
ヒーリングハウス貝塚駅前	63	〒812-0053 東区箱崎 7-1-17	651-0888	651-1030
なごみの家	42	〒811-0321 東区西戸崎 1-4-6	605-4717	605-4717
トリニテ千早	24	〒813-0044 東区千早 5-2-22	410-1129	410-1139
オーベル名島橋	41	〒813-0043 東区名島 3-12-5	663-8810	663-8818
アビタシオン博多Ⅰ・Ⅱ号館	308	〒812-0863 博多区金の隈 3-23-10	503-4480	503-8878
アビタシオン博多Ⅲ号館	50	〒812-0863 博多区金の隈 3-23-30	503-4480	503-4498
ネオステージ博多	62	〒812-0044 博多区千代 5-15-1	631-1100	631-2020
グッドタイムホーム 5・山王公園	214	〒812-0015 博多区山王 1-11-26	436-9900	436-9910
あすか吉塚	15	〒812-0041 博多区吉塚 5-6-32	622-9030	622-9031
棲の家山ぼうし	30	〒812-0857 博多区西月隈 3-3-55	414-2525	414-2548
さわやか立花館	104	〒812-0862 博多区大字立花寺 173-15	937-5600	937-5610
オーベル諸岡	185	〒812-0894 博多区諸岡 3-26-18	589-0011	589-0010
アビタシオン浄水	129	〒810-0022 中央区薬院 4-1-26	522-1220	522-1206
フェリオ天神	99	〒810-0002 中央区西中洲 11-25	724-5200	724-5003
ヴィラ梅光	49	〒810-0035 中央区梅光園 3-4-1	737-8165	737-3765
フィランソレイユ笹丘	111	〒810-0034 中央区笹丘 1-25-7	738-5260	738-5259

IV 生活拠点を移して受ける支援

2 介護保険施設等

施設名	定員	所在地	電話	FAX
生活倶楽部 ウィズ長丘	45	〒815-0075 南区長丘 3-24-20	562-9555	562-9559
ライフエイドわかひさ	18	〒815-0042 南区若久 2-4-8	561-1311	561-1323
おあしす長丘	44	〒815-0075 南区長丘 5-26-3	559-0844	559-0845
ケアホーム桧原	30	〒811-1355 南区桧原 2-37-12	554-8631	552-8510
ケア・ラポート野間	31	〒815-0073 南区大池 1-26-20	559-1717	559-1122
エリーゼ大橋	34	〒811-1344 南区三宅 3-8-32	562-0088	562-0080
ケアホーム花うさぎ 塩原	29	〒815-0032 南区塩原 2-2-8	511-1111	511-1113
オーベル筑紫丘	52	〒815-0036 南区筑紫丘 1-21-9	553-8111	553-9111
ライフエイド柏原ミルテ	36	〒811-1353 南区柏原 1-2-4	567-6320	567-6321
オーベル野多目	68	〒811-1347 南区野多目 2-8-10	565-0011	565-0044
ふくよかケアプラザ大平寺の森	42	〒811-1354 南区大平寺 2-13-30	567-6600	567-6601
野多目	150	〒811-1347 南区野多目 2-28-1	565-7177	565-7180
生活倶楽部 ウィズ南片江	95	〒814-0143 城南区南片江 6-25-1	866-0065	866-0001
クレアトゥール 60	48	〒814-0153 城南区樋井川 1-7-38	874-7170	874-7321
生活倶楽部ウィズ長尾	57	〒814-0123 城南区長尾 2-14-31	534-7700	534-7800
やすらぎの家 I	53	〒814-0175 早良区田村 7-13-38	874-1110	874-1123
ツーハーツ I	36	〒814-0165 早良区次郎丸 5-18-28	861-0064	861-0043
生涯介護付マイホームゆきやなぎ 1	99	〒811-1103 早良区四箇 6-5-20	812-4620	812-4621
すこやかほ～む有田	20	〒814-0033 早良区有田 7-11-1	832-2225	832-2226
介護付マイホームちとせ	25	〒811-1121 早良区西入部 1-17-1	803-0781	803-0782
パッセオ	35	〒814-0021 早良区荒江 3-15-21	821-0189	821-0189
フェリオ百道	104	〒814-0006 早良区百道 1-25-19	852-1480	847-3442
アンペレーナ百道	190	〒814-0001 早良区百道浜 3-9-17	823-4126	823-4121
はびね福岡野芥	64	〒814-0171 早良区野芥 4-35-9	866-1717	866-1721
生の松原ハッピーガーデン	74	〒819-0055 西区生の松原 1-33-1	895-3101	895-3125
高齢者在宅複合施設サザンⅡ	60	〒819-0041 西区拾六町 1-26-22	812-3933	894-7777
ベストライフ福岡	75	〒819-0025 西区石丸 2-33-11	883-0623	883-0624
フラワーガーデン	51	〒819-0041 西区拾六町 1-21-11	883-2223	883-2617
ハーヴェスト姪浜・いこい館	49	〒819-0001 西区小戸 4-11-35	885-2255	885-6566
桜ガーデン小戸	42	〒819-0001 西区小戸 1-30-5	881-0700	881-0708
西の丘	150	〒819-0046 西区西の丘 1-6-1	891-8715	891-8743
サンルーム松栄	24	〒819-0054 西区上山門 1-9-3	895-1933	895-1938
介護付き有料老人ホーム マナハウス2番館	29	〒819-0032 西区戸切 3-20-12	811-5528	811-5671

*

* 地域密着型特定施設入居者生活介護サービス提供施設（P75 参照）

V 介護保険制度

1 介護保険制度について

(1) 介護保険制度の概要 (福祉局介護保険課)

介護保険制度は、40 歳以上の人が被保険者となって保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、利用者負担（所得などに応じて 1 割、2 割または 3 割）を支払って介護サービス、または介護予防サービスが利用できる仕組みとなっています。

区 分	第1号被保険者	第2号被保険者
被保険者	65 歳以上の人	40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者
サービス利用 対象者	原因を問わず、介護や支援が必要となった人	加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する 16 種類の特定期間により、介護や支援が必要となった人
保険料徴収	市町村が徴収	医療保険者が医療分の保険料と一緒に徴収し、社会保険診療報酬支払基金から市町村に交付
保険料の賦課 及び 徴収方法	・所得段階別保険料(P101) 年金額が年額 18 万円以上の方は、原則として特別徴収(年金天引き) それ以外は普通徴収(口座振替・納付書など)	・全国健康保険協会管掌健保、健康保険組合 標準報酬×介護保険料率 (事業主負担有り) ・国民健康保険 所得割、均等割、平等割 (国庫負担有り)
利用者負担	・所得などに応じて、サービス費用額の1割、2割または3割(食費、居住費は別途負担) ・利用者負担(世帯合計額)が一定の上限を超えた場合、申請により超えた額分を支給する(払い戻す)制度があります。	

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)

※ 介護保険に関することは、福岡市のホームページにも掲載しています。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/healthcare/korei-kaigo/index.html>

(高齢・介護 トップページ)

V 介護保険制度

1 介護保険制度について

(2) 福岡市の第1号被保険者の保険料 (福祉局介護保険課)

1 福岡市の第1号被保険者の保険料額 (令和6年度)

所得段階	区分			計算方法	年間保険料額
第1段階	本人が市民税非課税(※1)	世帯全員が 市民税非課税 (※1)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※3)の 合計が 80 万円以下の人	基準額×0.245	20,282 円
第2段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※3)の 合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	基準額×0.395	32,700 円
第3段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※3)の 合計が 120 万円を超える人	基準額×0.685	56,707 円
第4段階		世帯に 市民税課税 の人がいる	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※3)の 合計が 80 万円以下の人	基準額×0.9	74,506 円
第5段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※3)の 合計が 80 万円を超える人	基準額	82,784 円
第6段階	本人が市民税課税		本人の合計所得金額(※2)が 125 万円以下の人	基準額×1.1	91,063 円
第7段階			本人の合計所得金額(※2)が 125 万円を超え 200 万円未満の人	基準額×1.3	107,620 円
第8段階			本人の合計所得金額(※2)が 200 万円以上 300 万円未満の人	基準額×1.6	132,455 円
第9段階			本人の合計所得金額(※2)が 300 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.8	149,012 円
第10段階			本人の合計所得金額(※2)が 400 万円以上 500 万円未満の人	基準額×2.0	165,568 円
第11段階			本人の合計所得金額(※2)が 500 万円以上 600 万円未満の人	基準額×2.2	182,125 円
第12段階			本人の合計所得金額(※2)が 600 万円以上 700 万円未満の人	基準額×2.4	198,682 円
第13段階			本人の合計所得金額(※2)が 700 万円以上 800 万円未満の人	基準額×2.5	206,960 円
第14段階			本人の合計所得金額(※2)が 800 万円以上 900 万円未満の人	基準額×2.6	215,239 円
第15段階				本人の合計所得金額(※2)が 900 万円以上の人	基準額×2.7

※1「市民税非課税」とは、市民税が課税されていない場合を指します。(ただし、災害や障がいなどの減免により市民税非課税となっている場合は除きます。)

※2「合計所得金額」とは、地方税法上の合計所得金額から長期・短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額。

※3「その他の合計所得金額」とは、地方税法上の合計所得金額から公的年金等にかかる雑所得及び長期・短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額。さらに令和3年度からは、給与所得は、給与所得と年金所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除前の給与所得から10万円を控除した額(控除後の額が0円を下回る場合は0円)を用います。

2 納付方法

(1) 特別徴収(年金天引き)

- ・老齢(退職)、障害、遺族年金が年額18万円(月額1万5千円)以上の人
- ・偶数月(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に支払われる年金からの天引き

V 介護保険制度

1 介護保険制度について

(2) 普通徴収(口座振替、納付書など)

- ・上記以外の人(老齢(退職)、障害、遺族年金が年額 18 万円(月額1万5千円)未満の人など)
- ・口座振替や納付書による納付
- ・4月から翌年3月までの年 12 回で納付

※納付書による納付は、金融機関窓口またはコンビニエンスストア等での納付に加え、モバイルレジ、モバイルクレジット、電子マネーでの納付も可能です。

3 介護保険料減額制度

所得段階が第2段階または第3段階の人で一定要件に該当し、保険料の支払いが困難な人について、申請により保険料額を第1段階相当額に減額する制度があります。

申請は毎年度必要で、お住まいの区の保健福祉センター福祉・介護保険課で手続きしてください。

(1) 減額内容

第2段階または第3段階の保険料額を第1段階相当額に減額します

(2) 対象者:所得段階が第2段階または第3段階の人で、次のすべての要件に該当する人

① 世帯の年収が次の額以下の人

1人世帯	2人世帯	3人世帯
120 万円	180 万円	230 万円

※ 以降、世帯人員が1人増えるごとに 50 万円を加算した額

- ② 別世帯の市民税課税者に扶養されていないこと、また生計を共にしていないこと
- ③ 世帯全員の預貯金などの合計額が①の金額の2倍以下であること
- ④ 居住用以外の土地、建物を有していないこと(活用することが困難であると認められるものを除く)

(3) 申請に必要なもの

- ① 当該年度の「介護保険料納入通知書 兼 特別徴収通知書」または「介護保険料 特別徴収通知書」
- ② 医療保険の被保険者証(国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証など)
- ③ 世帯の収入がわかる書類
「年金振込額通知書」「源泉徴収票」などが必要です。詳細についてはお問い合わせください。
※申告内容の確認のため、前年 1 月以降の取引明細が記載された預貯金通帳もお持ちください。
- ④ 世帯の資産状況がわかる書類
預貯金通帳や固定資産税納税通知書(居住用以外の土地、建物を所有している場合)など資産状況がわかる書類
※別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要です。

4 災害などによる介護保険料減免制度

災害や著しい所得の減少などの理由で、保険料の支払いが困難な場合、申請により保険料が減免される場合がありますので、該当する場合はご相談ください。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)

V 介護保険制度

1 介護保険制度について

(3) 要介護（要支援）認定 （福祉局介護保険課）

介護サービス、または介護予防サービスを利用するには、申請をし、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。サービスを利用するまでの手順は以下のとおりです。

1 申請

介護サービスを利用する必要がある人は、福岡市要介護認定事務センター（郵送受付）または区の保健福祉センター福祉・介護保険課に隣接する福岡市要介護認定事務センター支部またはオンライン（「マイナポータル」サイト）で申請してください。申請は、オンライン申請を除き、家族などが代理で行うことができます。

＜申請に必要なもの＞

介護保険被保険者証原本

主治医の情報（医療機関名、所在地、医師の氏名など）

被保険者本人のマイナンバー及び申請者の身元を確認できる書類

※上記の他に、医療保険の被保険者証が必要な場合があります。

2 訪問調査

専門の認定調査員が事前に日程を確認し、自宅などを訪問し、心身の状況などについて、調査を行います。

※訪問調査は、市職員や市が委託した事業者などの介護支援専門員等が行います。認定調査員は、市が発行する調査員証または訪問調査依頼書を携帯しています。

3 主治医意見書

市が本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

主治医がいない場合は、福岡市要介護認定事務センターにご相談ください。

4 介護認定審査会

訪問調査の結果と、主治医意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される「福岡市介護認定審査会」で、介護の必要性や、要介護（要支援）状態区分などの審査・判定が行われます。

5 要介護・要支援の認定

介護認定審査会の判定にもとづいて、介護予防が必要な「要支援1・2」、または介護が必要な「要介護1～5」に認定し、その結果通知書と認定結果が記載された介護保険被保険者証が送付されます。なお対象とならない場合は、「非該当」のお知らせをします。

※認定の有効期間満了後も引き続き介護サービス、または介護予防サービスを受けるためには、要介護認定の更新が必要です。更新の手続きは認定の有効期間満了日の60日前からできます。

6 ケアプランの作成

認定結果をもとに、心身の状況などに応じてケアプランを作成します。

7 介護サービス、または介護予防サービス開始

ケアプランにもとづいて、介護サービス、または介護予防サービスが利用できます。

【問い合わせ先】

福岡市要介護認定事務センター（P131 参照）

V 介護保険制度

1 介護保険制度について

(4) 介護(予防)サービスの利用

(福祉局事業者指導課・介護保険課)

1 利用できるサービス

	介護サービス【要介護1～5の人】	介護予防サービス【要支援1・2の人】
居宅サービス	○訪問介護(ホームヘルプ) ○訪問入浴介護 ○訪問リハビリテーション ○訪問看護 ○通所介護(デイサービス) ○通所リハビリテーション(デイケア) ○居宅療養管理指導 ○福祉用具貸与 ○短期入所生活(療養)介護(ショートステイ) ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具購入費の支給 ○住宅改修費の支給	◎介護予防型訪問サービス(ホームヘルプ) ◎生活支援型訪問サービス(ホームヘルプ) ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防訪問看護 ◎介護予防型通所サービス(デイサービス) ◎生活支援型通所サービス(デイサービス) ○介護予防通所リハビリテーション(デイケア) ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防福祉用具貸与 ○介護予防短期入所生活(療養)介護(ショートステイ) ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具購入費の支給 ○介護予防住宅改修費の支給
施設サービス	○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ※要介護3～5(ただし、やむを得ない事由により居宅での生活が困難であると認められる(特例入所に該当する)要介護1または2)の人が対象。 ○介護老人保健施設 ○介護医療院	
地域密着型サービス	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護	○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)※要支援2のみ

◎介護予防・日常生活支援総合事業:市町村が地域の実情に応じて実施するサービスです。

市町村によりサービス内容が異なるため、他の市町村が実施するサービスは利用できません(福岡市のサービスを提供する事業所であれば、市外の事業所でも利用できます。)

V 介護保険制度

1 介護保険制度について

2 対象者

要介護1～5、または要支援1・2に認定された人

3 利用者負担額

サービス費用の1割、2割または3割

※ サービス費用以外の食費、居住費、日用品費などは、別途利用者が全額負担します。

※ 介護保険料の滞納状況によっては、利用者負担額が通常1割または2割の人は3割に、通常3割の人は4割になる場合があります。

4 利用方法

(1) 在宅でサービスを利用する場合

居宅介護支援事業所を選んで(要支援1・2の人は、担当の「いきいきセンターふくおか(地域包括支援センター)」へ)、いつ、どのようなサービスをどのくらい利用するかなどの介護計画(ケアプラン)の作成を依頼します。依頼したら、区保健福祉センター福祉・介護保険課へ届出します。

ケアプランにもとづいた介護サービスを利用し、サービス提供事業者へ介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示の上、利用者負担額を支払います。

なお、在宅サービスの利用については、要介護度別に1か月に利用できる介護保険の支給限度が決められています。

	1か月に利用できるサービス費用の目安 ()内は、支給限度単位数
要支援1	約 52,600 円 (5,032 単位)
要支援2	約 110,100 円 (10,531 単位)
要介護1	約 175,200 円 (16,765 単位)
要介護2	約 206,000 円 (19,705 単位)
要介護3	約 282,700 円 (27,048 単位)
要介護4	約 323,400 円 (30,938 単位)
要介護5	約 378,500 円 (36,217 単位)

※ 目安の金額は、支給限度単位数に通所介護の地域区分単価 10.45 円を乗じたものです。

※ 地域区分単価はサービスによって異なります。

(2) 施設に入所する場合

施設に直接入所申込みをします。施設のケアプランにもとづいた介護サービスを利用し、施設へ介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示の上、利用者負担額を支払います。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)

V 介護保険制度

1 介護保険制度について

(5) 介護保険利用者負担の軽減制度 (福祉局介護保険課)

介護保険のサービスを利用するときの経済的負担が重くなりすぎないように、各種軽減制度が設けられています。

1 高額介護(予防)サービス費支給制度

(1) 内容

同一月内に利用した介護サービスまたは介護予防サービスの利用者負担の世帯合計額が下表の上限額を超えた場合に、申請により、その超えた額を支給します。

高額介護(予防)サービス費の利用者負担区分	利用者負担上限 (月額)
世帯に、課税所得 690 万円以上の 65 歳以上の人がいる (①)	世帯 140, 100円
世帯に、課税所得 380 万円以上 690 万円未満の 65 歳以上の人がいる (②)	世帯 93, 000円
世帯に、市民税課税の人がいる (ただし、上記①、②を除く)	世帯 44, 400円
世帯の全員が市民税非課税	世帯 24, 600円
○課税年金収入額及びその他の合計所得金額(※)の合計が80万円以下 ○老齢福祉年金受給者	個人 15, 000円
生活保護の受給者など	個人 世帯 15, 000円

(※)「その他の合計所得金額」とは、地方税法上の合計所得金額から、公的年金等にかかる雑所得及び長期・短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した後の額を用います。さらに令和3年8月から、平成30年度の税制改正が影響しないようにするため、給与所得は、給与所得と年金所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除前の給与所得から10万円を控除した額(控除後の額が0円を下回る場合は0円)を用います。

●住宅改修や福祉用具購入の自己負担及び施設での食費・居住費などは対象外です。

●利用者負担上限を下げることで、生活保護を必要としなくなる世帯は、上限額を15,000円または24,600円に下げることがあります。

(2) 対象者

介護(予防)サービス利用者で利用者負担額が著しく高額になった人

(3) 申請に必要なもの ※申請手続きは初回のみで、以後は支給額がある場合に自動的に振り込みます。

介護保険被保険者証、本人名義の通帳の写し

被保険者本人のマイナンバー及び申請者の身元を確認できる書類

(4) 申請窓口

住所地の区保健福祉センター福祉・介護保険課

2 高額医療・高額介護合算制度

(1) 内容

1年間(8月1日～翌年7月31日)の医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が一定の額を超えた場合に、申請により、その超えた額を支給します。基準日(7月31日)時点で世帯内に同じ医療保険に加入する人がいる場合は、自己負担額を合算できます。

(2) 対象者

医療保険と介護保険の両方の保険を利用している世帯で年間の利用者負担額が著しく高額になった人

V 介護保険制度

1 介護保険制度について

(3) 申請窓口

加入する医療保険の窓口

- ※計算期間(8月～翌年7月)を通して福岡市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している場合は、医療保険担当より支給対象世帯に申請手続きをご案内します。案内が届いたら手続きを行ってください。
- ※被用者保険に加入している場合や計算期間中途に転居などで加入する保険が変わった場合は、申請案内はありません。医療保険の窓口にお問い合わせください。

3 負担限度額認定制度

(1) 内容

所得の低い人の施設利用(ショートステイを含む)が困難にならないように、申請により、所得等に応じた食費・居住費(滞在費)の負担限度額認定証を発行し、負担を軽減します。

○負担限度額認定証を提示した場合の1日あたりの食費と居住費

利用者負担段階		居住費(滞在費)の負担限度額(1日あたり)				食費の負担限度額(1日あたり)	
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者(※1)	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
		令和6年8月から 880円	令和6年8月から 550円	令和6年8月から 550円 (380円)			
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額(※2)＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人(※1)	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
		令和6年8月から 880円	令和6年8月から 550円	令和6年8月から 550円 (480円)	令和6年8月から 430円		
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額(※2)＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人(※1)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
		令和6年8月から 1,370円	令和6年8月から 1,370円	令和6年8月から 1,370円 (880円)	令和6年8月から 430円		
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額(※2)＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人(※1)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円
		令和6年8月から 1,370円	令和6年8月から 1,370円	令和6年8月から 1,370円 (880円)	令和6年8月から 430円		

(※1)この他に次の要件も満たしている必要があります。

《1》世帯の配偶者も市民税非課税

《2》利用者負担段階別の預貯金等の額

(1)第1段階の場合 預貯金等が単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下

(2)第2段階の場合 預貯金等が単身 650 万円以下、夫婦 1,650 万円以下

(3)第3段階①の場合 預貯金等が単身 550 万円以下、夫婦 1,550 万円以下

(4)第3段階②の場合 預貯金等が単身 500 万円以下、夫婦 1,500 万円以下

ただし、40 歳以上 65 歳未満の人については、全段階において、単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円 以下になります。

(※2)「その他の合計所得金額」とは、地方税法上の合計所得金額から、公的年金等にかかる雑所得及び長期税制・短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した後の額を用います。さらに令和3年8月から、平成 30 年度の金額改正が影響しないようにするため、給与所得は、給与所得と年金所得の双方を有する方に対する所得調整控除前の給与所得から 10 万円を控除した額(控除後の額が0円を下回る場合は0円)を用います。

●下段の()内の金額は、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)と短期入所生活介護を利用した場合の金額

●市民税課税世帯であっても、高齢者夫婦などの世帯で、一方が施設に入所し、施設費用を負担した残りの世帯年収が 80 万円以下になるなど、在宅に残った人の生活が困窮するようときは、軽減の対象になる場合があります。

●食費・居住費(滞在費)の負担を軽減することで、生活保護を必要としなくなる人は、軽減の対象となる場合があります。

●令和6年8月より居住費の負担限度額が見直され、1日当たり60円分増額となります。ただし、利用者負担第1段階の多床室利用者については、変更ありません。

V 介護保険制度

1 介護保険制度について

(2) 申請に必要なもの

介護保険被保険者証、被保険者本人のマイナンバー及び申請者の身元を確認できる書類、申請者及び配偶者の預貯金通帳など

※ほかに、非課税証明書が必要な場合があります。

(3) 申請窓口

住所地の区保健福祉センター福祉・介護保険課

4 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

(1) 内容

申請により、対象者と確認した人に確認証を発行し、次のとおり負担を軽減します。

- I 生活保護以外 …対象サービスに係る費用(利用者負担額、食費、居住費)を原則 25%軽減
- II 生活保護受給者…対象サービス⑨⑩⑪に係る個室居住費を 100%軽減(免除)

(2) 対象サービス

①訪問介護／②夜間対応型訪問介護／③定期巡回・随時対応型訪問介護看護／
④通所介護／⑤(介護予防)認知症対応型通所介護／⑥地域密着型通所介護／
⑦(介護予防)小規模多機能型居宅介護／⑧複合型サービス／⑨(介護予防)短期入所生活
介護／⑩介護老人福祉施設／⑪地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
⑫総合事業の第 1 号訪問(通所)事業のうち介護予防訪問(通所)介護に相当する事業

(3) 対象者

利用者負担軽減を行う社会福祉法人の事業所で対象サービスを受ける、市民税非課税世帯で特に生計困難な人及び生活保護受給者

(4) 申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証※65 歳未満の生活保護受給者は介護認定結果通知書
- ・世帯全員の 1 年間(前年中)の収入がわかる書類(例:年金振込通知書、源泉徴収票)
- ・世帯全員の預貯金などがわかる書類(例:預貯金通帳、有価証券保有証明書)
- ・その他資産の状況がわかる書類(例:固定資産税納税通知書)
- ・医療保険の被保険者証

(5) 申請窓口

住所地の区保健福祉センター福祉・介護保険課

V 介護保険制度

1 介護保険制度について

5 障がい者ホームヘルプサービス利用者支援制度

(1) 内容

申請により、認定証を発行し、介護保険法の規定による訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防型訪問サービスの利用者負担額を免除します。

(2) 対象者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービス利用が境界層(負担を軽減することで生活保護の適用とならない)該当で定率負担額0円だった人で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった人

- ア. 65歳到達以前のおおむね1年間に障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた人で、65歳到達により介護保険適用となった人
- イ. 特定疾病により要介護または要支援状態となった40歳から64歳までの人

(3) 申請に必要なもの

介護保険被保険者証

(4) 申請窓口

住所地の区保健福祉センター福祉・介護保険課

6 災害などによる介護保険利用料減免制度

災害や著しい所得額の減少など特別な事情により介護保険サービスの利用者負担が困難なときは、申請により利用者負担額が減免される場合があります。該当する場合はご相談ください。

7 介護保険資金貸付制度

介護保険施設入所時の利用者負担が一時的に困難なときは、高額介護(予防)サービス費支給予定額の範囲内で資金を無利子で介護サービス事業者に支払うことができます。

【問い合わせ先】

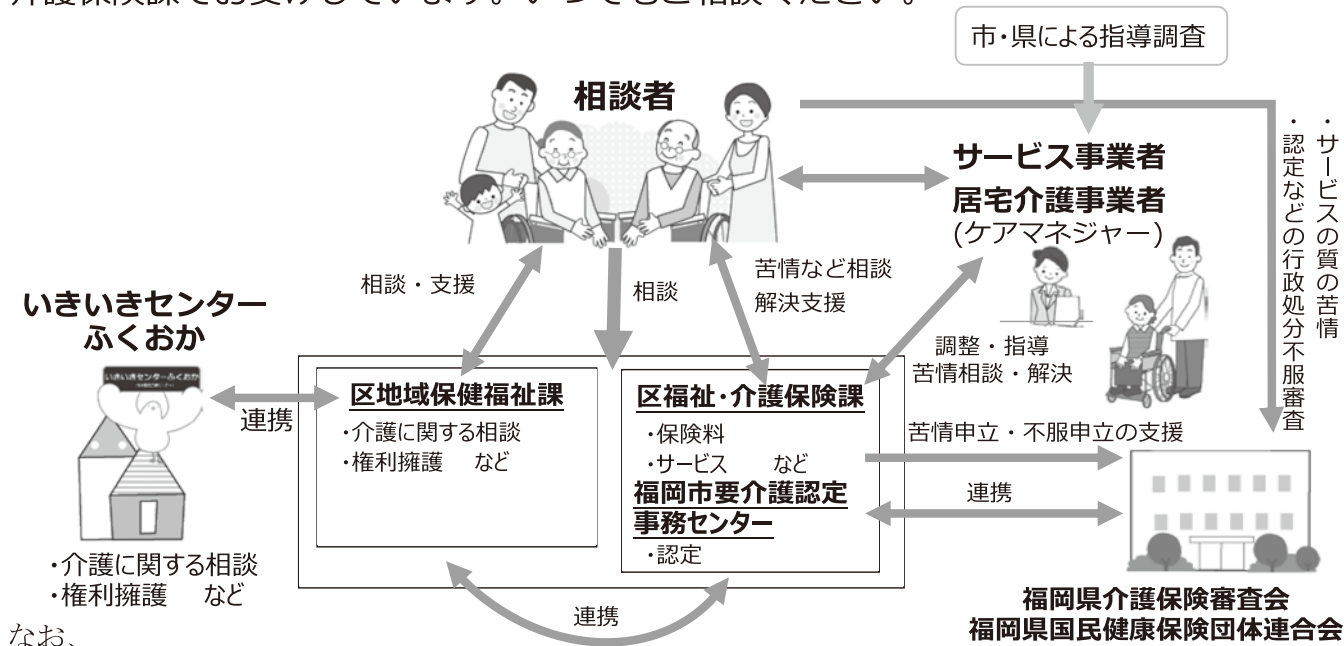
各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)

V 介護保険制度

2 介護サービスの質の向上・確保のための取組み

(1) 介護保険のサービスに関する相談・苦情について (福祉局介護保険課・事業者指導課)

介護保険のサービスに関する相談・苦情については、あなたの担当の居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）、地域包括支援センターまたは各区保健福祉センター福祉・介護保険課でお受けしています。いつでもご相談ください。



なお、

- 要介護の認定結果や保険料の決定などに不服がある場合、結果を知った日の翌日から「3か月」以内に福岡県が設置する「介護保険審査会」に、文書または口頭で審査請求することができます。（TEL 643-3321）
- サービス事業者に対する苦情については、「福岡県国民健康保険団体連合会」でも対応・処理にあたります。（TEL 642-7859）

【問い合わせ先】 各区保健福祉センター福祉・介護保険課 (P131 参照)
福岡市要介護認定事務センター (P131 参照)

「なくそう！ 介護サービスの提供に対するハラスメント」

ハラスメントとは、「著しい迷惑行為」のことであり、介護現場においても、介護サービスのご利用者・ご家族から職員に対し、過剰な要求や暴言・暴力、性的嫌がらせのハラスメントが発生しています。ハラスメントはいかなる場合でも認められるものでなく、暴行罪、傷害罪、脅迫罪、強制わいせつ罪などの刑事法の構成要件に該当する行為です。

介護サービス事業所が安全・安心な環境で質の高いケアを提供できるよう、ハラスメントの撲滅にご理解・ご協力をお願いします。

過剰な要求

- ・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
- ・利用者の家族が「自分の食事と一緒に作れ」と要求する
- ・「保険料を支払っているのだから」と大掃除を強要し、断ると文句を言う

暴言・暴力

- ・大声を出す、怒鳴る
- ・威圧的な態度で文句を言い続ける
- ・物を投げつける
- ・叩く、蹴る

性的嫌がらせ

- ・抱きしめる、不必要に体に触る
- ・卑猥な写真や映像を見せる
- ・卑猥な言動を繰り返す
- ・サービス提供とは無関係に下半身を露出する

V 介護保険制度

2 介護サービスの質の向上・確保のための取組み

(2) ふれあい相談員派遣事業 (福祉局介護保険課)

ふれあい相談員が、施設を訪ね、利用者や家族の話を聞き、相談に応じたり、利用者の生活を観察したりする一方、施設のサービスの状況を把握し、問題改善へ向けて両者の橋渡しをすることで、介護サービス等の質の向上につなげます。

○受入施設 ※この事業の趣旨に賛同し、相談員を受け入れている施設です。 (令和6年6月1日現在 50 音順)

サービスの種類	施設・事業所名	所在地
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) など	愛信園	西区吉武
	油山福祉の里	城南区東油山
	油山緑寿園	城南区南片江
	今津創生園	西区今津
	光薫寺ビハーラ	東区蒲田
	洸寿園	博多区金の隈
	松生園	西区今宿青木
	大寿園	西区今津
	能古清和園	西区能古
	初花	西区姪浜駅南
	陽だまり	城南区東油山
	薔薇の樹苑	博多区元町
	マザーハート	博多区東光
	マナハウス	西区戸切
	ライフケア大手門	中央区大手門
	歴史の里	西区徳永

※新型コロナウイルス等の感染状況によっては、活動を休止します。

【問い合わせ先】 福祉局介護保険課

TEL 733-5452 FAX 726-3328

V 介護保険制度

2 介護サービスの質の向上・確保のための取組み

(3) 福岡市介護保険事業者研修事業（福祉局事業者指導課）

介護サービス利用者本位で、かつ質の高い介護サービスを安定的に提供していくことを目的として、サービス提供事業者を対象とした研修を実施し、介護サービスの質の向上、確保に努めています。

(1) 地域包括ケア研修

介護サービス事業所従業員などに、「看取り」や「地域との連携」などに関する知識・技術を深める研修を実施し、地域包括ケアの推進を図ります。

(2) ケアマネジメント研修

介護支援専門員に、保健・医療・福祉サービスのコーディネーターとして、介護サービス利用者の自立支援に必要なケアマネジメントの知識や技術を習得する研修を実施し、介護支援専門員の資質の向上を図ります。

(3) テーマ別研修

介護サービス事業所従業員などに、「ノーリフティングケア」などの介護ケアの技術や「ヤングケアラー」や「カスタマーハラスメント」など事業所運営に関する知識を深める研修を実施し、介護サービスの質の向上を図ります。

(4) 権利擁護研修

介護サービス事業所従業員などに、「高齢者虐待防止法」や「成年後見制度」など、介護サービス利用者の権利擁護に関する知識を習得する研修や、身体拘束を廃止するための実践的研修を実施し、介護サービス利用者の人権保護を図ります。

(5) 事業所マネジメント研修

介護サービス事業所を運営している法人代表、管理職などに、「経営力強化」や「介護ロボットやICT等の活用による生産性の向上」及び「組織マネジメント」などの研修を実施し、人材確保や職場環境の改善を図ります。

【問い合わせ先】 福祉局事業者指導課
TEL 733-5348 FAX 726-3328

V 介護保険制度

2 介護サービスの質の向上・確保のための取組み

(4) 認知症介護実践者等養成事業（福祉局事業者指導課）

高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施するとともに、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある人などに対し、適切なサービス提供に関する知識などを修得していただくための研修を実施します。

研修名	対象者	募集
実践者研修	身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、おおむね実務経験が2年程度の者。	年3回 各 50 人
実践リーダー研修	介護業務におおむね5年以上従事した経験を有している者であって、かつ、ケアチームのリーダーまたはリーダーになることが予定されるものであって、実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了し1年以上経過している者。	年1回 各 20 人
認知症対応型サービス事業開設者研修	小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者に就任予定の者。	年1回 各 10 人
認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に就任予定の者で、実践者研修（旧基礎過程を含む）を修了した者。	年3回 各 30 人
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に就任予定の者で、実践者研修（旧基礎過程を含む）を修了した者。	年2回 各 30 人
認知症介護基礎研修	介護保険事業所において介護業務に従事する者。	eラーニング
認知症ケア研修	介護保険事業所の業務に従事し、認知症ケアを行っている者。	年2回 各 40 人

※ 1 新型コロナウイルスの感染状況によっては、研修を中止・延期する場合があります。

※ 2 各種研修の開催回数、定員数は予定であり、変更される場合があります。

【問い合わせ先】 福祉局事業者指導課

TEL 733-5348 FAX 726-3328

Ⅵ 高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

(1) 後期高齢者医療制度の概要 (保健医療局保険年金課)

後期高齢者医療制度とは

75 歳以上の人及び一定の障がいの認定を受けた 65 歳以上の人を対象とした医療保険制度です。

対象者(被保険者)

- ◆75 歳以上の人 (満 75 歳の誕生日から対象)
※75 歳到達による後期高齢者医療制度への加入手続きは不要です。
- ◆65 歳以上 75 歳未満で一定の障がい※について広域連合の認定を受けた人 (認定を受けた日から対象)
※一定の障がいとは、身体障害者手帳の 1 ～ 3 級及び 4 級の一部の障がいなどで、国民年金証書で同等程度の障がいと確認できる人を含みます。
※一定の障がいに該当する人の加入 (障がいの認定の申請) は任意です。障がいの認定は、75 歳になるまではいつでも申請することができます。また、いつでも将来に向けて撤回することができます。
- 生活保護を受けている人など、対象にならない人がいます。

後期高齢者医療制度の被保険者になると、それまでの国民健康保険や被用者保険※の資格は喪失します。

なお、被用者保険から後期高齢者医療制度に加入した人に扶養されていた人は、被保険者と同時に、被用者保険の資格を喪失することになるため、新たに医療保険制度への加入手続きが必要となります。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合などの職場の健康保険の総称です。

(1) 保険料と医療費について (保健医療局保険年金課)

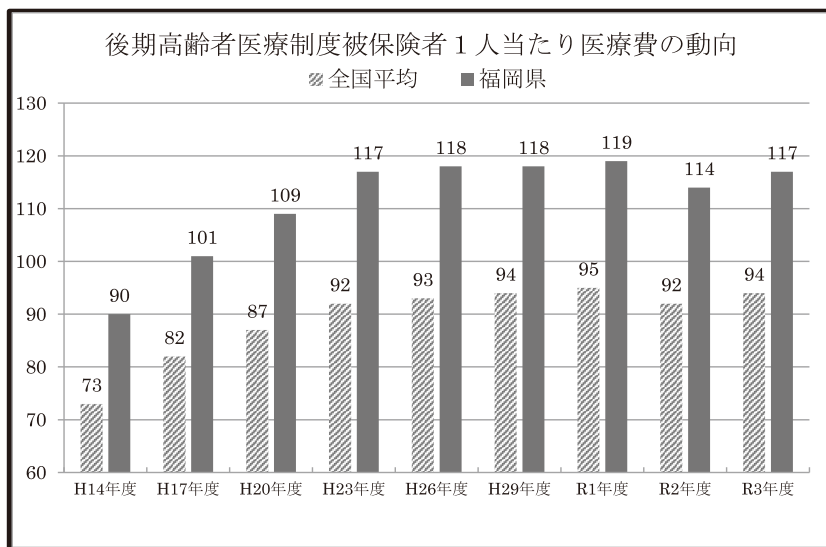
県内の後期高齢者医療費

令和 3 年度の福岡県の後期高齢者医療費は総額で約 8,178 億円、被保険者 1 人当たりの医療費は約 117 万円になります。
(1 人当たり医療費の全国平均は約 94 万円)



令和 2 年度を除き、令和 3 年度まで
全国 1 位

全国最少の新潟県は約 75 万円で、
福岡県は新潟県の約 1.56 倍となっています。



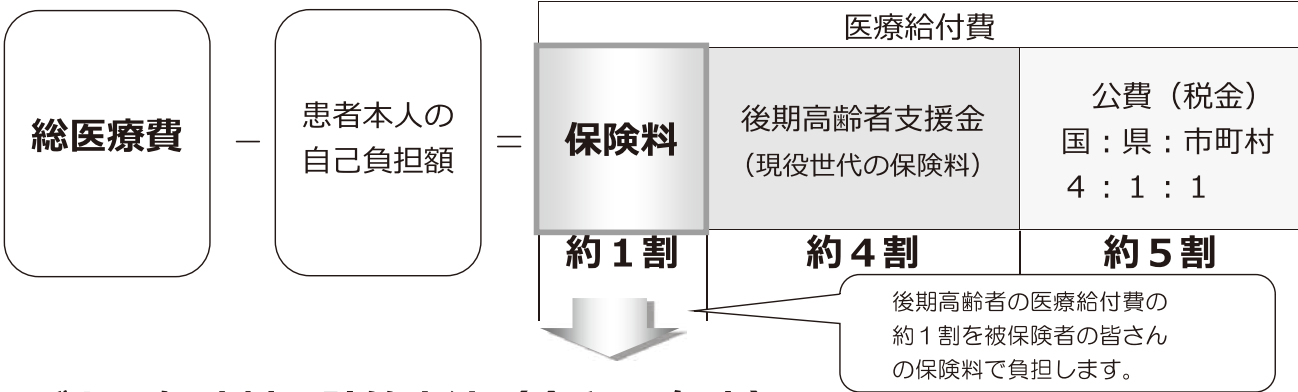
～～適正な医療費にしていけることが、皆さんの保険料の軽減にもつながります!!～～

Ⅵ 高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

保険料と医療費の負担の仕組み

医療費の総額から自己負担額を除いた医療給付費のうち、約 5 割を公費（税金）で、約 4 割を後期高齢者支援金（現役世代の保険料）で負担し、残りの約 1 割を保険料で負担します。



個人ごとの保険料の計算方法（令和 6 年度）

保険料（年額）	均等割額 （被保険者全員が均等に負担）	所得割額 （所得に応じて負担）
均等割額と 所得割額の合計 ※最高限度額 80 万円、 10 円未満切捨て	60,004 円 ※世帯の所得に応じて 軽減措置があります。 （P116 をご覧ください）	$\left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等} \\ - 43 \text{ 万円} \\ \text{（基礎控除額）} \end{array} \right) \times \text{所得割率}$
		11.83%

※保険料計算の具体例は P117 をご覧ください。
※基礎控除額は、総所得金額等が 2,400 万円以下の場合 43 万円ですが、2,400 万円を超える場合は異なります。
※令和 5 年中の基礎控除後の総所得金額等が 58 万円を超えない人は、令和 6 年度の所得割率（11.83%）が 11.02%になります。
※昭和 24 年 3 月 31 日以前に生まれた人、令和 7 年 3 月 31 日までに障害認定により被保険者の資格を有している人は、令和 6 年度の賦課限度額が 73 万円になります。

● 総所得金額等の計算方法

総所得金額等 ※各種控除前の金額	公的年金等所得 公的年金等収入 － 公的年金等控除額	給与所得 給与収入 － 給与所得控除額	その他の所得 その他 [※] の収入 － 必要経費 ※営業・不動産・株式・個人年金など

※障害・遺族・老齢福祉年金などの非課税年金は、総所得金額等には含まれません。

● 公的年金等所得の計算方法

年齢 [※]	公的年金等の収入金額の合計額（年額）	公的年金等所得額の計算式
65 歳以上	330 万円未満	収入金額－110 万円
	330 万円以上 410 万円未満	収入金額×75%－27 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	収入金額×85%－68 万 5 千円
	770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額×95%－145 万 5 千円
	1,000 万円以上	収入金額－195 万 5 千円

※年齢は年金を受給した年の 12 月 31 日現在の満年齢です。
※公的年金等以外の所得が 1,000 万円を超える場合、計算方法が変わります。

VI 高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

保険料の軽減措置（令和 6 年度）

●均等割額の軽減

世帯の所得に応じて、均等割額（年額 60,004 円）が軽減されます。

軽減割合	軽減後の 均等割額 (年額、1人当たり)	同一世帯 ^{※1} 内の被保険者及び世帯主の 軽減対象所得金額 ^{※2} の合計額	参考
7割軽減	18,001円	【43万円（基礎控除額） +10万円×（給与所得者等の数-1） ^{※3} 】以下	単身で年金収入の みの場合 168万円以下
5割軽減	30,002円	【43万円（基礎控除額）+29.5万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1） ^{※3} 】以下	197.5万円以下
2割軽減	48,003円	【43万円（基礎控除額）+54.5万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1） ^{※3} 】以下	222.5万円以下

※1 「同一世帯」とは、4月1日時点の世帯（年度途中で75歳になる人、県外からの転入者等はその時点）が基準となります。

※2 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金は、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額15万円」となります。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※3 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得【給与収入55万円超】または公的年金等に係る所得【公的年金等収入60万円超（65歳未満）または125万円超（65歳以上）】を有する場合に適用されます。

●被用者保険の被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険[※]の被扶養者であった人は、所得割額はかかりません。また、均等割額は制度加入時から2年間に限り、5割軽減されます。

均等割額：5割軽減 (所得割額は、かかりません)	軽減後の保険料（年額） 30,002円
------------------------------------	-------------------------------

※ 国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

保険料の減免

災害や事業の休廃止などの特別な事情で保険料の納付が著しく困難になったときは、申請により保険料が減免される場合があります。お住まいの区役所(出張所)保険年金担当課（P131参照）へご相談ください。保険料の減免申請は、原則としてその年度内に行う必要があります。

種類	減免基準	減免内容
災害	震災、風水害、火災などの災害により、被保険者等 [※] の財産に25%以上の損害を受けた場合	災害の程度により、被災に遭った月から1年以内の保険料の50%から100%を減免
所得減少	被保険者等 [※] の所得が、事業の休廃止や失業などにより前年に比べ30%以上減少し、かつ310万円以下である場合	所得の減少割合に応じて、所得割額の20%から100%を減免
生活保護	生活保護の適用を受けるようになった場合	当該年度の未納保険料を減免
給付制限	刑事施設などに収監され給付を受けられない期間が月をまたがってあった場合	給付を受けられない期間の保険料月額的全額を減免

※ 被保険者等には、被保険者と同一世帯の世帯主及び他の被保険者を含みます。

Ⅵ 高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

保険料の具体例（令和 6 年度）

		保険料（年額）		均等割額		所得割額
単身 1	老齢基礎年金受給者 年金収入 77 万円	18,000 円 (10 円未満切捨て)	=	18,001 円 (7 割軽減)	+	0 円
単身 2	厚生年金受給者 年金収入 218 万	124,890 円 (10 円未満切捨て)	=	48,003 円 (2 割軽減)	+	76,895 円
夫婦 1	〈夫〉年金収入 223 万円	112,810 円 (10 円未満切捨て)	=	30,002 円※ (5 割軽減)	+	82,810 円
	〈妻〉年金収入 77 万円	30,000 円 (10 円未満切捨て)	=	30,002 円※ (5 割軽減)	+	0 円
夫婦 2	〈夫〉年金収入 300 万円	233,900 円 (10 円未満切捨て)	=	60,004 円※	+	173,901 円
	〈妻〉年金収入 77 万円	60,000 円 (10 円未満切捨て)	=	60,004 円※	+	0 円

※均等割額の軽減は、世帯の所得に応じて決定されるので、「夫婦 1」の世帯は夫、妻ともに 5 割軽減となり、「夫婦 2」の世帯は夫、妻ともに軽減はありません。
※令和 6 年度は、保険料負担の激変緩和措置として、一定の条件を満たす人には、所得割率及び賦課限度額の経過措置があります。
(P115 をご覧ください)

● 年度途中で被保険者になったときの保険料

75 歳になったことなどにより年度途中で被保険者になった場合、保険料は被保険者になった月からの月割りで計算します。例えば上記の「単身 2」の人が、11 月に被保険者となった場合、11 月から翌年 3 月までの 5 か月分の保険料がかかります。

	保険料（年額）
11 月に被保険者 となった場合	52,030 円 = 124,890 円 × $\frac{5 \text{ か月}}{12 \text{ か月}}$ (10 円未満切捨て)

保険料の納め方

保険料の納め方は、年金の受給額によって、「納付書などで納める普通徴収」と「年金から天引きされる特別徴収」の 2 通りに分かります（次頁の図参照）。

● 納付書払いの方は、各期別の納期限までに下記の方法で納めてください。

- ・金融機関、コンビニエンスストア
- ・モバイルレジアプリによるクレジットカード払い、インターネットバンキング払い
- ・スマートフォン決済
(LINE Pay、PayPay、d 払い、J-Coin Pay、au PAY、ファミペイ、楽天ペイ)

● お支払いは、安心・確実な口座振替が便利です。

口座振替の申し込みは、下記のいずれかで手続きが可能です。

- ・預（貯）金口座のある金融機関やお住まいの区役所（出張所）の保険年金担当課窓口での申し込み
 - ・インターネット口座振替受付サービスでの申し込み
- 右の二次元コードよりアクセスしてください。

口座振替の申し込みに必要なもの

- ・預（貯）金通帳
- ・納付番号がわかるもの（保険料の納入通知書など）
- ・金融機関の届出印（紙申請の場合のみ）



VI 高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

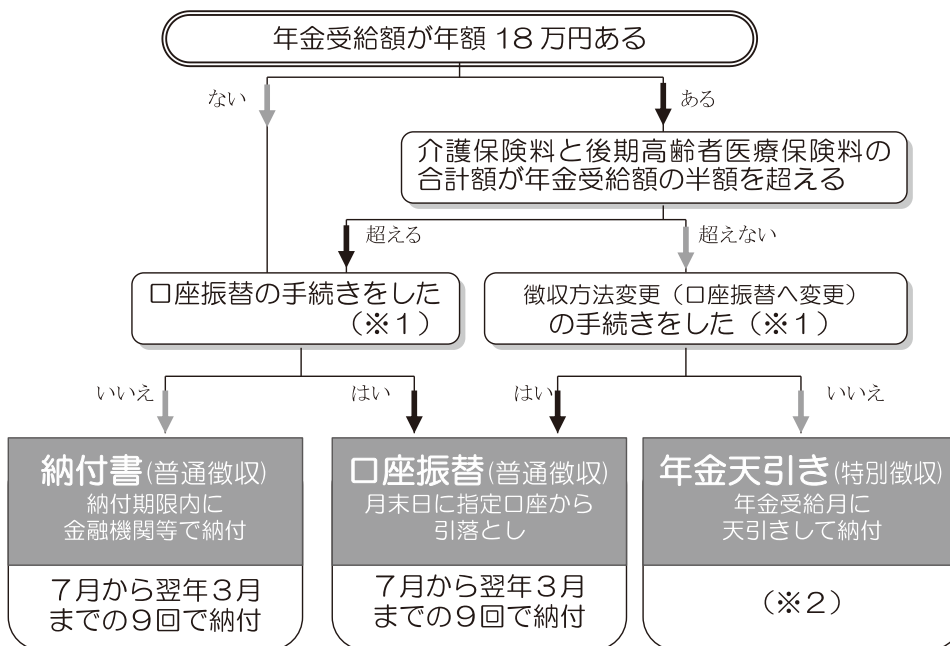
●特別徴収（年金からの天引き）について

下記の判定の結果、これまでに特別徴収で納めていた人も、普通徴収になることがあります。
また、年金天引きの対象となる人も、口座振替へ変更することができます。ご希望の人は、年金天引きを中止する申請書の提出が必要です。

手続きの方法など詳しくは、区役所(出張所)保険年金担当課にお問い合わせください。

※年金天引きの中止には2か月から4か月程度の期間を要します。

※口座からの振替が一定期間できなかった場合、年金天引きに変更させていただくことがあります。



●特別徴収の対象となる年金は種類等によって優先順位が定められています。複数の年金を受給している場合、最も優先順位の高い年金のみで特別徴収の判定がなされるため、年金受給額が年額18万円以上の場合でも特別徴収にならない場合があります。

1 年金保険者による優先順位

1. 日本年金機構
2. 国家公務員共済
3. 日本年金機構（移行農林分）
4. 日本私学振興・共済
5. 地方公務員共済

2 年金の種類による優先順位

1. 老齢基礎年金
2. 他の老齢・退職年金
3. 障害年金
4. 遺族年金

※障害・遺族年金は非課税年金なので保険料算定の基礎となる所得には含まれませんが、保険料天引きの対象にはなりません。

(※1) 国民健康保険料を口座振替で納付していた人も、新たに口座振替の手続きが必要になります。

(※2) 恩給、老齢福祉年金は対象になりません。

また、保険料額が変更となった場合などは、普通徴収となることがあります。

社会保険料控除について

納めた後期高齢者医療保険料は、所得税及び市民税の申告の際に社会保険料控除の対象になります。

特別徴収（年金天引き）から普通徴収（口座振替）へ変更した場合、社会保険料控除の適用となる対象者が変わること、世帯全体の所得税及び市民税の負担額が変わる場合があります。

◆特別徴収（年金天引き）の場合 保険料を支払った人である被保険者本人の社会保険料控除の対象になります。

◆普通徴収（納付書や口座振替）の場合 保険料を実際に支払った人（本人または生計を一にする親族など）の社会保険料控除の対象になります。

保険料を滞納すると？

災害などの特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合、有効期間の短い保険証への差替えなどの措置がとられる場合があります。保険料は必ず納期限内にお納めください。

VI 高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

(3) 医療費のお支払いと給付（保健医療局保険年金課・保険医療課）

負担区分と負担割合

診療を受けたとき、医療機関窓口で総医療費の **1 割・2 割・3 割のいずれか**の自己負担額をお支払いいただきます。毎年8月から翌年7月までの負担区分は、**市民税課税所得（前年1月から12月までの所得）**等によって判定されます※1。

（※1）1月から7月までの負担区分は前々年の1月から12月までの所得等によって判定されます。

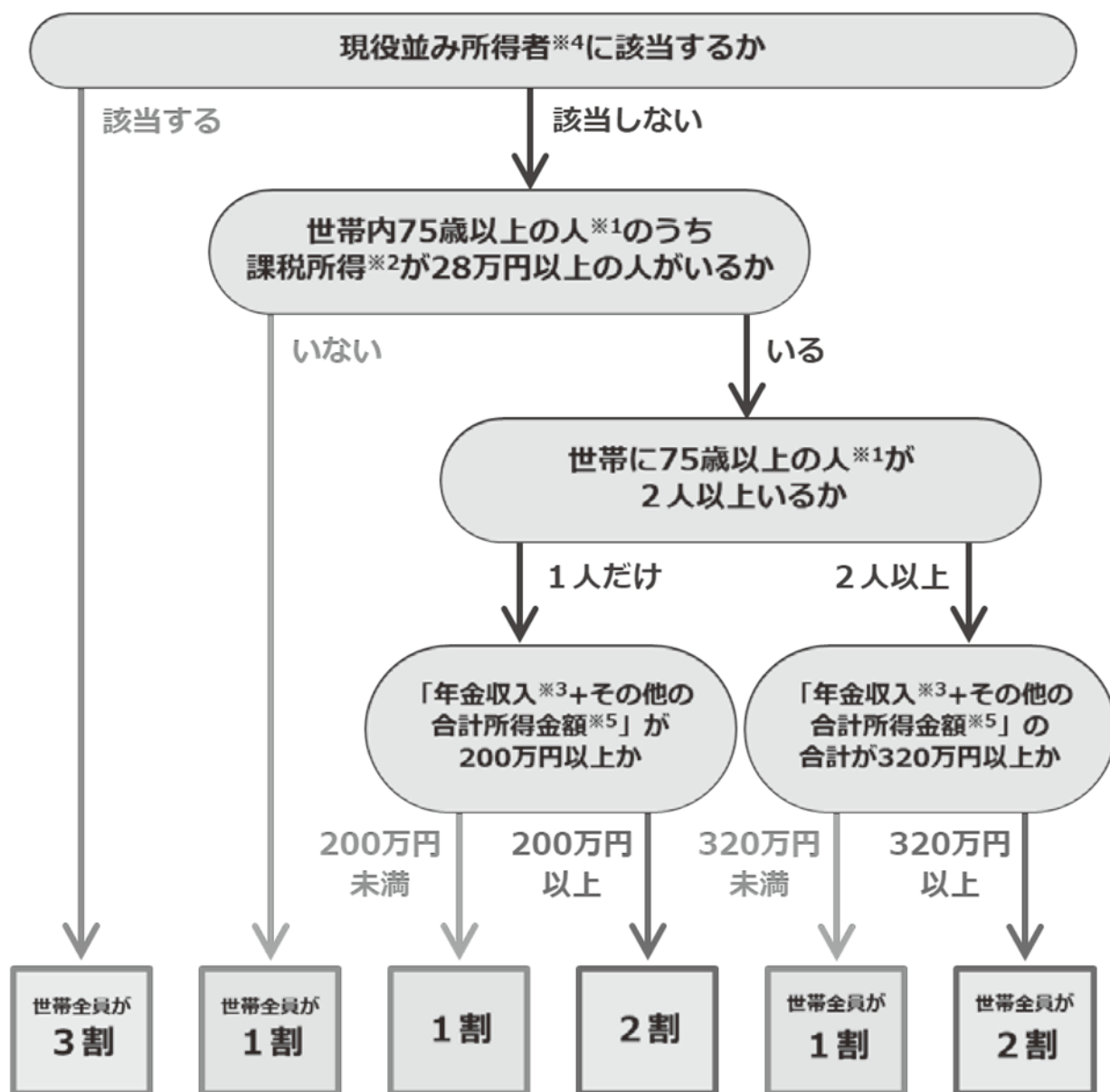
負担区分	自己負担割合	要 件				
現役並み 所得者Ⅲ	3 割	同一世帯に市民税課税所得が 690 万円以上の被保険者がいる人				
現役並み 所得者Ⅱ		同一世帯に市民税課税所得が 380 万円以上の被保険者がいる人	基準収入額適用 下記の①、②いずれかに該当する場合は、自己負担割合が 1 割または 2 割となります（判定収入が確認できない場合は、申請が必要です）。			
現役並み 所得者Ⅰ		同一世帯に市民税課税所得が 145 万円以上の被保険者がいる人	<table><tr><td>①：被保険者が 2 人以上の場合</td><td>②：被保険者が本人のみの場合</td></tr><tr><td>被保険者全員の収入の合計額が 520 万円未満である</td><td>本人の収入が 383 万円未満であるか、本人の収入が 383 万円以上で同一世帯の 70 歳～74 歳の方との収入の合計額が 520 万円未満である</td></tr></table>	①：被保険者が 2 人以上の場合	②：被保険者が本人のみの場合	被保険者全員の収入の合計額が 520 万円未満である
①：被保険者が 2 人以上の場合	②：被保険者が本人のみの場合					
被保険者全員の収入の合計額が 520 万円未満である	本人の収入が 383 万円未満であるか、本人の収入が 383 万円以上で同一世帯の 70 歳～74 歳の方との収入の合計額が 520 万円未満である					
一般Ⅱ	2 割	同一世帯に住民税課税所得が 28 万以上の被保険者がいる方で、下記①または②に該当する方 ① 単身世帯で「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が 200 万以上 ② 複数世帯で被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が 320 万円以上 ※3 割負担の方は除く				
一般Ⅰ	1 割	「現役並み所得者Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」「一般Ⅱ」「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」以外の人				
区分Ⅱ	1 割	世帯全員が市民税非課税で「区分Ⅰ」以外の人				
区分Ⅰ		世帯全員が市民税非課税で世帯全員の所得が 0 円である世帯に属する人（公的年金等控除額は 80 万円として計算します。）、または世帯全員が市民税非課税である世帯に属し、老齢福祉年金受給者である人				

- ◆負担区分の判定に用いる「収入」とは、年金、給与、事業収入などの合計金額をいいます。また、「**市民税課税所得**」は、収入から地方税法に基づく必要経費（公的年金等控除、給与所得控除など）、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの所得控除を差し引いた金額です（所得税の課税所得とは異なります）。
- ※ただし、前年 12 月 31 日現在に被保険者本人が世帯主で、同一世帯に合計所得（給与所得については、給与所得から 10 万円を控除して算定した額）が 38 万円以下である 19 歳未満の世帯員がいるときは、16 歳未満の人数に 33 万円、16 歳以上 19 歳未満の人数に 12 万円を乗じた金額を市民税課税所得から控除して負担区分を判定します。
- ※昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者については、市民税課税所得が 145 万円以上であっても、同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が 210 万円以下の場合は、自己負担割合が 1 割または 2 割となります。
- ◆世帯構成が変わる、または世帯に新たに 70 歳または 75 歳の誕生日を迎えた人がいると、上記要件により 8 月に限らず負担区分が変わることがあります。
- ◆8 月以降に前年の市民税課税所得等が変更になると、上記要件によりさかのぼって負担区分が変わることがあります。負担区分が変わることにより自己負担割合も変わった場合、その期間に受診した自己負担額の差額精算が必要になります。

VI 高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

自己負担割合が1割・2割・3割のいずれに該当するかは、被保険者の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の人（65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む）
- ※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人。世帯の収入状況により、2割または1割になる場合があります（基準収入額適用）。P119をご覧ください。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

Ⅵ 高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

限度額適用・標準負担額減額認定証

負担区分が「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」「現役並み所得者Ⅰ、Ⅱ」の人は、あらかじめ区役所(出張所)保険年金担当課で申請すると**限度額適用・標準負担額減額認定証**(現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの人は**限度額適用認定証**)の交付を受けられます。限度額適用・標準負担額減額認定証(現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの方は限度額適用認定証)と保険証を医療機関窓口で提示することで、窓口での自己負担限度額や入院時生活・食事療養費の負担額等が変わります。申請月の初日から適用されます。
【申請に必要なもの】保険証、個人番号(マイナンバー)及び身元確認書類(P125 参照)
(収入額等を証明するものが必要となる場合があります。)
※後期高齢者医療制度については、令和6年12月2日以降、限度額適用認定証の新規発行は行いません。

入院時生活・食事療養費

「一般病床の食費」及び「療養病床の食費、居住費」の自己負担額は、下の**標準負担額**となります。

負担区分が「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の人は、医療機関窓口で保険証に加え、**限度額適用・標準負担額減額認定証**を提示してください。

なお、オンライン資格確認を導入した医療機関で、健康保険証又は同証として利用登録を済ませた個人番号(マイナンバー)カードを提示した場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証を提示しなくても限度額が適用されます。

■標準負担額〔食費(1食当たり)、居住費(1日当たり)〕

負担区分		一般病床	療養病床※1			
			右に該当しない方		入院医療の必要性の高い方	
		食費	食費	居住費	食費	居住費
現役並み所得者、一般　Ⅰ・Ⅱ		490 円※2	490 円※3	370 円	490 円※2 ※3	370 円 (指定難病患者を除く)
区分Ⅱ	90 日までの入院	230 円	230 円		230 円	
	90 日を超える入院	180 円※4			180 円※4	
区分Ⅰ	老齢福祉年金受給者等	110 円	140 円		110 円	
			110 円	0 円		

- ※1 療養病床とは、急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療機関の病床で、疾患や状態によって、医療区分が分けられています。
- ※2 指定難病患者は、280 円(令和6年5月までは260 円)です。また、平成28年3月31日時点で1年以上継続して精神病床に入院していて、平成28年4月1日以降引き続き入院している方は、当分の間、260 円です(今後変更となる場合があります)。
- ※3 一部医療機関では450 円となります。
- ※4 負担区分が「**区分Ⅱ**」の人で、「**区分Ⅱ**」の認定期間中に食費の減額を**申請する日を含む月から12 か月以内の入院期間が90 日を超えた場合は、あらかじめ区役所(出張所)保険年金担当課へ減額申請**してください。**申請月の翌月から食事代の標準負担額が減額されます。**申請月に支払った食事代は、区役所(出張所)保険年金担当課で**差額を請求申請**することができます。福岡県後期高齢者医療制度に加入する前の保険での入院日数も含むことができます。区分Ⅱ以外の期間は除きます。

【減額申請に必要なもの】保険証、入院期間が確認できるもの(入院期間が記載された領収書など)、個人番号(マイナンバー)及び身元確認書類(P125 参照)
【差額請求申請に必要なもの】領収書、保険証、預金通帳、個人番号(マイナンバー)及び身元確認書類(P125 参照)

交通事故や傷害事件などにあったとき(第三者行為)
交通事故など第三者(加害者)から傷害を受けた場合でも、届け出により後期高齢者医療制度で治療を受けることができます(広域連合が負担した医療費は、広域連合が加害者へ請求します。)
お早めにお住まいの区役所(出張所)保険年金担当課へお届けください。

Ⅵ 高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

高額療養費

同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、**自己負担限度額を超えた額**が高額療養費として支給されます。高額療養費の支給にあたって、振込先口座の登録がない人には「高額療養費の支給申請について(お知らせ)」をお送りしますので、区役所(出張所)保険年金担当課で申請してください。一度申請すると、次回から振込先口座に自動的に振り込みます。
診療月の翌月の1日から2年間を過ぎると申請できません。

【申請に必要なもの】保険証、預金通帳、個人番号(マイナンバー)及び身元確認書類(P125 参照)

■自己負担限度額(月額)

負担区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み 所得者Ⅲ	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% [過去 12 か月以内に世帯単位の高額療養費の支給を受けた場合の 4 回目以降は 140,100 円]	
現役並み 所得者Ⅱ	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% [過去 12 か月以内に世帯単位の高額療養費の支給を受けた場合の 4 回目以降は 93,000 円]	
現役並み 所得者Ⅰ	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% [過去 12 か月以内に世帯単位の高額療養費の支給を受けた場合の 4 回目以降は 44,400 円]	
一般Ⅰ・Ⅱ	18,000 円 ※年間限度額 144,000 円	57,600 円 [過去 12 か月以内に世帯単位の高額療養費の支給を受けた場合の 4 回目以降は、 44,400 円]
区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ		15,000 円

- ◆75 歳到達月は、誕生日前の医療保険と後期高齢者医療の 2 つの制度にまたがるため、個人単位の自己負担限度額が上記の額の 2 分の 1 になります(誕生日が月の初日である場合を除く。)
- ◆月の 1 日から末日まで、ひと月ごとの病院・診療所・歯科・薬局の自己負担額を区別なく合計します。入院中の食事代や保険証が使えない医療(差額ベッド代や美容整形、人間ドック、市販の医薬品の購入など)は計算の対象としません。
- ◆外来のみの場合は、個人単位で自己負担額を合計し、自己負担限度額を差し引きます。
- ◆外来のみで計算した後、世帯単位で計算する場合は、入院を含む世帯内の被保険者の自己負担額を合計し、さらに計算した外来のみの人の高額療養費があれば差し引きます。(世帯合計の対象は、同じ住民票上の世帯に属する後期高齢者医療の被保険者です。)
- ◆高額療養費の払戻しは、診療を受けた月から 4 か月後以降となります。
- ※年間を通して長期療養を受けている方の負担を増やさないようにするため、平成 30 年度より高額療養費の外来年間合算制度が始まりました。毎年 8 月から翌年 7 月診療分の 1 年間が対象期間となります。基準日(対象期間の末日)時点で一般区分又は区分Ⅰ・Ⅱの被保険者であって、対象期間のうち一般区分又は区分Ⅰ・Ⅱであった月の外来の自己負担額の合計額については、144,000 円(基準額)以上の方が対象で、基準額を超えてお支払いされた分を払い戻します。申請の必要な方には広域連合から案内をお送りします。申請案内に記載された区役所(出張所)保険年金担当課へ申請してください。基準日(7 月 31 日)の翌日から 2 年を過ぎると申請できません。
- ◆令和 4 年 10 月 1 日から 3 年間は、窓口負担割合が 2 割負担となる方について、1 か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う**負担増額**を 3,000 円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。払い戻しとなる方で、高額療養費の口座が登録されていない方には、福岡県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送しますので、申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座登録をしてください。

Ⅵ 高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

高額介護合算療養費の支給

後期高齢者医療と介護保険の両方を利用し、1年間(毎年8月から翌年7月診療分)の自己負担額の世帯合計について限度額を超えた額を払い戻します。

負担区分	限度額(年額)
現役並み所得者Ⅲ	2,120,000 円
現役並み所得者Ⅱ	1,410,000 円
現役並み所得者Ⅰ	670,000 円
一般Ⅰ・Ⅱ	560,000 円
区分Ⅱ	310,000 円
区分Ⅰ	190,000 円

支給対象になる人には、2月～3月に勧奨通知をお送りします。高額介護合算療養費は年度ごとに申請が必要です。基準日(7/31)の翌日から2年間をすぎると申請できません。

【申請に必要なもの】保険証、預金通帳、介護保険証、個人番号(マイナンバー)及び身元確認書類(P125参照)(新たに被保険者になったり、転出入をしたときは、自己負担額証明書が必要になる場合があります。) ※県外から転入した人は、基準日に住民票があった県の市(区)町村で申請してください。

療養費の支給(医療費を全額自己負担したとき)

次のような場合は、いったん医療費の全額をお支払いいただき、区役所(出張所)保険年金担当課へ申請してください。審査で決定すれば、自己負担額分を除いた額を払い戻します。

療養費の種類	要 件	申請に必要なもの	保険証 預金通帳 個人番号及び身元確認書類 (P125参照)
一般診療	急病等でやむを得ず保険証を持たずに診療を受けた	診療報酬明細書、領収書	
海外診療	海外渡航中に急病で診療を受けた (治療・入院が目的の渡航は対象となりません。)	現地の医師が記載した診療内容明細書と領収明細書、領収書、これらを日本語訳したものの、海外に渡航していたことが確認できる書類(パスポート、航空券等)、調査にかかわる同意書	
補装具	医師が治療上必要と認めたコルセット等の補装具を作った (同じ部位に耐用年数内に作るときは対象となりません。)	医師の証明書、見積書、請求書、領収書 ※靴型装具の申請時は、靴型装具の写真・印刷画像などを添付	
はり、きゅう、あんま、マッサージ	医師が治療上必要と認めたはり、きゅう、あんま、マッサージを受けた (単に疲労回復が目的の施術料や、歩行困難でない方への往療料(出張料)は対象となりません。)	医師の同意書、明細がわかる領収書 ※受領委任の取扱いにより、施術者が広域連合に提出する場合があります。	
移送費	移動困難な患者が医師の指示により緊急かつやむを得ない必要があつて移送された (計画的に転院する場合などは認められません。)	医師の証明書等、移送の領収書、治療の領収書	

医療費(全額)を支払った日の翌日から2年間を過ぎると申請できません。また、審査の結果、支給されない場合もあります。海外診療の審査には半年以上かかることがあります。

VI 高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

特定疾病の治療

次の特定の疾病により長期間継続して高額な治療が必要になった場合は、区役所(出張所)保険年金担当課で**特定疾病療養受療証**の交付を申請して、医療機関窓口に提示してください。医療費の自己負担額が、入院、外来別に医療機関ごとに1か月につき1万円までとなります。

- ① 人工透析が必要な慢性腎不全
- ② 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障がいまたは第Ⅸ因子障がい(いわゆる血友病)
- ③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV 感染を含み、厚生労働大臣が定めるものに限る)

【申請に必要なもの】医師の意見書、保険証、個人番号(マイナンバー)及び身元確認書類(P125 参照)(他の医療保険での特定疾病療養受療証等の写し)

葬祭費の支給

被保険者が亡くなったときに**葬祭を行った人(喪主)**に3万円を支給します。

ただし、葬祭を行った翌日から**2年間を過ぎると申請できません。**

【申請に必要なもの】葬祭を行った人(喪主)がわかる書類(葬儀の領収書、埋葬火葬許可証、会葬礼状など)、保険証、申請者の預金通帳及び身元確認書類(P125 参照)

◆保険証◆

後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は一人に1枚交付されます。

原則として、75歳になる月の前月にお届けし、8月1日に更新されます。

※国の法改正により、令和6年12月2日から現行(紙)の保険証の新規発行が終了となりますが、令和6年12月1日以前に交付された保険証は、記載内容に変更が生じない限り、保険証に記載されている有効期限まで使用できます。

次のようなときには後期高齢者医療制度の保険証が使用できません！

- 病気とみなされないもの……人間ドック・予防接種 など
- ほかの保険が使えるとき……仕事上の病気やケガ(労災保険の対象となる場合)
- 保険給付の制限がされるとき…故意の犯罪行為や故意の事故・けんかや泥酔による傷病や
広域連合の質問等を拒んだときなど

◆年に一度、受けましょう!!健康診査◆

生活習慣病の予防や早期発見・早期治療による健康の保持・増進を目的として、健康診査を実施しています。長期入院や住民票を施設住所に登録している人など一部の人を除き、お知らせと受診票を送付します。受診方法等は受診票をご覧ください。

受診票を紛失したときは、広域連合にお問い合わせください。

◆健康診査の主な内容は、身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査などです。

【受診に必要なもの】保険証、受診票、自己負担金500円、前年の健診結果(お持ちの場合)

【問い合わせ先】

■福岡県後期高齢者医療広域連合(お問い合わせセンター)(P125 参照)

Ⅵ 高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

(4) 制度の運営について (保健医療局保険年金課)

後期高齢者医療制度の運営は「後期高齢者医療広域連合」が行い、保険料の徴収事務と窓口業務は区役所(出張所)保険年金担当課が行います。

後期高齢者医療広域連合が行う主な業務

- ◆資格の管理
- ◆保険料の決定
- ◆医療を受けたときの給付
- ◆保険財政の運営

区役所(出張所)保険年金担当課が行う主な業務

- ◆保険料の徴収・相談
- ◆申請や届出の受付
- ◆保険証の引渡し

後期高齢者医療
広域連合とは

都道府県単位ですべての市町村が加入し、後期高齢者医療制度の運営を行う特別地方公共団体です。保険料率などは、この広域連合の議会で決定されます。

(5) マイナンバーについて (保健医療局保険年金課)

後期高齢者医療の手続きにはマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーを使った成りすまし等の不正行為を防止するために、本人確認（マイナンバーの確認と身元の確認）が義務付けられています。後期高齢者医療の手続きの際は、次の書類を持参してください。（ご不明な点等ある場合は各区保険年金担当課（P131 参照）までお問い合わせください。）

区分		必要な書類（例）	必要書類数
被保険者本人による申請	被保険者本人の番号確認書類	個人番号カード、通知カード（※住所や氏名などの記載事項が住民票と一致している場合に限りです。） など	1点
	被保険者本人の身元確認書類	個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 など （公的機関が発行した顔写真付き証明書）	1点
		後期高齢者医療・介護保険の被保険者証、限度額適用認定証等、 後期高齢者医療・介護保険の保険料決定（納入）通知書、 年金手帳、年金証書、住民票 など	2点
代理人による申請	代理権の確認書類	被保険者からの委任状及び被保険者の身元確認書類	
	被保険者本人の番号確認書類	個人番号カード、通知カード（※住所や氏名などの記載事項が住民票と一致している場合に限りです。） など ※コピーでも可	1点
	代理人の身元確認書類	個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 など （公的機関が発行した顔写真付き証明書）	1点
		公的医療保険の被保険者証、介護保険の被保険者証 年金手帳、年金証書、住民票 など	2点

【問い合わせ先】

- 福岡県後期高齢者医療広域連合（お問い合わせセンター）TEL 092-651-3111 FAX 092-651-3901
- 各区保険年金担当課（P131 参照）

Ⅵ 高齢者医療制度

2 高齢受給者証

高齢受給者証について（保健医療局保険年金課・保険医療課）

70 歳から 74 歳までの人で、後期高齢者医療制度に加入していない人には、ご加入の医療保険から「高齢受給者証」が交付されます。

1 対象となる人

70 歳から 74 歳までの人（ご加入の公的医療保険から発行されます。）

福岡市国民健康保険にご加入の人は、保険証と高齢受給者証を兼ねた「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

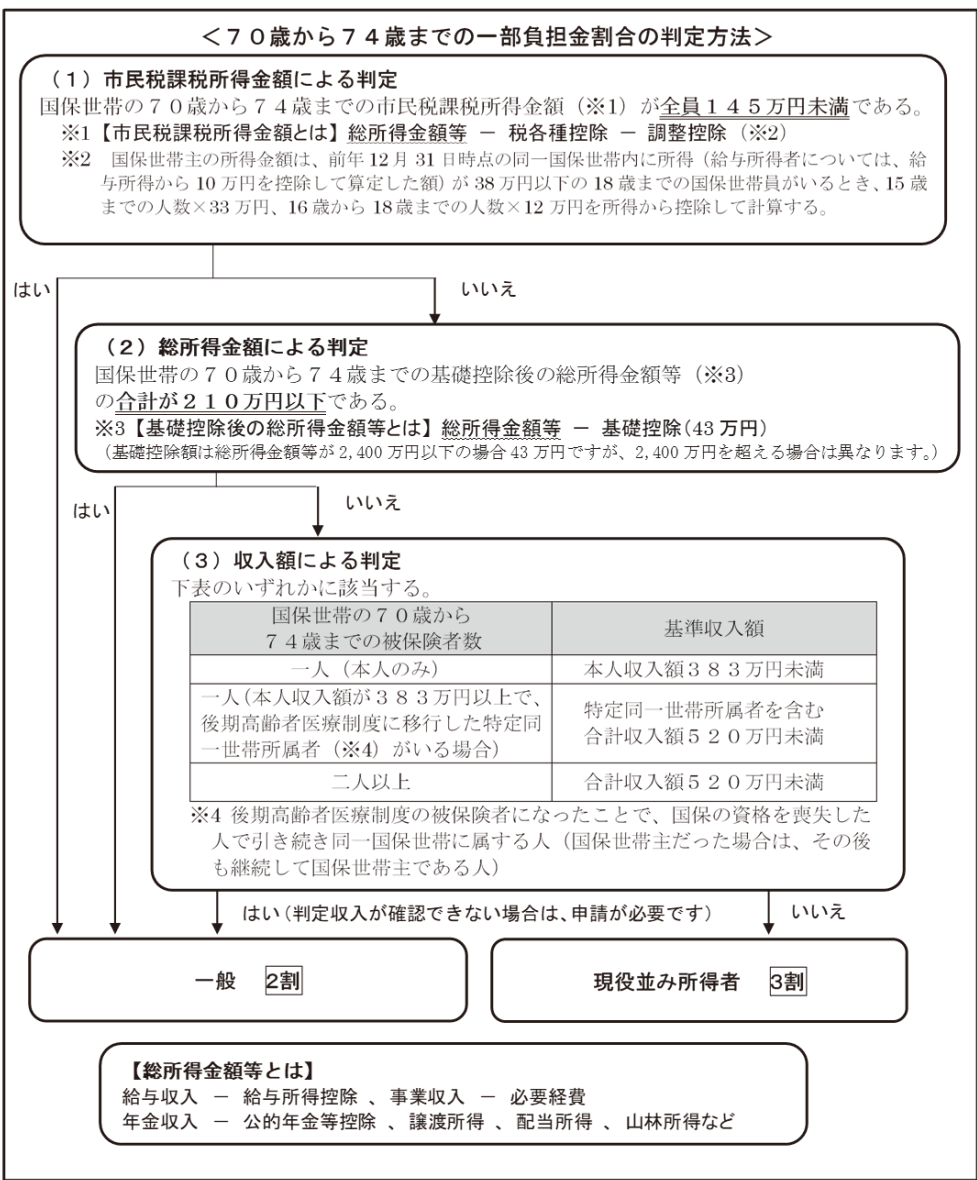
※一定の障がいがあり、申請により認定を受けた人は、後期高齢者医療制度の対象となります。

※福岡市国民健康保険につきましては、国の法改正により令和6年12月2日から現行（紙）の保険証の新規発行が終了となりますが、令和6年12月1日以前に交付された保険証は、記載内容に変更が生じない限り、保険証に記載されている有効期限まで使用できます。

2 一部負担金（自己負担分）について（国民健康保険加入者の場合）

医療機関などの窓口で支払う一部負担金は、国保世帯の 70 歳から 74 歳までの被保険者の市民税課税所得金額等に応じて、世帯ごとに「2割」または「3割」と判定します。

○自己負担割合の判定方法



VI 高齢者医療制度

2 高齢受給者証

3 医療費が高額になったとき（高額療養費の支給）

国民健康保険の被保険者の人で、一医療機関で同じ月内(1か月間)の保険診療にかかる医療費が高額になった場合は、表1の限度額までの支払となります。表1の現役並Ⅱ・Ⅰ及び低所得Ⅱ・Ⅰの世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証(現役並Ⅱ・Ⅰの人は限度額適用認定証)」が必要となりますので、あらかじめ区役所(出張所)保険年金担当課で申請してください。(パソコンやスマートフォンから、オンラインでの申請も可能です。詳しくは市ホームページでご確認ください。)ただし、マイナ保険証で受診できる病院、薬局などでは、マイナ保険証を提示することで、限度額適用・標準負担額認定証等を提示しなくても、限度額が適用されます。また、紙の保険証でオンライン資格確認を行った場合も、本人の同意があれば自己負担限度額を適用できる場合がありますので、医療機関にご確認ください。

高額療養費の支給対象とならない費用は、入院時の食事(療養病床に入院する70歳以上の人は生活療養)にかかる負担額や入院室料差額、薬の容器代、歯科の特殊な材料代などです。

なお、社会保険などはそれぞれで取扱いが異なりますので、詳細はご加入の医療保険者にお問い合わせください。

4 高額療養費の計算方法(国保の場合)

- (1) 70歳以上の人(個人単位)で、同じ月内(1か月間)に、複数の医療機関で支払った額を合計し、その額が表1の限度額Aを超えた場合は、超えた額を支給します。
- (2) また、70歳以上の世帯員全員で、同じ月内(1か月間)に、通院((1)の限度額を含む。)と入院で支払った額の合計額が表1の限度額Bを超えた場合も、超えた額が支給されます。
- (3) さらに、世帯に69歳までの人がいる場合は、69歳までの人の合算対象額(一部負担金が21,000円以上のもの)と(2)の限度額の合計が表2の限度額Cを超えた場合も、超えた額が支給されます。

※ 上記(1)～(3)の場合は、住所地の区役所(出張所)の保険年金担当窓口へ申請する必要があります。詳しくは区役所(出張所)の保険年金担当窓口(P131参照)へお問い合わせください。

表 1: 自己負担限度額(70歳から74歳)

区分		A個人単位	B世帯単位
現役並Ⅲ (課税所得 690万円以上)		252,600円+ (医療費-842,000円)×1% 【140,100円】※注4	
現役並Ⅱ (課税所得 380万円以上)		167,400円+ (医療費-558,000円)×1% 【93,000円】※注4	
現役並Ⅰ (課税所得 145万円以上)		80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 【44,400円】※注4	
一般		18,000円 ※注3	57,600円 【44,400円】 ※注4
市民税 非課税 世帯	低所得Ⅱ ※注1	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ ※注2		15,000円

表 2: 自己負担限度額(国保世帯全体)

C 国保 世帯 全体	区分		過去12か月の高額該当	
	総所得 金額等 ※注5		3回目まで	4回目以降
上位 所得 者	901万円超	ア	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%	140,100円
	600万円超 901万円 以下	イ	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%	93,000円
一般	210万円超 600万円 以下	ウ	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円
	210万円 以下	エ	57,600円	44,400円
市民税 非課税世帯		オ	35,400円	24,600円

※注1 低所得Ⅱは国保世帯全員が市民税非課税の場合該当します。

※注2 低所得Ⅰは国保世帯全員が市民税非課税で税の所得額が0円の場合該当します(年金は控除額を80万円として計算)。

※注3 年間限度額は144,000円(8月1日から7月31日までで計算)

※注4 過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合(多数該当)4回目からは【 】内の金額が限度額となります。

※注5 「総所得金額等」欄の所得は、基礎控除後の総所得金額等(給与収入から給与所得控除を差し引いた額、事業収入から必要経費を差し引いた額、年金収入から公的年金等控除を差し引いた額、譲渡所得、配当所得、山林所得等)

VII 所得保障

1 国民年金

国民年金 (保健医療局保険年金課)

(1) 老齢基礎年金

1 支給要件

大正 15 年4月2日以降に生まれた人が、保険料の納付済期間及び免除期間、合算対象期間を合わせた受給資格期間が 10 年以上ある場合、65 歳から支給されます。

2 請求に必要なもの(請求者によって異なりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。)

年金手帳、または基礎年金番号通知書、預貯金通帳、住民票の写し(年金機構でマイナンバーが登録されている場合や、請求書にマイナンバーを記入した場合は原則不要)など

※1 年金の支給は希望により、60 歳以上 65 歳未満の間に繰り上げて(年金額が減額されます。)請求することや、66 歳以後に繰り下げて(年金額が増額されます。)請求することができます。

※2 厚生年金保険または共済組合の加入期間があり、受給資格期間を満たしている人は、老齢基礎年金に上乗せして各年金制度から年金が支給されます。支給開始年齢(原則 60 歳以降)は、請求者により異なりますので、年金事務所(P136 参照)または共済組合にお尋ねください。

3 窓口

加 国 民 の 年 金 の 人	第1号被保険者(自営業者・学生など)期間のみの人	各区役所保険年金課・入部出張所(保険・福祉係)・西部出張所(給付係)(P131 参照)
	第3号被保険者(会社員の配偶者など)期間もある人	年金事務所(P136 参照)
単一共済組合の加入期間のみの人		共済組合
複数の共済組合及び厚生年金保険の加入期間のある人		年金事務所

(2) その他の年金(老齢年金、通算老齢年金、老齢福祉年金)

老齢基礎年金以外にも次のような年金があります。

1 老齢年金

大正 15 年4月1日以前生まれの人が、国民年金保険料の納付済期間及び免除期間等を合わせて受給資格期間を満たしている場合、65 歳から支給されます。

2 通算老齢年金

大正 15 年4月1日以前生まれの人が、国民年金保険料の納付済期間及び免除期間が合わせて1年以上あり、他の公的年金制度から老齢(退職)年金を受けているか、または通算対象期間と合わせて受給資格期間を満たしている場合、65 歳から支給されます。

※ 1及び2については、大正 15 年4月2日以後の生まれの人でも条件により支給される場合があります。

3 老齢福祉年金

明治 44 年4月1日以前生まれの人、または明治 44 年4月2日～大正5年4月1日生まれで国民年金保険料の納付済期間及び免除期間を合わせて受給資格期間を満たしている人に、70 歳から支給されます。ただし、他の公的年金受給状況や本人、配偶者及び扶養義務者の所得などによる支給制限があります。

Ⅶ 所得保障

2 高齢者または高齢者を扶養している人が受ける所得控除など

(1) 所得税・住民税の所得控除 (財政局課税企画課)

高齢者または高齢者を扶養している人は、次のような所得税・住民税の所得控除などが受けられます。

名 称	適 用 要 件	控 除 額	
		所得税 (令和5年分)	住民税 (令和6年度分)
配 偶 者 控 除	配偶者の前年の合計所得金額が 48 万円以下で、 ◎本人の合計所得金額が 900 万円以下の場合 ◎本人の合計所得金額が 900 万円超 950 万円以下の場合 ◎本人の合計所得金額が 950 万円超 1,000 万円以下の場合 ※控除額の()内は配偶者の年齢が 70 歳以上の場合	38(48)万円 26(32)万円 13(16)万円	33(38)万円 22(26)万円 11(13)万円
扶 養 控 除	扶養親族の前年の合計所得金額が 48 万円以下で、 ◎扶養親族の年齢が 70 歳未満の場合 16 歳以上 19 歳未満及び 23 歳以上 70 歳未満の扶養親族一人につき 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族一人につき ※年少扶養親族(扶養親族のうち、年齢が 16 歳未満の人をいいます。)に対する扶養控除は廃止されています。 ◎扶養親族の年齢が 70 歳以上の場合 扶養親族一人につき 同居の父母などの扶養親族一人につき	38 万円 63 万円 48 万円 58 万円	33 万円 45 万円 38 万円 45 万円
障 害 者 控 除	本人またはその同一生計配偶者及び扶養親族が障がい者の場合 (特別障がい者) (同居特別障がい者)	27 万円 40 万円 75 万円	26 万円 30 万円 53 万円
寡 婦 控 除	夫と死別、離婚または夫が生死不明である人のうち、前年の合計所得金額が 500 万円以下で、一定の要件を満たす場合(※下記のひとり親控除に該当する場合を除く)	27 万円	26 万円
ひとり親控除	夫(妻)と死別、離婚または夫(妻)が生死不明または未婚である人のうち、前年の合計所得金額が 500 万円以下で、前年の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子を有する場合	35 万円	30 万円
公的年金等控除	公的年金等についての控除	下表のとおり	

(注)1 国民年金、厚生年金など公的年金等の収入金額がある人については、収入金額から下表の公的年金等控除額を差し引いて、所得金額を算出することになっています。

2 所得控除等については、所得があった年の 12 月 31 日時点において判定します。

3 障がい者や寡婦、ひとり親等の詳しい要件については各税務署・各区役所課税課市民税係にお尋ねください。

※上記については主なものを記載しています。詳しくは、下記の窓口にお尋ねください。

【窓口】所得税に関すること:各税務署(P136 参照)

住民税に関すること:各区役所課税課市民税係(P136 参照)

〔公的年金等控除額〕 ※公的年金等に係る雑所得以外の所得が 1,000 万円を超える場合は、控除額が変わります。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
65歳未満の人	130 万円未満	60 万円
	130 万円以上 410 万円未満	(A) × 25% + 27 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	(A) × 15% + 68 万 5 千円
	770 万円以上 1,000 万円未満	(A) × 5% + 145 万 5 千円
	1,000 万円以上	195 万 5 千円
65歳以上の人	330 万円未満	110 万円
	330 万円以上 410 万円未満	(A) × 25% + 27 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	(A) × 15% + 68 万 5 千円
	770 万円以上 1,000 万円未満	(A) × 5% + 145 万 5 千円
	1,000 万円以上	195 万 5 千円

Ⅶ 所得保障

2 高齢者または高齢者を扶養している人が受ける所得控除など

(2) 所得税・住民税の所得控除のための証明書（福祉局高齢福祉課）

所得税・住民税の所得控除のために、次の証明書を発行しています。

1 おむつ代の医療費控除のための主治医意見書内容確認書

確定申告時に医療費控除の対象としておむつ代が認められるには、医師が発行した「おむつ使用証明書※」が必要ですが、以下の全ての条件に該当する人は、福岡市が発行する「おむつ代の医療費控除のための主治医意見書内容確認書(手数料無料)」を「おむつ使用証明書」に代えて確定申告手続きを行うことができます。

※おむつ使用証明書…「傷病により概ね6か月以上にわたり寝たきり状態であると認められること、その傷病の治療におむつが必要であること」について治療を行っている医師が発行する証明書。

※確定申告時には、この他に、おむつ購入時に各自が保管する「おむつ代の領収書」を基に「医療費控除の明細書」を作成し、添付する必要があります。

(1) 対象者(以下の全ての条件を満たす人)

- ① 前年に引き続いておむつ代の医療費控除手続きを行い、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること。
- ② 福岡市で、要介護認定申請を行っていること。
- ③ 要介護認定申請の主治医意見書の作成年月日が、おむつを使用した年(確定申告を行う前年)、その前年又はその前々年(現に受けている要介護認定の有効期間が13か月以上で、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限る。)であること。
- ④ 主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」が「BまたはC」であり、さらに「尿失禁の発生可能性」が「あり」であること。

(2) 申込先

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)

申込時に必要なもの…①介護保険被保険者証 ②申込書(②は申込窓口にあります。)

2 障害者(特別障害者)控除対象者認定書

精神または身体に障がいのある65歳以上の人(寝たきりの人など)で、その障がいの程度が知的障がい者などに準じると判定された人または身体障害者手帳を有している人に準じると判定された人は、福岡市が発行した「障害者控除対象者認定書(手数料無料)」で、所得税・住民税の障害者(特別障害者)控除を受けることができます。

(1) 対象者

市内に居住または福岡市で要介護認定を申請している65歳以上の人で、精神または身体に障がい(寝たきりの人など)があり、その障がいの程度が知的障がい者に準じると判定された人、または身体障害者手帳を有する人に準じると判定された人。

(2) 申込先

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)

申込時に必要なもの…①介護保険被保険者証 ②申込書 ③医師の診断書

※②③は、申込窓口にある所定の様式を使用してください。

※要介護認定申請時の資料を利用する場合は、③は必要ありません。

【問い合わせ先】

所得税に関すること:各税務署(P136参照)

住民税に関すること:各区役所課税課市民税係(P136参照)

証明書の発行に関すること:各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131参照)

Ⅷ 問い合わせ先一覧

○各区保健福祉センターなど（所在地・電話・FAX 番号）

区	所属名	所在地	電話	FAX	
東	保険年金課	〒812-8653 東区箱崎 2-54-1	645-1102	631-6463	
	福祉・介護保険課		645-1071	631-2191	
	地域保健福祉課	〒812-0053 東区箱崎 2-54-27	645-1087	631-2295	
	健康課		645-1076	651-3844	
	衛生課		645-1112	645-1114	
博多	保険年金課	〒812-8512 博多区博多駅前 2-8-1	419-1118	441-0075	
	福祉・介護保険課		419-1078	441-1455	
	地域保健福祉課		419-1099	402-1169	
	健康課		419-1089	441-0057	
	衛生課		419-1125	434-0007	
中央	保険年金課	〒810-8622 中央区大名 2-5-31	718-1124	725-2117	
	福祉・介護保険課		718-1145	771-4955	
	地域保健福祉課	〒810-0073 中央区舞鶴 2-5-1 あいれふ内	718-1110	734-1690	
	健康課		761-7318	734-1690	
	衛生課		761-7351	734-1690	
南	保険年金課	〒815-8501 南区塩原 3-25-1	559-5152	561-3444	
	福祉・介護保険課	〒815-0032 南区塩原 3-25-3	559-5127	512-8811	
	地域保健福祉課		559-5132	559-5135	
	健康課		559-5114	541-9914	
	衛生課		559-5161	541-9914	
城南	保険年金課	〒814-0192 城南区鳥飼 6-1-1	833-4123	844-6790	
	福祉・介護保険課		833-4170	822-2133	
	地域保健福祉課		833-4112	822-2133	
	健康課	〒814-0103 城南区鳥飼 5-2-25	831-4207	822-5844	
	衛生課		831-4219	822-5844	
早良	保険年金課	〒814-8501 早良区百道 2-1-1	833-4372	846-9921	
	福祉・介護保険課		833-4352	831-5723	
	地域保健福祉課		833-4362	833-4349	
	健康課	〒814-0006 早良区百道 1-18-18	851-6659	822-5733	
	衛生課		851-6602	822-5733	
	入部出張所				
	市民係	〒811-1102 早良区東入部 2-14-8	804-2015	803-0924	
			保険・福祉係	804-2014	803-0924
西	保険年金課	〒819-8501 西区内浜 1-4-1	895-7090	883-6690	
	福祉・介護保険課		895-7063	881-5874	
	地域保健福祉課	〒819-0005 西区内浜 1-4-7	895-7078	891-9894	
	健康課		895-7071	891-9894	
	衛生課		895-7094	891-9894	
	西部出張所				
	市民係	〒819-0367 西区西都 2-1-1	806-9431	806-6811	
			保険係	806-9432	806-6811
			給付係	806-9433	806-6811
福岡市要介護認定事務センター		〒810-0072 中央区長浜 3-11-3（5 階）	711-6030	711-6524	

Ⅷ 問い合わせ先一覧

○いきいきセンターふくおか

(令和6年4月現在)

名称	住所	電話番号 FAX 番号	担当小学校区
東第 1	〒811-0204 奈多 1-10-10 サンシャインビル 1 階	608-4633 608-4638	勝馬 西戸崎 志賀島 奈多 三苦 和白
東第 1 西戸崎支所	〒811-0321 西戸崎 3-2-2	603-1607 603-1608	
東第 2	〒811-0213 和白丘 1-23-1 1階	605-5411 605-5412	美和台 和白東
東第 3	〒813-0013 香椎駅前 1-14-13 アンルミネ香椎 1 階	673-3088 673-3097	香椎 香住丘
東第 4	〒813-0044 千早 4-93-2 西鉄千早駅高架下	663-5711 663-5731	香陵 千早 千早西
東第 5	〒813-0041 水谷 2-3-15 第 1 めぐみビル 1 階	665-5011 665-5012	舞松原 若宮
東第 6	〒813-0031 八田 1-4-48	515-1021 515-1023	青葉 多々良 八田
東第 7	〒813-0043 名島 2-2-15 オン・フィールド名島1階	661-3200 661-3222	名島
東第 8	〒812-0053 箱崎 2-21-17 アヴニール 21 1 階	631-3011 631-3018	箱崎 東箱崎 馬出
東第 9	〒813-0011 香椎 1-1-1 ニシコーリビング香椎1階	692-9991 692-9658	香椎下原 香椎東
東第 10	〒813-0017 香椎照葉 3-2-1 シーマークビル 205 号室	674-2511 674-2512	香椎浜 城浜 照葉 照葉北 照葉はばたき
東第 11	〒812-0061 筥松 2-22-20 メリーライト HAKOZAKI	409-4589 409-4547	筥松 松島
博多第 1	〒812-0022 神屋町 4-13 神屋町ビル 1 階	271-1155 271-1156	千代 博多
博多第 2	〒812-0007 東比恵 2-13-15 クレセント 89	433-3346 483-3448	堅粕 東光
博多第 3	〒812-0015 山王 1-10-11 フェイズイン山王公園前	474-8588 474-8591	住吉 春住 東住吉
博多第 4	〒812-0861 浦田 1-19-9	514-1224 514-1225	月隈 東月隈 席田
博多第 5	〒812-0894 諸岡 2-5-5	592-8011 592-8020	板付 板付北
博多第 6	〒812-0893 那珂 2-5-1 山浦第 3 ビル 1 階	409-2154 409-2198	那珂 宮竹(南区内除く) 弥生
博多第 7	〒812-0877 元町 1-6-8 サンウッド南福岡	558-4140 558-4305	三筑 那珂南
博多第 8	〒812-0041 吉塚 1-27-17 鈴木レジデンス 3 号室	409-0639 409-0629	東吉塚 吉塚

Ⅷ 問い合わせ先一覧

○いきいきセンターふくおか

名称	住所	電話番号 FAX 番号	担当小学校区
中央第 1	〒810-0064 地行 1-7-19 速水ビル1階	762-8511 762-8692	当仁 福浜 南当仁
中央第 2	〒810-0073 舞鶴 2-1-25 サン・エクセル1階	734-8011 734-8012	舞鶴
中央第 3	〒810-0012 白金1-3-25 アイディ白金1階	406-2525 406-3654	赤坂 警固 高宮 春吉
中央第 4	〒810-0034 笹丘 1-11-13 笹丘平和ビル 103 号	739-7410 739-7411	草ヶ江 笹丘 鳥飼（城南区内を除く）
中央第 5	〒810-0022 薬院 4-1-27 薬院大通センタービル壱番館 305 号室	791-1179 791-1874	小笹 平尾
南第 1	〒815-0037 玉川町 13-28 鶴田ビル1階	541-8011 541-8016	塩原 玉川
南第 2	〒815-0075 長丘 1-20-15	557-8522 557-8525	長住 長丘 西長住（城南区内を除く）
南第 3	〒811-1344 三宅 2-1-32 ラシュール・イン大橋南 101 号室	553-8911 553-8912	野多目 三宅
南第 4	〒811-1302 井尻5-24-15 野上ビル1階	588-8333 581-9211	臼佐 高木 宮竹（博多区内を除く） 横手
南第 5	〒811-1324 警弥郷 1-13-2 警弥郷ビル1階	588-0710 588-0711	弥永 弥永西
南第 6	〒811-1346 老司 3-16-11 松永ビル1階	567-8355 566-8711	鶴田 老司
南第 7	〒811-1353 柏原 1-1-49	564-2611 564-2612	柏原 花畑
南第 8	〒815-0041 野間 4-1-35-108 グリーンマンション野間 1 階	555-4663 555-4258	大池 若久
南第 9	〒815-0082 大楠 2-12-24-103	523-2510 523-2530	大楠 西高宮
南第 10	〒815-0042 若久 2-1-1	555-2856 555-3014	筑紫丘 東若久
南第 11	〒811-1356 花畑 1-8-6-101 号室	557-1011 557-1022	西花畑 東花畑
城南第 1	〒814-0104 別府3-6-15 アクション別府駅前プレミアム1階	847-8011 833-4099	城南 別府 鳥飼（中央区内を除く）
城南第 2	〒814-0133 七隈 4-8-7 萬元ビル 1 階	866-8511 866-8512	金山 七隈
城南第 3	〒814-0142 片江 4-21-2 マイポート 90 1 階	865-8311 865-8316	片江 南片江
城南第 4	〒814-0151 堤 1-13-36 プラモール 88-102 号	874-2911 874-2913	堤 堤丘 西長住（南区内を除く）
城南第 5	〒814-0123 長尾 1-19-16	834-5234 834-5239	田島 長尾

Ⅷ 問い合わせ先一覧

○いきいきセンターふくおか

名称	住所	電話番号 FAX 番号	担当小学校区		
早良第 1	〒814-0011 高取 2-17-31 コスモ藤崎	846-8011 846-8016	高取	室見	
早良第 2	〒814-0022 原 3-9-25 萩ビル 102	834-7796 834-7204	大原 原北	小田部	原
早良第 3	〒814-0032 小田部 2-10-10 プラトウ小田部	832-8433 823-0433	有住	原西	
早良第 4	〒814-0165 次郎丸 1-1-57 ビレッジ城月	874-2711 874-2712	有田	賀茂	
早良第 5	〒814-0022 原 6-28-9 デイライト山田	852-3011 852-3012	飯倉	飯倉中央	飯原
早良第 6	〒811-1102 東入部 6-17-1	804-8411 804-8412	入部	四箇田	
早良第 7	〒811-1122 早良 6-2-19	834-8721 834-8291	内野 曲渕	早良	脇山
早良第 8	〒814-0002 西新 4-9-38 第 1 山口ビル 3 階	834-2325 834-3788	西新	百道	百道浜
早良第 9	〒814-0171 野芥 1-7-1 ルミナス1階	863-8011 863-8012	田隈	田村	野芥
西第 1	〒819-0002 姪の浜 4-8-2 えきマチ 1 丁目姪浜 2 階	881-8011 881-8021	愛宕 能古	愛宕浜 姪北	小呂
西第 2	〒819-0005 内浜 1-7-1 北山興産ビル 2 階	885-8911 885-8913	内浜 姪浜	玄界	福重
西第 3	〒819-0041 拾六町 5-16-12 ポートエル 102	882-7080 882-7088	城原	西陵	
西第 4	〒819-0042 壱岐団地 135-13	892-2121 892-2122	壱岐南	金武	
西第 5	〒819-0168 今宿駅前 1-3-3 アウローラ 1 階	807-6811 807-6831	今宿	今津	北崎
西第 5 北崎支所	〒819-0201 大字宮浦 1963-3	805-2611 805-2612	玄洋		
西第 6	〒819-0025 石丸 3-1-10 ラインハイト清澄	834-2280 834-2358	石丸	下山門	
西第 7	〒819-0042 壱岐団地 76-1	812-5711 812-5712	壱岐	壱岐東	
西第 8	〒819-0373 周船寺 2-1-25 クイーンズビル周船寺 1 階	834-8547 834-8504	西都 元岡	西都北	周船寺

VIII 問い合わせ先一覧

○福岡市の福祉関係施設・関連団体

名 称	所 在 地	電 話	FAX
福岡市市民福祉プラザ (ふくふくプラザ)	〒810-0062 中央区荒戸3-3-39	731-2929	731-2934
福岡市健康づくりサポートセンター	〒810-0073 中央区舞鶴2-5-1 あいれふ内	751-7778	751-2572
福岡市精神保健福祉センター	〒810-0073 中央区舞鶴2-5-1 あいれふ内	737-8825	737-8827
福岡市社会福祉協議会	〒810-0062 中央区荒戸3-3-39	751-1121	751-1509
市ボランティアセンター		713-0777	713-0778
東区社協事務所 (ボランティアセンター)	〒812-0053 東区箱崎 2-54-27 東保健所 1 階	643-8922	643-8923
博多区社協事務所 (ボランティアセンター)	〒812-8512 博多区博多駅前 2-8-1 博多区役所6階	436-3651	436-3652
中央区社協事務所 (ボランティアセンター)	〒810-8622 中央区大名2-5-31 中央区役所1階	737-6280	737-6285
南区社協事務所 (ボランティアセンター)	〒815-8501 南区塩原3-25-1南区役所別館内	554-1039	557-4068
城南区社協事務所 (ボランティアセンター)	〒814-0103 城南区鳥飼5-2-25 城南保健所1階	832-6427	832-6428
早良区社協事務所 (ボランティアセンター)	〒814-0006 早良区百道1-1-1UMIBE BLD.1階	832-7383	832-7382
西区社協事務所 (ボランティアセンター)	〒819-0005 西区内浜1-7-1-101 ウエストコート姪浜北山興産ビル1階	895-3110	895-3109
東区老人福祉センター東香園	〒813-0003 東区香住ヶ丘1丁目 9-1	671-2213	671-2214
博多区老人福祉センター長生園	〒812-0044 博多区千代1丁目 1-42	641-0903	641-0907
中央区老人福祉センター舞鶴園	〒810-0072 中央区長浜1丁目2-15	771-7677	716-0046
南区老人福祉センター若久園	〒815-0042 南区若久6丁目 29-1	511-7255	511-7558
城南区老人福祉センター寿楽園	〒814-0143 城南区南片江2丁目 32-1	861-1123	861-1123
早良区老人福祉センター早寿園	〒811-1101 早良区重留7丁目8-8	804-7750	804-7751
西区老人福祉センター福寿園	〒819-0162 西区今宿青木 1043-31	891-2727	891-2727
福岡市社会福祉事業団	〒810-0062 中央区荒戸3-3-39	731-3711	731-3722

Ⅷ 問い合わせ先一覧

○税務署

管轄区域	名 称	所 在 地	電 話
東区の一部・博多区	博多税務署	〒812-8706 東区馬出1-8-1	641-8131
東区の一部	香椎税務署	〒813-8681 東区千早6-2-1	661-1031
中央区・南区	福岡税務署	〒810-8689 中央区天神4-8-28	771-1151
城南区・早良区・西区	西福岡税務署	〒814-8602 早良区百道1-5-22	843-6211
聴覚障害者用ファクシミリ ※ファクシミリによる各種申告書等の提出はできませんのでご注意ください。			FAX 411-0124

○区役所 課税課市民税係

区役所	電話番号（直通）	区役所	電話番号（直通）
東 区	645-1026	城南区	833-4032
博多区	419-1027	早良区	833-4320
中央区	718-1038	西 区	895-7017
南 区	559-5041		

○国の雇用・年金相談施設

管轄	名 称	所 在 地	電 話
雇 用	東区	ハローワーク福岡東 〒813-8609 東区千早 6-1-1	672-8609
	博多区・中央区・南区(那の川1～2丁目)・城南区・早良区	ハローワーク福岡中央 〒810-8609 中央区赤坂 1-6-19	712-8609
	南区※那の川1～2丁目除く	ハローワーク福岡南 〒816-8577 春日市春日公園 3-2	513-8609
	西区	ハローワーク福岡西 〒819-8552 西区姪浜駅南 3-8-10	881-8609
	—	シティハローワークはかた ※雇用保険の受給手続除く 〒812-0011 博多区博多駅前 2-9-28 福岡商工会議所ビル1F	292-7980
	—	シティハローワークみなみ ※雇用保険の受給手続除く 〒815-0083 南区高宮 3-3-1 福岡市男女共同参画推進センター・アミカス1F	791-2121
	—	ハローワークプラザ福岡 ※雇用保険の受給手続除く 〒810-0001 中央区天神 1-4-2 エルガーラ 12F	716-8609
	—	シニア・ハローワークふくおか ※雇用保険の受給手続除く 〒812-0011 博多区博多駅前 2-9-28 福岡商工会議所ビル1F	292-7989
年 金	東 区	東福岡年金事務所 〒812-8657 東区馬出 3-12-32	年金を請求される人、年金を受給されている人及び一般の年金相談は 0570-05-1165 ※050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165 にお電話ください。
	博多区	博多年金事務所 〒812-8540 博多区博多駅東 3-14-1	
	中央区	中福岡年金事務所 〒810-8668 中央区大手門 2-8-25	
	南 区	南福岡年金事務所 〒815-8558 南区塩原 3-1-27	
	城南区・早良区・西区	西福岡年金事務所 〒819-8502 西区内浜 1-3-7	

Ⅷ 問い合わせ先一覧

○福岡市公民館連絡先一覧

(令和6年4月 1 日現在)

館 名	電話番号	FAX 番号	館 名	電話番号	FAX 番号
東区			月 隈	503-4106	503-4183
馬 出	651-0605	651-0609	那 珂	471-9329	471-9330
筥 松	621-4999	621-5017	板 付	581-1117	581-2455
箱 崎	651-7708	651-7713	那 珂 南	571-4319	571-4519
香 椎	661-3258	661-3517	春 住	441-6269	441-6273
多 々 良	691-3767	691-2642	東 吉 塚	611-2001	611-2027
名 島	681-0155	681-0350	板 付 北	574-0651	574-2099
和 白	606-3001	606-5262	東 月 隈	504-1360	504-1395
香 住 丘	681-4704	681-4796	美 野 島	474-0070	474-0074
千 早	661-3240	661-3246	三 筑	573-4664	573-4671
志 賀	603-6706	603-6172	弥 生	451-4534	451-4563
西 戸 崎	603-0201	603-6174	堅 粕	473-6010	473-6140
若 宮	662-5454	662-5458	中央区		
美 和 台	607-0294	607-4342	大 名	751-4212	751-7691
城 浜	671-6181	671-6286	当 仁	751-6824	751-7548
和 白 東	607-2442	607-2962	簀 子	712-2268	712-5563
八 田	681-5371	681-5374	警 固	731-4655	731-4489
舞 松 原	672-2199	672-2280	春 吉	761-2528	761-6375
香 椎 東	672-7098	672-7110	草 ケ 江	741-7998	741-5812
奈 多	607-4697	607-4828	平 尾	531-6885	531-6961
青 葉	691-9799	691-3046	高 宮	531-0029	531-0037
香 椎 浜	682-1697	682-1827	赤 坂	751-4691	751-7734
香椎下原	682-6334	682-6349	笹 丘	761-7375	761-0143
東 箱 崎	632-4127	632-4139	舞 鶴	771-3541	771-6684
千 早 西	683-3933	683-3947	南 当 仁	741-9053	741-9162
松 島	612-1533	612-1534	小 笹	531-9428	531-9429
香 陵	663-4485	663-4487	福 浜	761-8060	761-4598
三 苫	606-4511	606-6602	城南区		
照 葉	674-3101	674-3102	長 尾	871-5619	871-5198
照 葉 北	410-6071	410-6072	鳥 飼	821-5227	821-5247
博多区			別 府	821-7489	821-2308
冷 泉	281-2245	281-2260	七 隈	871-6905	871-5247
奈 良 屋	271-4461	271-4468	堤	863-5533	863-6358
御 供 所	281-5512	281-5578	城 南	843-9418	843-8693
大 浜	281-0343	262-4619	片 江	871-1219	871-5319
住 吉	441-6955	441-6956	金 山	801-2830	801-5149
東 光	411-7792	411-7956	南 片 江	862-2453	862-2459
千 代	651-0066	651-0082	田 島	822-0307	822-6907
吉 塚	611-6320	611-6326	堤 丘	861-4821	861-4834
東 住 吉	431-1271	431-1281			
席 田	611-0315	611-0386			

Ⅷ 問い合わせ先一覧

○福岡市公民館連絡先一覧

館 名	電話番号	FAX 番号	館 名	電話番号	FAX 番号
南区			賀 茂	863-7741	863-7952
三 宅	541-1088	541-1099	有 田	861-7679	861-0943
花 畑	566-9061	566-9841	野 芥	862-3119	862-3122
玉 川	541-3212	541-3214	大 原	822-0428	822-0999
西 高 宮	531-4767	531-4768	四 箇 田	811-2180	811-3330
日 佐	591-5542	591-6096	飯 原	864-4545	864-6493
大 楠	521-7044	521-1026	有 住	822-0352	822-6603
若 久	541-4200	541-4208	田 村	862-7349	862-5467
宮 竹	581-5050	581-5051	内 野	804-8512	804-8514
長 住	551-4189	551-4190	飯倉中央	851-3565	851-3578
老 司	565-1700	565-1849	小 田 部	851-8846	851-2295
西 花 畑	567-0072	567-0073	入 部	803-1247	803-2460
筑 紫 丘	512-6477	512-6480	脇 山	803-1815	803-2477
長 丘	511-0456	511-0467	百 道 浜	845-5859	845-5761
弥 永	582-4645	582-4655	西区		
東 花 畑	511-6655	511-6657	姪 浜	881-0384	881-0399
弥 永 西	582-9620	582-9621	壱 岐	881-1093	881-1544
東 若 久	541-9548	541-9549	能 古	881-0873	881-0331
鶴 田	566-2593	566-9896	玄 洋	806-9811	806-9813
野 多 目	565-4223	565-4237	今 津	806-2021	807-2550
高 木	585-1332	585-1394	金 武	812-1967	812-5811
大 池	511-4231	511-4232	周 船 寺	806-1371	806-1395
塩 原	541-0547	541-0564	元 岡	806-5132	806-5130
柏 原	565-8978	565-8993	北 崎	809-1733	809-1319
西 長 住	551-3515	551-3519	玄 界	809-1243	809-1318
横 手	572-5661	572-5662	下 山 門	881-8383	881-8384
早良区			内 浜	882-1371	882-6576
西 新	851-9925	851-9926	壱 岐 南	812-0686	812-6755
原	821-6414	821-5892	西 陵	891-6342	891-2990
高 取	851-9705	851-9715	壱 岐 東	811-2185	811-0584
田 隈	863-7151	863-7153	石 丸	881-4983	881-4986
室 見	843-9577	843-4974	福 重	882-1839	882-4577
百 道	831-2401	831-6673	愛 宕	891-7962	891-4677
原 西	851-7683	851-7763	城 原	891-7966	891-7095
早 良	804-2420	804-2448	今 宿	806-0242	806-0271
原 北	831-7556	831-1607	愛 宕 浜	885-4551	885-4539
飯 倉	864-0818	864-9185	姪 北	895-1075	895-1076
			西 都	834-2352	834-2353
			西 都 北	707-7746	707-7747

認知症コミュニケーション・ケア技法

ユマニチュード®

「ユマニチュード」とは、認知症の人に
優しさを伝えるコミュニケーションの技術です。

見る



見ることで相手に
伝わるメッセージがあります

話す



ゆっくりとした穏やかな言葉は
相手に安心を届けます。

触れる



触れるときは相手の手を下から
支えることで優しさを伝えます。

立つ



1日合計で20分立つ時間を作れば、
寝たきりを予防できます。

(イラスト提供) 日本ユマニチュード学会

福岡市は、認知症の人が認知症とともに、住み慣れた地域で安心して
自分らしく暮らせるまち「認知症フレンドリーシティ」を目指し、
ユマニチュードの講座を対象別に行っています。(詳細 P55)

高齢者保健福祉のあらまし 令和6年度版

発行
編集

令和6年7月
福岡市福祉局高齢社会政策課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1
電話 092-711-4595
FAX 092-733-5914
メール: koreisyakai.PWB@city.fukuoka.lg.jp

